

## 令和元年12月定例会会議録（第1号）

令和元年12月6日 金曜日 午前10時00分開会  
議長 下山准一 副議長 新田道尋

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	庄司里香	議員
3番	叶内恵子	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
財政課長	平向真也	税務課長	加藤功
市民課長	荒田明子	環境課長	森正一
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	亀井博人	看護師養成所 開設準備課長	田宮真人
農林課長	三浦重実	商工観光課長	荒澤精也
都市整備課長	長沢祐二	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	吉田浩志	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	武田信也	学校教育課長	高橋昭一
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司

監事 査務 委員 局長	山 科 雅 寛	選挙管理委員会 会長	矢 作 勝 彦
選挙管理委員会 会長	小 関 孝	農業委員会 会長	浅 沼 玲 子
農業委員会 会長	津 藤 隆 浩		

### 事務局出席者職氏名

局 長	滝 口 英 憲	総 務 主 査	叶 内 敏 彦
主 任	小 松 真 子	主 任	小 田 桐 ま な み

### 議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年 1 2 月 6 日 金曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第 1 2 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

(一括上程、提案説明)

- 日程第 5 議案第 6 8 号令和元年度新庄市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 6 議案第 6 9 号令和元年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 7 議案第 7 0 号令和元年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 8 議案第 7 1 号令和元年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 議案第 7 2 号令和元年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 0 議案第 7 3 号令和元年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 1 議案第 7 4 号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 1 2 議案第 7 5 号新庄市デジタル防災行政無線 (同報系) 整備工事請負契約 (令和元年議案第 4 1 号) の一部変更について
- 日程第 1 3 議案第 7 6 号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定 (平成 3 0 年議案第 3 5 号) の一部変更について

(一括上程、提案説明、総括質疑)

- 日程第 1 4 議案第 7 7 号新庄市課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 議案第 7 8 号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 7 9 号新庄市職員恩給条例を廃止する条例について

- 日程第17 議案第80号新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第81号新庄市民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第82号新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第83号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第84号新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第85号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第86号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第87号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第88号新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第89号新庄市昭和活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第90号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第91号新庄市新庄駅前ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第92号新庄市新庄駅東口交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第93号新庄市民文化会館の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第94号雪の里情報館の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第95号新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第96号新庄市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第97号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案及び請願の各常任委員会付託

## 本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

## 開 会

**下山准一議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者はありません。

これより令和元年12月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

### 日程第1 会議録署名議員指名

**下山准一議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において今田浩徳君、石川正志君の両名を指名いたします。

### 日程第2 会 期 決 定

**下山准一議長** 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

（石川正志議会運営委員長登壇）

**石川正志議会運営委員長** おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

去る11月29日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め

議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和元年12月定例会の運営について協議をしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付しております令和元年12月定例会日程表のとおり、本日から12月18日までの13日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、報告1件、補正予算7件、議案23件、請願2件の計33件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告1件の後、議案第68号から議案第74号の補正予算7件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、12月18日最終日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第75号及び議案第76号の議案2件につきましては、本日提案説明をいただき、委員会への付託を省略して本日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第77号から議案第97号の議案21件につきましては、本日の本会議に上程し、提案説明の後に総括質疑を行い、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は6名であります。よって、1日目4名、2日目2名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含め1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

**下山准一議長** お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員

長から報告のありましたとおり、本日から12月18日までの13日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、会期は12月6日から12月18日までの13日間と決しました。

### 令和元年12月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要
第1日	12月6日	金	本会議	議場	午前10時	開会。行政報告。報告(1件)の説明。補正予算(7件)の一括上程、提案説明。議案(2件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(21件)の一括上程、提案説明、総括質疑。議案及び請願の各常任委員会付託。
第2日	12月7日	土	休 会			
第3日	12月8日	日				
第4日	12月9日	月	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第5日	12月10日	火	常任委員会	産業厚生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査
第6日	12月11日	水	本会議	議場	午前10時	一般質問 山科正仁、小嶋富弥、山科春美、 八鍬長一の各議員
第7日	12月12日	木	本会議	議場	午前10時	一般質問 叶内恵子、佐藤悦子の各議員
第8日	12月13日	金	休 会			本会議準備のため
第9日	12月14日	土	休 会			
第10日	12月15日	日				
第11日	12月16日	月	休 会			本会議準備のため
第12日	12月17日	火	休 会			本会議準備のため
第13日	12月18日	水	本会議	議場	午前10時	各常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算(7件)の質疑、討論、採決。

### 日程第3市長の行政報告

**下山准一議長** 日程第3市長の行政報告をお願いします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

雪は新庄につきものではありますが、一気に降り過ぎると少し慌てるような朝となりましたが、皆さんいかがでしょうか。

それでは、ここで行政報告をさせていただきます。

新庄市体育館の利用料金の過誤徴収について御説明申し上げます。

既にマスコミ報道等において御承知のことと存じますが、市の体育施設であります新庄市体育館におきまして、使用者の皆様からいただいております利用料金を過大に徴収しておりました。

この施設につきましては、一般財団法人新庄市体育協会が指定管理者として管理運営しておりますが、その施設の使用料について平成28年4月1日から利用料金として市体育協会が収納することとしておりました。その際に、同日から施行された新庄市体育施設等管理使用規則の改正によって、照明器具の使用料が廃止されたことの認識がなく、改正前のままの照明器具の使用料を加算した上で利用料金を徴収してしまっていたものでございます。

なお、このことは、このたびの施設使用料の見直しにおいて判明したものでございます。市体育協会からは平成28年4月1日から利用料金の一部を過大に徴収してしまっていたことやその利用料金を全額返金するため、現在、返金先や返納金額などの確認作業を行っていることについて12月3日に報告を受け、今後の対応とし

て返金額などの確認作業が終了次第、速やかに使用者へ返金するとの報告を受けております。

また、指定管理者が管理運営する施設を所管する課においては、指定管理者の適正な事務執行を管理監督する責務をいま一度深く自覚し、常に確認作業を怠らず業務に当たるよう指示したところでございます。

このたびの件につきましては、施設を使用される皆様を初め、市民の皆様大変御迷惑をおかけいたしましたこととおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

### 日程第4報告第12号損害賠償の額の決定についての専決処分 の報告について

**下山准一議長** 日程第4報告第12号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 報告第12号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明いたします。

本件については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和元年10月15日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

損害賠償の原因につきましては、令和元年7月16日午後4時35分ころ、市内昭和地内において、本市スクールバスが市道から県道へ進入の際、県道走行中の車両との接触事故により、当該スクールバスに乘車していた児童が負傷したものであります。

相手方との示談が調いましたので、10月15日

に損害賠償の額の決定についての専決処分を行いました。損害賠償の額は5万919円であり、全て保険の適用となっております。

また、接触事故により損傷した双方の車両の修理につきましては、相手方と示談に向けた交渉を継続中ではありますが、当該物損事故に関する損害賠償の額については、示談が調い次第市議会へ報告もしくは提案させていただく予定としております。

今後ともスクールバスの運行につきましては、児童生徒の安全確保を第一に運転手への注意喚起と安全運転に努めてまいります。

以上、報告であります。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました報告第12号については、地方自治法第180条第2項の規定による議会の委任による専決処分の報告でありますので、御了承をお願いします。

## 議案7件一括上程

**下山准一議長** 日程第5議案第68号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第3号）から日程第11議案第74号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算7件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第68号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第3号）から議案第74号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算7件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、議案第68号から議案第74号までの令和元年度新庄市一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第68号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ1億8,018万円を減額し、補正後の予算総額を191億6,366万8,000円とするものであります。

5ページの第2表におきましては、県営土地改良事業費負担債及び臨時財政対策債の額の変更を行っております。

8ページからの歳入では、生活保護費等扶助費の増額に対応した歳入の増額補正として、14款国庫支出金に生活保護費等負担金などを計上しております。

また、14款国庫支出金及び15款県支出金に幼児教育・保育の無償化に伴う交付金をそれぞれ新規で計上しております。

また、15款県支出金のうち、農林水産業費県補助金において、多面的機能支払交付金の精算に伴う分と森林・林業再生基盤づくり交付金の事業実施主体の事業の先送りによる減分といたしまして、合わせて5億9,000万円ほどの減額補正をしております。

次に、歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

12ページ、3款民生費には日新放課後児童クラブの保育室拡張に伴う諸経費や幼児教育・保育の無償化に伴う費用を新規計上するとともに、生活保護事業費を増額補正しております。

6款では、歳入でも申しあげました多面的機能支払交付金の確定に伴う変更及び森林・林業再生基盤づくり交付金の減額補正をしております。

また、8款に道路の除排雪事業費として、除排雪業務委託料及び除排雪車借上料を追加補正しております。

10款では、小学校教科書改訂に伴う指導書な

どの費用や来年度必要となる特別支援教室等へのエアコンの設置費用を計上しております。

続きまして、23ページからの特別会計ですが、議案第69号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第73号後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの5特別会計及び議案第74号水道事業会計補正予算につきましても、今年度のそれぞれの事業の執行に必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させますので、御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

(平向真也財政課長登壇)

**平向真也財政課長** それでは、私のほうからは、議案第68号から議案第73号までの補正予算案につきまして御説明申し上げます。

最初に、議案第68号一般会計補正予算(第3号)につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1億8,018万円を減額し、補正後の総額を191億6,366万8,000円とするものでございます。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思っております。

次に、5ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表地方債補正でございますが、県営土地改良事業負担金の変更に伴う補正を行うとともに、臨時財政対策債を増額補正するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

8ページをごらんいただきたいと思っております。

初めに、10款地方交付税でございますが、普通交付税の今年度の交付予定額の一部をこのた

びの補正財源として計上してございます。

14款国庫支出金でございますが、1項の国庫負担金におきまして、幼児教育・保育の無償化に伴う交付金及び歳出の扶助額増額に対応する生活保護費等負担金を増額補正してございます。

また、8ページ下段の15款県支出金でございますが、2項4目農林水産業費県補助金におきまして多面的機能支払交付金の額確定に伴い、補助金を減額補正しております。

さらに、森林・林業再生基盤づくり交付金につきましては、事業実施主体が事業を先送りすることとなったことから、交付金の全額を減額補正してございます。

9ページの19款繰越金では、このたびの予算補正に充てる財源として前年度繰越金を計上しております。

20款諸収入には、最上広域からの平成30年度分の分担金の精算による還付金や多面的機能支払交付金の過年度分に係る返還金などを計上しております。

21款市債には、第2表地方債でも御説明しましたとおり、それぞれの市債を補正してございます。

続きまして、10ページからの歳出につきまして御説明申し上げます。

初めに、最上広域市町村圏事務組合分担金の変更分につきましては、全体を通して必要な金額の補正を行っているものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思っております。

3款民生費につきまして、2項1目児童福祉総務費の子ども・子育て支援新制度事業費では、日新放課後児童クラブの保育室拡張に伴う必要経費と第3子以降児童保育料免除事業として給食費分の補助金を新規で補正してございます。

その下の子育てのための施設等利用給付費につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う認可外施設等に係る市負担分について新規計上するものでございます。

13ページの3項1目生活保護総務費におきましては、医療扶助の適正化を目的に今後制度化されず被保護者の健康管理支援事業に要する費用を補正しております。

また、2目扶助費の生活保護事業費におきましては、医療及び介護扶助費を増額補正するとともに、平成30年度分国庫支出金の精算による返還金を計上してございます。

次に、15ページをお開きいただきたいと思います。

6款1項5目農地費では、多面的機能支払交付金の確定に伴う事業費の整理を行ってございます。

また、2項1目林業振興費の森林・林業再生基盤づくり交付金につきましては、歳入でも御説明いたしました、事業実施主体が事業を先送りすることとなったことから、交付金の全額を減額するものでございます。

次に、17ページをごらんいただきたいと思います。8款6項雪対策費でございます。除排雪業務に係る委託料及び借上料を増額補正してございます。

18ページの10款1項3目教育指導費には、小学校教科書の令和2年度改訂に伴う教師用指導書等の購入費として図書購入費を計上してございます。

また、2項小学校費、3項中学校費及び4項義務教育学校費の各1目学校管理費に計上しております修繕料につきましては、来年度新たに必要となります特別支援教室等へのエアコン設置等に係る費用を計上してございます。

20ページの5項11目社会体育費のスポーツコミュニティ推進事業費につきましては、地域おこし協力隊の応募がなかったことから減額するものでございます。

以上で一般会計を終わります。特別会計のほうに入らせていただきます。

23ページをごらんいただきたいと思います。

議案第69号国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ5,561万3,000円を追加し、補正後の予算総額を34億4,695万6,000円とするものでございます。

26ページをごらんください。

歳入では、3款に保険給付費等普通交付金を、7款諸収入に保険給付費等交付金返還金をそれぞれ増額補正してございます。

歳出では、2款2項高額療養費におきまして一般被保険者高額療養費を増額補正するなど、執行状況に合わせた補正を行ってございます。

次に、29ページをごらんください。

議案第70号公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ808万9,000円を減額し、補正後の予算総額を16億56万8,000円とするものでございます。

31ページの第2表地方債補正につきましては、事業費に合わせて公共下水道事業債を減額するものでございます。

33ページをごらんいただきたいと思います。

歳入では、事業費の減に合わせて3款国庫支出金及び7款市債をそれぞれ減額補正してございます。

34ページの歳出になりますが、2款1項下水道建設費におきまして、建設事業の進捗に合わせた事業費の補正を行うものでございます。

続きまして、35ページをごらんください。

議案第71号農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ36万1,000円を追加し、補正後の予算総額を8,651万7,000円とするものでございます。

38ページをごらんください。

歳出では、施設管理事業費に施設の修繕料を計上し、その財源といたしまして歳入に一般会計からの繰入金を補正してございます。

次に、39ページをごらんください。

議案第72号介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ

4万8,000円を追加し、補正後の予算総額を39億1,344万5,000円とするものでございます。

内容といたしましては、44ページになりますが、歳出になります。

職員給与費の必要な補正を行うとともに、歳入につきましても、歳出の補正に合わせた財源の補正を計上しているものでございます。

次に、45ページをごらんください。

議案第73号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、補正後の予算総額を4億1,724万4,000円とするものでございます。

内容といたしましては、48ページになりますが、歳出に平成30年度国庫補助金の精算に伴う返還金を計上し、その財源といたしまして歳入に繰越金を補正するものでございます。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

（奥山茂樹上下水道課長登壇）

**奥山茂樹上下水道課長** 議案第74号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

第1条、令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量の補正につきましては、後ほど資本的支出の補正の中で説明いたしますが、建設改良事業費について補正するため記載したものであります。

第3条、収益的支出の補正ですが、支出の第1款水道事業費用につきまして、既決予定額10億8,585万6,000円に補正予定額347万1,000円を増額し、計10億8,932万7,000円とします。これは、企業職員の法定福利費の減額及び漏水修繕等の増額について計上するものであります。

次に、第4条、資本的支出の補正ですが、第1款資本的支出の既決予定額4億8,991万円に、補正予定額4万1,000円を増額し、計4億8,995万1,000円とします。これは企業職員の法定福利費の増額によるものであります。

続きまして、2ページをお開きください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正ですが、職員給与費の既決予定額5,425万1,000円に補正予定額2万9,000円を増額し、5,428万円とします。

以上、令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第74号までの補正予算7件については、委員会への付託を省略し、12月18日、定例会最終日の本会議において審議をいたします。

## 日程第12議案第75号新庄市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約（令和元年議案第41号）の一部変更について

**下山准一議長** 日程第12議案第75号新庄市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事請負契約（令和元年議案第41号）の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議案第75号新庄市デジタル防災行政無線(同報系)整備工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本年6月定例会において御可決いただき、工事着手を進めております新庄市デジタル防災行政無線(同報系)整備工事につきまして、契約内容について変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により御提案申し上げるものであります。

変更する内容でございますが、契約金額について794万9,700円増額いたしまして2億9,394万9,700円とするものであります。

変更内容としましては、軟弱地盤に位置する7カ所の設置場所について工法及び設置場所の変更を行い、また二ツ屋局と中継局の統合とそれに伴う子局の追加を行う必要が生じたことに伴い、工事の設計の一部変更を行うものであります。

以上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** ただいま説明のありました議案第75号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** 状況によって変更というのは、これはあり得ることだと思いますけれども、この場所を詳しく教えてください。

**森 正一環境課長** 議長、森 正一。

**下山准一議長** 環境課長森 正一君。

**森 正一環境課長** ただいま場所についての御質問でございます。くい基礎の変更7カ所ございます。1カ所は吉沢、もう一カ所は冷水沢、それから上西山、あたご、それから金沢東公園、柏木山、上野・蛇塚、長坂と、くい基礎部分はこの場所になっているところです。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** これ、最初からわからなかったんだかな。調査してわかったのかな。どうなんでしょうか。

あと、それをやることによって大丈夫かというようなことをお聞きします。

**森 正一環境課長** 議長、森 正一。

**下山准一議長** 環境課長森 正一君。

**森 正一環境課長** 先にわからなかったのかという御質問でございます。施工する場所、子局の設置場所につきましては、やはり町内の希望する場所、それから電波の届きやすい場所と、2つの希望といたしますか、設置場所になりますので、やはりその希望された場所で電波がきちんと受けられるかというような両方の場所が成立するところということで、あらかじめ地盤調査はしていないというところでございます。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** 最初地域の住民の方々の要望を取り上げた。しかし、行う段階になって電波とか、地盤とかわかって変更だという理解でよろしいのでしょうか。そして、安全・安心な設備になるというようなことは大丈夫なんですか。その辺もう一度確認したいと思います。

**森 正一環境課長** 議長、森 正一。

**下山准一議長** 環境課長森 正一君。

**森 正一環境課長** 最近の災害等を顧みますと、やはり台風による風の被害が大きいところでござ

ございます。そういう点で考えても、やはり基礎部分をしっかりとした形で建てるというようなことで進めてきましたので、これで大丈夫だと私は考えております。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 工事の変更箇所については、ただいま12カ所、軟弱地盤だということまで小嶋議員の質問でわかりました。この工事なんですけど、これまで説明もあったんですけど、実際的にどのような工事に変更になるのかということと、あとは先ほど子局の追加があったということです。かねてから設置の場所は地図に落とされているものを配付されているんですけど、その子局の追加、どちらになるのか伺います。

**森 正一環境課長** 議長、森 正一。

**下山准一議長** 環境課長森 正一君。

**森 正一環境課長** 調査した結果でございますが、軟弱地盤でございますが、やはり軟弱地盤でもそれなりの地力があるところと、あと全然地力がないところというのがございまして、それなりの地力があるところにつきましては、基礎を大きくとってそれに対応したと。

それから、軟弱地盤、地力の少ないところにおきましては、くい基礎といまして、くいを底まで打ったような形で、それで支えるというような工法にしております。

それから、局の追加でございますが、文化会館に局を追加しまして、聞こえにくい、計算上は桧町とか、そこら辺まで聞こえるところだったんですけど、やはり音達検査をした中で文化会館に建てるのがいいのではないかというようなことで、その部分に1つ追加をしております。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 工事がこれまでコンクリートで基礎をつくって差し込むという形のと

ころが軟弱なために根巻きをして深く入れていくということで、強度を確保できるという工事かと思えます。より安心・安全を本当に追求していただきたいと思って、この工事の適性をまた管理・監督していただきたいと思えます。

あと、子局なんですけれども、前ずっといただいていた図面を見て、市街地にスピーカーの場所を落とした図面はもう何回かいただいている中で、やっぱり不安に思っていたのが明倫中学校域だと思ったんです。どうしても空白になっているなど。

それが専門家がデジタル無線の音をどのくらいの広がりがあるかというのは計算上では効果を得られるとしているかもしれないんですけども、桧町のエリアであったり、郷野目さんがあるあたりがずっと空白地帯にならないだろうかと思っていて、それが今2つの子局を文化会館に設置するというかと思うんですが、ただ、文化会館からもそちら側のほうにちゃんと届くのかどうなのか。

もし届かない場合、結局また追加にならないのかどうなのか、そこを確認しておきたいと思えます。どんなふうな計算をして明倫中を中心とした桧町であったり、あのあたり、ちゃんと音が届いているというのをどういうふうにして確認しているのかというのを伺いたいと思えます。

**森 正一環境課長** 議長、森 正一。

**下山准一議長** 環境課長森 正一君。

**森 正一環境課長** 計算上は本当は桧町あたり、ほかの周りの局で対応できるという計算上はなっていたんですけど、やはり風や特に建物の影響が大きいです。それで、文化会館に設置しまして、桧町、議員がおっしゃる明倫学区のほうに届くような設計をしたところなんです。対応としましては、スピーカー、指向性のある、遠くに届くようなスピーカーをつけまして、不感地帯といえますか、そちらのほうに届くよう

な設計をしたところでございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 最近、建物の性能がよくなって、一般住宅の家のサッシの性能がよくなって二重であったり、ペアであったり含めて、そして、全部、全市にデジタル無線が設置された後、どういう形で各戸に、住民全員が一人残らず、その情報をデジタル無線からとらなければいけないわけです。ちゃんと情報をとれるのかとれないかというその検証というのは設置した後どのように考えていますか。また、とれない場合、どのような対策をしていくと考えていますか。

**森 正一環境課長** 議長、森 正一。

**下山准一議長** 環境課長森 正一君。

**森 正一環境課長** 今回、市内全域にデジタル防災行政無線を設置、ただいま工事を進めているところでございます。最近の家屋につきましては、密閉性が高くて音もなかなか聞こえづらいという特徴もあるかと思えます。

音に関しては先ほど説明したとおり、市内全域で聞こえるというようなことでございます。それがもし聞こえないとすれば、今回、お配りしたハザードマップにも防災無線、どういう内容で流したかと聞ける電話もございますし、また、避難の指示とか、そういうものに関しましては、エリアメール等、携帯やスマホを活用した情報手段を活用していきたいと。

また、今後、例えば携帯につきましては、5Gというまた新しい通信手段が出てきておりますので、そういうものに対応したものがつくられてくるのではないかと、そういうのも期待しているところです。以上です。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番（山科正仁議員）** お伺いしますが、今度

は市内のほうにというか、住宅地に入ってきているというふうな考えなんですけれども、今までは山間部とか、ある程度住宅離れたところに設置ということで問題はなかったと思うんですが、これから住宅地近辺に建てられるということで、設置後にいろんな問題点が上がってくると思うんです。

例えばさっき叶内議員もおっしゃいましたけれども、騒音とか、音響の問題とか、例えば家に響いてくるとか、そういう問題あった場合の対処方法と、あと緊急の場合はしようがないでしょうけれども、ある程度騒音、昼だけはゆっくりしたいという方もいらっしゃると思います、例えばその地域、その1カ所だけを昼流れている市民歌ですか、それをとめるとか、そういった方策はとれるんでしょうか。

**森 正一環境課長** 議長、森 正一。

**下山准一議長** 環境課長森 正一君。

**森 正一環境課長** やはり市内に設置したということでもさまざまな方いらっしゃると思います。今までも例えば夜勤があつて、特に近くの方だったものですから、昼は流さないでほしいということがありました。その際は夕方流すというようなことで対処したところです。

また、学校が近いところではやはり12時、授業中流されても困るというようなこともありましたので、4時とか、5時とか、あと音色、音も変えられますので、カラスとか、秋とか、季節によって音色も変えまして流しているというようなことでございます。できるだけ地域の要望を受けて、みんなが納得するような形で進めていきたいと思えます。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第75号新庄市デジタル防災行政無線(同報系)整備工事請負契約(令和元年議案第41号)の一部変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

### 日程第13議案第76号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定(平成30年議案第35号)の一部変更について

**下山准一議長** 日程第13議案第76号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定(平成30年議案第35号)の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議案第76号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

変更の内容につきましては、委託金額を5億2,690万円から990万円減額して5億1,700万円に変更するものであります。

変更の理由といたしましては、委託先である日本下水道事業団が工事発注時に設計単価の競争見積もりを行い、設計価格の縮減に努めたほか、請負差金、設計内容の再精査などにより工事委託金額を減額するものであります。

以上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** ただいま説明のありました議案第76号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**4番(八鍬長一議員)** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4番(八鍬長一議員)** 私からは3点についてお尋ねします。

最初に地下にかかわる工事でありますので、掘ってみなければわからないという点については、そういうことがたくさんありますので、協定の変更についてははととするものであります。1点目、約1,000万円の減額であります。主要な部分でどう設計変更しようとするのか。

2点目は、この設計の変更によって、設計の変更もこれからするわけですね。そのことを確認した上で、これからの工事でありますから、年度内に完了するんでしょうか。それによって継続費もしくは繰越明許とか、そういう手法も今後出てくるんでしょうか。

3点目は、この設計変更によって利用者に影響は何かあるんでしょうか。お願いします。

**奥山茂樹上下水道課長** 議長、奥山茂樹。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 協定の変更の内容についてでありますけれども、総額で990万円の減額

ということですがけれども、先ほど市長からもありましたように、設計する際に、積算する際に、単価につきまして競争見積もりを行いまして設計単価の縮減に努めたほか、一般競争入札におきまして落札率が約9割というところも電気設備工事についてはありましたので、そちらの請負差金等を利用しまして必要な工事のほうを増額しております。

ただ、全体としましては予算額が決まっておりますので、その中での当初請負金額よりも増額はいたしましたけれども、結果として990万円の残になったということでもあります。

協定変更これから行いますけれども、工事のほうは年度内に終了させて繰り越しということではございません。

あとは水道利用者等に影響というのは全くございません。以上です。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** ただいま日本下水道事業団が競争入札していただいたために990万円ほど下がることになったといういい話だったように思います。

ところで、この競争入札は、前は今までのこういった下水道の建設関係の事業で競争入札しなかったのか、今までの例はどうだったのか、お願いします。

**奥山茂樹上下水道課長** 議長、奥山茂樹。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 日本下水道事業団の工事等の発注につきましては、金額にもよりますが、一定の金額以上につきましては、一般競争入札を実施しております。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 日本下水道事業団が一

般競争入札をするという理解だと思うんですね。その事業、随意契約で協定を事業団と結んでいて、そしてこういう事業を新庄市でしたいので、まずどうでしょうかということになっていくのかなど、日本下水道事業団のほうに。

そうすると、上下水道課のほうではこういう事業をしたいためにこのぐらいの事業の見積もりになるということを積算をして、そしてこの金額で日本下水道事業団に工事発注というか、協定を結ぶときにこの金額でというふうにしていくのかどうか。それとも、この金額が、日本下水道事業団からこの金額でできますというふうにくるのか、そこら辺が今の説明ではとても曖昧だなと思ったんですが、いかがなんでしょうか。

**奥山茂樹上下水道課長** 議長、奥山茂樹。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 当初の協定金額5億2,690万円につきましては、日本下水道事業団のほうで積算いたしましたして新庄市と協議して決定したものであります。日本下水道事業団のほう、この金額につきましても、国土交通省等の公共積算、あるいは単価基準に基づいて積算したものでありますので、適正なものだと判断しております。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 金額は減額になって、下水道事業としてはありがたい、これだけを見れば思うんですけども、結局、その日本下水道事業団が最初から新庄市とこういうことをやりたいということに対して、もう見積もりをして、そして新庄市に提出があつてということは、平たく言ってしまうと、こちらでやりたい事業をこちらで積算がなく、向こうからの提案によって全て仕事が決まっていくという構造がある。これは考えてみると、こちらで主導するということか、ポールポジションというか、そういうのを

持って事業が進んで実はいないんでないかということができるのかなと思うんですね。

そうすると、もしかしたら実際この金額が、今回990万円減額になったけれども、もっと減額できるような積算の見方があったのかなと思うんですが、そういったところはどうなんでしょうか。

**奥山茂樹上下水道課長** 議長、奥山茂樹。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 日本下水道事業団は、地方自治体等が出資して、あと評議員の中にも地方公共団体の長が入っていたりとか、また、法律によりまして職員につきましても、公務員と同様の法令が適用されるなど、公務員と同様のガバナンスが発揮されております。

また、全国的にも2,000カ所の処理場のうち、約6割に日本下水道事業団がかかわっております。民間業者のように利益を上げる、そういうような団体ではありませんので、積算につきましても、先ほど申し上げましたように、公共単価、国土交通省の積算基準をもとに役所等と同等の積算をしていると考えておりますので、特に高くなるとかということはないと承知しています。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 日本下水道事業団の成り立ちもわかりますし、全国の自治体がそちらの運営に加入、加入しているという言い方は適当でないかもしれないんですが、理解しているつもりなんですが、そちらも半官半民のような形で、こちらは官であって、だからといって向こうが全て熟知しているからお任せということにはならないかなと。

そうすると、少しでも新庄市の状況に見合った修繕を、更新を、そして金額でというふうに考えたときに、最初に出された見積書が本当に適正なのかということ、こちらの今度市の内

部のほうでちゃんと積算し直せる、見直せる、そういった体制はあるのかなのか、そちらを伺いたいと思います。

**奥山茂樹上下水道課長** 議長、奥山茂樹。

**下山准一議長** 上下水道課長奥山茂樹君。

**奥山茂樹上下水道課長** 今回、発注しております汚泥処理設備と、それからそれに関連します電気設備につきましては、特にそういった機械、電気の専門技術、専門知識が必要な工事であります。

市の職員につきましては、電気及び機械の専門技術者というのはいない状況にありますので、そのため、民間のコンサルに依頼しますと、やっぱりどうしてもそういった利益というようなところが、観点が発生しますけれども、日本下水道事業団につきましては、そういった公務員と同様の団体というようなことで、また、私も自治体が設計するのと同様のやり方で設計しておりますので、適切であると考えております。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第76号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定（平成30年議案第35号）の一部変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、

議案第76号は原案のとおり可決されました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 開議

**下山准一議長** それでは、休憩を解いて再開いたします。

## 議案21件一括上程

**下山准一議長** 日程第14議案第77号新庄市課設置条例の一部を改正する条例についてから日程第34議案第97号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例についてまでの21件を、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第77号新庄市課設置条例の一部を改正する条例についてから議案第97号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例についてまでの21件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第77号新庄市課設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

看護師養成所の開設につきましては、これまで令和4年4月の開校を目指し、本年4月に看護師養成所開設準備課を設置して準備を進めてきたところですが、事業を断念せざるを得ない状況となり、看護師養成所開設の事業を中止すると判断したところであります。このため、看護師養成所開設準備課について、今年度末をも

って廃止するとする改正であります。

また、上下水道課で行っている業務のうち、下水道事業につきましては、令和2年4月1日から地方公営企業法が適用されるため、その部分を除く市長部局の事務について規定をする改正であります。

施行日は、令和2年4月1日としております。

次に、議案第78号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正するのは3つの条例になりますが、第1条、新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、看護教員職の給料表などを削るものであります。

また、第2条、新庄市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、看護教員職に関する読みかえ規定を削るものであり、第3条、新庄市職員の定年等に関する条例の一部改正については、看護教員職の65歳定年の規定を削るものであります。

次に、議案第79号新庄市職員恩給条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

この条例は、本市の職員のうち、昭和37年11月以前に退職した職員や遺族に対して退職年金、または遺族年金として支給する制度を定めたものであり、この条例に基づき受給権のある方が1名おりましたが、このたびお亡くなりになりましたので、条例を廃止するものであります。

施行日につきましては、公布の日からとしております。

次に、議案第80号新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第81号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本市の公共施設の長寿命化を推進する上で、今後の施設の維持管理と施設としての長期的な利用のあり方などを考えていくとともに、消費

税増税分の適正な転嫁を図るため、施設使用料等の設定方法を統一した基準をもって算定し、適正な受益者負担の観点のもと、必要な使用料を設定するものでございます。

市民文化会館及び公民館につきましては、市民ニーズに対応した利用しやすい施設を目指して、少人数や時間単位の使用ができる部屋を設定するなどの見直しを行い、適正な受益者負担と施設の使用者の利便性を重視した使用料として設定するものです。

次に、議案第82号新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、地域ふれあい交流広場で行商やイベントなどを行う場合の使用料について、新庄市都市公園条例の改正に準じて使用料を改正するものであります。

次に、議案第83号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第84号新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

市民プラザ、わくわく新庄及び雪の里情報館につきましては、市民文化会館や公民館と同様の考えのもと、使用料を改めるものであります。

次に、議案第85号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

さきに御説明申し上げました生涯学習施設と同様に、基本的な使用料の見直し方針を踏まえて、使用料を算定した上で必要な改正を行うとともに、今後の本市におけるスポーツ振興を一層推進していくため、次世代を担うジュニア世代の育成と競技力の向上を図るため、中学生以下の子供の使用料を無料、高校生の使用料を半額とする使用料を設定するものであります。

次に、議案第86号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて御説明申し上げます。

改正の内容といたしましては、火葬場使用料について年齢区分を廃止するとともに、市外に住所を有する方の使用料を4万円から5万円に改めるものであります。また、火葬場使用料のうち、胎盤や体の一部、小動物の火葬に係る使用料について見直しを行うものであります。

次に、議案第87号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

わらすこ広場使用料については、平成20年より、使用者の受益者負担という考え方から、使用料の徴収を開始したものであります。近年、近隣市町村に屋内遊戯施設がふえ、その多くが無料で利用できることから、わらすこ広場利用者からも無料にしてほしいと要望をいただいているところであります。

本案は、利用者のニーズに応え、より利用しやすい環境を整えるため、わらすこ広場使用料を無料とするものです。あわせて使用料免除についての条文の整理を行うものです。

施行日は、令和2年4月1日であります。

次に、議案第88号新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第89号新庄市昭和活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

農村環境改善センター及び昭和活性化センターの使用料につきましては、生涯学習施設と同様に使用料の見直しを行うものであります。あわせて両施設の使用時間帯について、午後の区分は正午から、夜間の区分は17時からに統一し、また農村環境改善センターにおける持ち込み電気器具の電気料の徴収を廃止するものであります。

次に、議案第90号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

都市公園において売店や行商を行う場合の使

用料について、本市の道路占用料に準じ1平米当たりの単価を改正し、あわせてイベントなどで都市公園の全部または一部を独占して利用する場合の使用料についても見直しを行うものです。

また、最上公園の野外ステージにつきましては、有料公園施設としては廃止いたします。市民プール、野球場、福田運動広場、福田テニスコートにつきましては、体育施設と同様に使用料の見直しを行った上で、ジュニア世代の育成と競技力向上を図る観点から、小中学生については無料、高校生については半額の使用料設定としております。その他必要な文言の整理を行うものであります。

次に、議案第91号新庄市新庄駅前ふれあい広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第92号新庄市新庄駅東口交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

主な改正点としましては、新庄駅前ふれあい広場、通称アビエス及び駅東口交通広場における売店やイベントで独占的に使用する場合の使用料について、都市公園条例に準じて見直しを行うものです。また、アビエスの駐車場を無料化するため、使用料を廃止するものであります。

施行日につきましては、令和2年4月1日であります。

続きまして、議案第93号から議案第95号までの指定管理者の指定について一括して御説明申し上げます。

いずれの議案も市の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

初めに、議案第93号新庄市民文化会館につきましては、特定非営利活動法人芸術文化振興市民ネット新庄を、議案第94号雪の里情報館につきましては、一般社団法人とらいあを、議案第95号新庄市山屋セミナーハウスにつきましては、

山屋有志会を指定管理者として指定するものであります。

指定管理者の候補選定につきましては、3施設とも公募を行ったところ、各施設に2団体ずつ応募があり、市民から選出された委員を含む選考委員会によって選考されたものであります。

新庄市民文化会館につきましては、市民文化の向上を図る施設として理念を十分に理解している点や管理運営能力などからも安定した管理運営が期待できることから、引き続き特定非営利活動法人芸術文化振興市民ネット新庄が選定されました。

雪の里情報館につきましては、雪のふるさとづくりを推進する施設としての理念と地域の特性を十分に理解していることや収蔵資料の整理、活用などをより一層進めていくとともに、安定した施設運営も期待できることから、新たに一般社団法人とらいあが選定されました。

新庄市山屋セミナーハウスにつきましては、社会体育施設としての機能に加え、地域コミュニティ推進の核としての役割も期待されることから、地域住民と連携した管理運営や事業実施に係るこれまでの実績と地域特性を生かした事業計画が評価され、引き続き山屋有志会が選定されました。

いずれの施設も指定期間につきましては、令和2年4月1日から5年間とするものであります。

次に、議案第96号新庄市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成27年の総務大臣通知により、人口3万人以上の下水道事業等について、令和2年4月までに地方公営企業法を適用し、官庁会計方式から企業会計方式へ移行するよう要請されたところであります。

本市におきましても、下水道事業及び農業集落排水事業の経営状況の明確化や適正な財産管

理を行い、持続可能なサービスの提供を続けるために地方公営企業法の適用を行うこととするため、必要な改正を行うものであります。

あわせて特別会計条例において、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計を削り、また、職員定数条例において一般の職員及び上下水道企業の職員の定数について改めるものであります。

施行日につきましては、令和2年4月1日であります。

次に、議案第97号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、水道法が改正されたことに伴い、新庄市水道給水条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容としましては、指定給水装置工事事業者の指定について、工事事業者の資質の保持と経営実態の把握のため、5年ごとの更新制度が導入されたことに伴い、指定の更新に係る手数料を新たに定めるとともに、指定の審査に係る手数料の額を改正するものであります。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**下山准一議長** ただいま説明のありました議案21件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

**2番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**2番（庄司里香議員）** 何点かお聞きしたいことがあるんですけども、初めに業務委託についてです。文化会館やプラザなどの業務委託についての内容でしたけれども、業務委託は5年に1回しているという内容をお聞きしましたけれども、業者が変わった場合、今いる職員の方の処遇というか、内容的にはどうかわかりませんが、提示していただいた形でそのまま勤めることができるような状態なのか、それとも業者が変われば一括に職員は交換ということ

になるのかお聞きしたいです。

それから、公民館の設置に関する条例の一部ということでお聞きしましたけれども、八向地区公民館は結構老朽化が深刻だと思うんです。今回のことについては料金の設定なんですけれども、そういうことも含めて考えていただく内容としてこの手数料を値上げするとかということも考えていらっしゃるのかお聞きしたいです。

それから、新庄市体育施設の管理ということで料金が大幅に小中学生などが無料になったということで、こういうことが進めばやっぱりスポーツをする方もどんどんもっとスポーツをしようとか、今まで週に1回だったものをもっとやろうかというふうなことになると思うので、大変いいことだと思います。小中学生を無料にしたということの経緯などもお聞きしたいと思っております。以上です。よろしくお願いたします。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** 3点ほど御質問いただいた中で、まず初めに、指定管理者における処遇と申しますか、指定管理者が変わった場合どうされるかということでございますけれども、やはりこちらにつきましては、それぞれの指定させていただく管理団体のお考えがあるかと思っておりますので、それぞれの考えのもと御対応されるのかなと思っておりますのでございます。

あと、公民館についてでございますけれども、八向地区公民館につきましては、現在、施設においての料金改定ということで御提案させていただいたところでございますけれども、八向地区公民館につきましては、現在、今後のあり方につきましていろいろ議会のほうに何度か御説明させていただいておりますけれども、地域の方々と、まだちょっと進んでいない部分はございますけれども、その部分、そのあり方についても考えて進めていきたいというふうにご

ているところでございます。

続きまして、体育館の管理というか、小中学生無料についてでございますけれども、こちらにつきましては、昨今のラグビーワールドカップや野球など、あとプロバスケの日本人の活躍などを見ますと、スポーツにおける人々に与える夢や感動というものがございまして、そういうものを子供たちにも育てていく場の提供ということで、ぜひスポーツをする場所を子供たちにおいてそういう場所を無料というような形で使っていただいて、スポーツ振興を図っていきたいというふうに考えていたところでございます。以上でございます。

**2 番（庄司里香議員）** 議長、庄司里香。

**下山准一議長** 庄司里香さん。

**2 番（庄司里香議員）** 一つ一つ丁寧にお答えいただき、ありがとうございます。指定管理業務の内容については競争とか、そういう原理としてはいいと思うんです。

ただ、働いている方の処遇というのは、できれば条件を出していただいて、優先的に今の仕事が続けられるということも大切だと思いますので、ぜひともその点についても市のほうからそういうことを提案していただくということではできないものでしょうか。そのようにぜひともしていただけたらと思っております。よろしくをお願いします。もう一回お答えください。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** 事業の継続性などを考えますと、そのようなお考えもあるかと思えます。

ただ、そこにつきましては、業務上の引き継ぎなどを行っていただきながら、やはりその団体のお考えにお任せするしかないのかなと。

なお、指定管理者につきましては、市の所管する施設でございますので、何かあったら私どものほうでも施設にかかわりながら進めていくようなことで体制をとれるかと思っております

ので、人のどうのということにつきましては、やはりそれぞれの団体のお考えになるのかなというふうに思っているところでございます。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 市の施設の使用料の上がり下がりという提案がされ、下がる分について、あるいは無料になったという、ということについては非常に関係者は喜ぶものでありますので、使いやすくなるということで大変いいことだと考えております。

上がる部分についてなんですが、受益者負担が必要だとか、あるいは運営するに当たっての人員費のコストまで利用料に勘案して計算していく、それから消費税増税もあるので、その分も足していくんだという考えで上げられているようです。

ところで、この上げられた使用料関係で、全体でどのぐらい市民負担がふえる、あるいは逆から見れば市の収入がふえるということになりますが、その上げられた部分の金額は全体でどのぐらいになるというふうに見込んでおられるのか、財政課長かと思いますが、お願いしたいと思います。

その点とかかわって、上げるというのは市民活動を弱めることになるのではないかと、そういう視点はないのか、ぜひお聞かせいただきたいと思えます。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** このたびの使用料の見直しの全体的な影響額というふうな御質問でございます。このたびの見直しに関しましては、施設ごとの改定とはなっておりますけれども、市が直接収納している使用料の部分と、指定管理者の料金制度の中での収入というふうな部分と2通りでございます。

最初に、使用料全体としまして市が収納している分、平成30年度の決算額で申し上げますと、1億5,900万円ほどになっているわけですが、令和2年度以降の見込みとしましては、180万円ほどの増と、増減率で申し上げますと、約1%の増加というふうに見込んでございます。

それから、もう一点、指定管理者の収入の部分でございますけれども、こちらにつきましては、小中学生無料化、高校生半額というふうなことの影響もありまして、減額分の総額としては550万円ほどというふうに見込んでございます。550万円ほどの減額というふうに見込んでございます。以上でございます。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 減額ということは、やはり利用する側から見ますと、利用しやすくなるだろうと思われれます。そういう意味で、大変ありがたいと思うし、それは市民の活動を活発化させる可能性が高いなというふうに思いますので、大変いいことだろうと思います。

一方、市の収納で1%の増、180万円ほどふえるということで、確かにわずかというふうに見えるかもしれませんが、しかし、消費税が8%から10%に上がったこの月以来、ニュースなどでは7%も買い物をする消費が減ったと、売上げが減っている状況があるというような報道がニュースで出ています。ということは、市のせつかく使ってもらいたいと思っている市の施設なのに、それも多分それに連動して3回行ったのが2回になったりとか、そういうふうに市民の活動も消費税も上がったしな、利用料も上がったしなみたいな感じで減ることが考えられるわけです。

そうしますと、市では180万円ふえるだろうと見込んでいるかもしれませんが、もしかしたら減ってしまって、市民活動が非常に弱まってしまふ。もっと活発に市民活動が起きてほしい

のに、弱まってしまふという可能性が非常にあると考えませんか、ということ再度お聞きしたいと思います。

それから、議案第82号などの下げる部分についてのことでちょっと考えるんですけども、下げるのは本当にいいことで、ほかの市とようやく同じようになるらしいので、大変いいのではないかと思います。下げることで前、祭りなどでお化け屋敷とか、植木市とか、わんにゃんフェスティバルとかあったのがなくなっているという声もありますので、これが復活する可能性もあるなということで、楽しい祭りになったりするだろうなと考えられるわけですが、しかし、出店から使用料を取るのはまとめているのが観光協会や商工会議所になるということで、これらの団体の利益がふえるだけで、実際そこに出店する側がこの影響を受けて下がって出店しやすくなるかということではちょっと疑問があるわけです。

そういう意味で、イベントを活性化するためには、個々の業者が入りやすくなったな、参加しやすくなったなと感じていただくことが非常に重要なんです。その点、観光協会や商工会議所が下がった分をきちんと反映できるように指導をする必要があると考えますが、その点についてはどうでしょうか。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** 議案第82号の中での御質問だと思いますけれども、実は角沢のふれあい広場の交流ということでございまして、この中身につきましては、角沢地域の方々が主に使われる施設を利便性を高めたいというふうな考えのもとで、この内容については改正させていただいたところでございます。以上でございます。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 最初の御質問でございますけ

れども、市民活動を弱めることになるのではというふうな御質問だったんですが、今回、本来見直しのそもそもの背景としまして、10月から消費税率が改正されまして、引き上げられたと、2%分の適正な転嫁をしなければならないといったことが1つございます。

それから、行財政改革の視点から申し上げますと、負担の公平性ですとか、それに関連しまして受益者負担を適正化していくというふうなことが課題の一つとしてあるわけでございます。さらに、今後の公共施設の維持管理運営のための財源をどのように確保していくのかというふうなこともございますので、受益者負担の適正化というふうなことを第一に、全体としては2%ほど上がらない見込みではございますけれども、そういった施設維持の面、もしくは負担の公平性というふうなことから、そういった観点から今回見直しをさせていただいているというふうなことでございます。以上です。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 公園広場の使用料の減額について最終利用者の利用活動が活発になるようにということでございますが、今回の使用料の引き下げにつきましても、広報等において広く周知をさせていただきながら、代表になっておられます商工団体等の皆様にも御理解いただけるように周知を図っていきたくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**下山准一議長** もうちょっと明確に意思表示してください。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 公園広場について代表にも理解していただくようにという大変ありがたい回答があったように思いますので、ぜひほかの市の利用に匹敵するぐらい下がっておりますので、そこら辺になるように御指導をお願い

したいというところです。

財政課長のほうからは負担の公平性、受益者負担、財源確保というようなお言葉がありました。しかし、それは消費税2%増税分適正な転嫁をしなければいけないという、こういうお言葉がありました。

しかし、利用しにくくなるのは、やはり2%消費税上がっただけで全体の消費が7%も落ち込んでいるというニュースでの報道を見ますと、これがそのまま新庄市の市民活動の縮小になるような気がいたします。

そういう意味で、そういう市民活動が縮小するということは本当にいいのか。市民福祉の充実を目的にしている地方自治体のあり方として本当に住民の活動が縮小していく方向になっていいのか、そういうことをやっぱり真剣に考えていく必要があるんじゃないかなと思われま

す。それから、議案第86号で、火葬場の使用料の改正がありましたけれども、ここで値上げがあるわけです。例えば動物、ペットが5,000円が1万円になると。こうなりますと、利用しづらくなった方は動物、ペットをこれ1万円かかるんだと聞くと、じゃあ山に不法投棄かみたいな、あるいは生ごみかとか、そういうことになっていいのだろうか。そうならないように、利用しづらいということのないように、これも本当は値上げされれば確実に利用しづらくなる。お金のない人はじゃあどうするというふうになっちゃうわけですよ。

本当は無料であるべきなんだろうと思いますが、これを値上げするというのは利用しづらくなる市民にとってどういう行動が予定されるかと考えると、かえって市にとってはよくないんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

**森 正一環境課長** 議長、森 正一。

**下山准一議長** 環境課長森 正一君。

**森 正一環境課長** 火葬場の使用料でございます。年齢区分をなくして1万円に統一したところで

ございます。また、議員おっしゃいますように、小動物についても値上げさせていただきました。やはり炉を使う行為といいますか、時間、手間全て同じでございますので、統一した形で改定したところです。議員おっしゃいますように、その後の行動といいますか、そうならないように広報には努めていきたいと思えます。

また、やはり中には生ごみとして出す方もいらっしゃるようです。不法投棄等なされないように適正に処理していただくよう広報に努めたいと思えます。よろしくお願ひします。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 総括質疑なので、使用料の部分については総括の形で質問を1つさせていただきます。

この使用料というのは、確かに自主財源であって、市にとっては一つ大変大事な財政源、税源ではあるんですが、同時に税金の公共料金と言われている、市民にとっては、また世の中でも言われているものです。値上げとなる施設が、今回下がるところもあり、上がる場所もあり、無料化になるところもあり、やっぱり \_\_\_\_\_ なんですよね。

小中学生が使用料が無料になる、わらすこ広場の使用料が無料になる。それは大変喜ばしいことかと思えます。しかし、常々市長は、市民の皆様の意見を聞きながら丁寧に行政をしていく、目標としておっしゃっているわけです。市民一人一人が輝く市政を目標としている、柱としているわけです。

値段が、その使用料が上がることによって、使い勝手が悪くなって、輝きを失う市民も出てくるのではないかと。そういったことを考えたときに、この議会の場で全て条例を変えてしまう、そうすると、もう既に市民は何もできなくなるわけなんです。

そういったことを考えた場合に、もう少し丁寧に本当に時間をかけて、他市もやっているように時間をかけて、小中学生が無料になることをどう思うのか、受け入れてもらえるのか、そして、ほかの方たち、シルバー世代であったり、多少お金に余裕のある人たちが使う時間帯で使用料が上がることに對してどのように感じるのか。

そして、算定の基準として設けた使用料見直しの受益者負担による積算のあり方、それについてどのように理解するのか、納得するのか、受け入れられるのか、そういったことをちゃんと広めていく、時間をかけて市民説明をしながら使用料を見直している自治体もあります。そういった姿勢に對してどのように考えているのかを伺いたいです。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 今回の見直しにつきましては、前回の平成26年度の見直しの際には消費税分のみ転嫁ということにとどまっておったわけですが、今回、基本的に受益者負担の考え方に基づきまして、原価計算方式をまずは計算を行った上で、先ほどありましたように、利用者の負担のしやすさといったことがありますので、利用者の負担割合、それから急激な上昇をする場合には調整率を乗じて算定するというところで、利便性についても考慮しているところです。

市民の皆様の意見をどのように反映しているのかというふうな御質問ですけれども、施設ごとの利用状況ですとか、利用者会議の場などにおきまして、御意見、御要望をお聞きする機会はそれぞれあったかとは思いますが、全体的な意見を聞く場を設けているというふうな経過ではございません。それぞれの施設ごとにおいて、その状況、利用状況ですとか、利用者の御意見を踏まえた上で算定させていただいたとい

うふうな状況でございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 使用料としてこれから段階的に上げていくのかどうなのか、重要なこれまでずっと言ってきたことが、公共施設の維持管理に多額な費用がかかっていく、消費税も10%になった、だから、使用料を見直すんだと。それによってその使用料が適正かどうかということ判断するために、受益者負担の観点から「統一的な」です、「統一な」ではなくて、「統一的な」基準で見直していくというふうに説明してきたようですが、では、今後、今のところ使用料、手数料を入れて歳入構造の中でおおむね1.四、五ぐらいでしょうかね、使用料だけだったら1.1%ぐらいの構造なんです、この使用料について何%まで今後上げていくというふうに考えているのかどうなのか。非常に大事だと思います。これを伺いたいです。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 使用料の見直しの上で、どこまで上げていくかという数値目標を持っているかということでございますけれども、まずは今回原価計算方式を初めて取り入れて、施設の管理運営を今後継続的にやっていけるかというふうな観点から取り入れたものですけれども、それを今後どの水準にまで上げていくかというふうな具体的な数値目標はまだ考えてはございません。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 徹底的にフルコストの観点から考える使用料の計算の仕方を浸透させていくのか、それともやはり中途半端で、そのとき、そのときの政策、市政の状態であったり、そんなくであったりというところによっていくのか、そこら辺を市の姿勢としてしっかりと示

していただきたいなど。

次になんですが、議案第93号から議案第95号のそれぞれ指定管理の指定についてなんですが、こちらのほうはそれぞれ提出する書類の中に、定款もしくは規約、そういうものがございます。その内容をどのように精査をして、そして審査の基準にしていたのか、書いてある内容についてはどうなのか、そういった基準項目を設けているのか、市の姿勢を伺います。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 指定管理の全体の運用の中で、総務課としましては基本指針というものを定めております。その中で、安全性の確保とか、あと施設の設置目的に対しての管理運営方針のあり方、そして緊急時の対応、地域のかかわりなど、あとそのほか、団体が継続的に維持できるかどうかというような部分も含めて選考基準というような形でお示ししているところです。

団体、または法人が受託する形を想定しておりますけれども、その前段として約款、定款がどうかという部分の確認はさせていただいている分ありますけれども、まずは法人としての欠格事項に該当するかどうかというようなところでの判断が書類審査というところでございます。定款内容についての確認の審査、具体的、個別的な審査基準というものは設定しておりません。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

## 日程第35 議案及び請願の各常任 委員会付託

下山准一議長 日程第35議案及び請願の各常任委員会付託を行います。

それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

議案、請願の常任委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表によりそ

### 令和元年12月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
総務文教常任委員会 議案（13件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第77号新庄市課設置条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第78号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第79号新庄市職員恩給条例を廃止する条例について</li> <li>○議案第80号新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第81号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第82号新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第83号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第84号新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第85号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第90号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第93号新庄市民文化会館の管理を行わせる指定管理者の指定について</li> <li>○議案第94号雪の里情報館の管理を行わせる指定管理者の指定について</li> <li>○議案第95号新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定について</li> </ul>
産業厚生常任委員会 議案（8件） 請願（2件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第86号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第87号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第88号新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> </ul>

付託委員会名	件名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第89号新庄市昭和活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第91号新庄市新庄駅前ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第92号新庄市新庄駅東口交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第96号新庄市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について</li> <li>○議案第97号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例について</li> <li>○請願第5号住みよいまちづくりの請願</li> <li>○請願第6号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願</li> </ul>

## 散 会

**下山准一議長** 以上で本日の日程を終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会本会議をあす12月7日から12月10日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を12月7日から12月10日まで休会し、12月11日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時54分 散会

## 令和元年12月定例会会議録（第2号）

令和元年12月11日 水曜日 午前10時00分開議  
議長 下山准一 副議長 新田道尋

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	庄司里香	議員
3番	叶内恵子	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠 員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
財政課長	平向真也	税務課長	加藤功
市民課長	荒田明子	環境課長	森正一
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	亀井博人	看護師養成所 開設準備課長	田宮真人
農林課長	三浦重実	商工観光課長	荒澤精也
都市整備課長	長沢祐二	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	吉田浩志	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	武田信也	学校教育課長	高橋昭一
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司

監事	査務	委員	局長	山科雅寛	選挙管理委員会	委員長	矢作勝彦
選挙	管理	委員	会長	小関孝	農業委員会	会長	浅沼玲子
農事	業務	委員	会長	津藤隆浩			

### 事務局出席者職氏名

局	長	滝口英憲	総務	主査	叶内敏彦
主	任	小松真子	主	任	小田桐まなみ

### 議事日程（第2号）

令和元年12月11日 水曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番	山科正仁	議員
2番	小嶋富弥	議員
3番	山科春美	議員
4番	八楸長一	議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

令和元年12月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	山 科 正 仁	1. 森林施策の方向性について 2. 学校の環境整備と地域連携について 3. 少子高齢化・若者定着施策の方向性について	市 長 教 育 長
2	小 嶋 富 弥	1. 来年度の予算編成と市政執行について 2. エコロジーガーデンについて 3. 福祉バスについて	市 長
3	山 科 春 美	1. まち・ひと・しごと創生総合戦略について 2. 市民活動に対する市の応援について	市 長 教 育 長
4	八 鍬 長 一	1. 行政区域の飛地解消について 2. 看護専門学校開設断念に伴う諸課題について 3. 新庄最上地域の高校再編について	市 長 教 育 長

## 開

## 議

## 山科正仁議員の質問

**下山准一議長** おはようございます。  
ただいまの出席議員は17名です。  
欠席通告者はありません。  
これより本日の会議を開きます。  
初めに、叶内恵子議員より発言の申し出がありますので、これを許可します。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 12月6日の本会議における使用料に係る議案の総括質疑におきまして、私が発言しました表現に不適切な部分がありました。それによりまして、ばらつきがあるという趣旨でありましたので、そのように訂正していただきたいとお願いいたします。

大変申しわけございませんでした。よろしく  
お願いいたします。

**下山准一議長** ただいまの叶内恵子さんからありました発言の訂正について、許可をいたします。

これより会議は、お手元に配付しております  
議事日程（第2号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

**下山准一議長** 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は6名であります。  
質問の順序は、配付しております一般質問通告  
表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以  
内といたします。

本日の質問者は4名であります。

**下山准一議長** それでは、最初に山科正仁君。

（10番山科正仁議員登壇）

**10番（山科正仁議員）** おはようございます。  
傍聴席にいらっしゃいます北辰小学校の皆さん、  
おはようございます。

市民・公明クラブ代表、議席番号10番の山科  
正仁です。これから一般質問、1番目として新  
庄市政にかかわることについて質問させていた  
だきます。

生徒の皆さんには、なるべく理解できるよう  
に一問一答方式で発言していきますので、最後  
までしっかり聞いていただきたいと思います。また、執行部の答弁のほうも、生徒にわかりやすいような答弁を心がけていただきたいと思います。

それでは、発言事項の1番目となります、森  
林施策の方向性について伺います。

去る平成30年3月定例会一般質問でも、私の  
ほうが森林関係、特に森林環境譲与税に関する  
質問を行いました。その時点では、実際の交付  
前ということで、より具体的な譲与金の運用方  
法というのは示されませんでした。今年6月  
に当市では森林環境譲与税、これを財源としま  
して新庄市森林環境譲与税基金を創設すると、  
森林整備のために基金として当面留保していく  
との方針を明確にしました。今後、新庄市の将  
来を踏まえた基金の有効的な活用の方向性を伺  
うものであります。御答弁よろしく願いいた  
します。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** おはようございます。

それでは、山科市議の御質問にお答えさせて

いただきます。

森林施策の方向性についての質問であります。新庄市森林環境譲与税基金は、平成31年4月1日に森林環境譲与税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、森林資源の温室効果ガスの排出削減や災害の防止に向け、地方公共団体による新たな森林整備やその促進に柔軟に活用できる財源として国から譲与される目的税であり、積み立てとしての用途を明確にするため6月に制定しました。

活用方策は多種多様にわたり、森林整備におけるソフトとハード事業、人材や担い手の育成事業、木材利用の促進事業、森林に関する普及啓蒙活動などが考えられております。その中で、森林整備のソフト事業を現在検討しております。内容としましては、現在当市が所有しております森林台帳、課税台帳、地番図、林班図及び山形県森林クラウドシステムの基礎データへの追加、更新、各台帳データの突合、突き合わせ作業を行います。この作業を行うことで、所有者の再確認や森林位置の明確化が促され、荒廃化している森林区域について新たな管理方法などの意識調査ができる環境が整った段階で、森林の再生や健全な育成に向け、所有者と一緒に検討し、新たな森林管理計画につなげてまいりたいと考えているところであります。

壇上からの答弁とさせていただきます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番（山科正仁議員）** 答弁ありがとうございます。ただいま市長の発言の中から、台帳データの整備という点で、当面そのほうに基金が使われるだろうというふうな話を伺いました。農林課にお伺いしますけれども、今現在市内及び隣接する自治体、これの森林の伐採状況、それからその利用状況、そしてそれと並行して行うべき植林、保育といたしますか、その進行状況をまず伺いたいと思います。

次に、環境課になりますけれども、その伐採と植林のバランスというのが崩れてきたときに、本来森林が持っている保水力、その低下が考えられます。いわゆる豪雨災害等によりまして、被害の拡大を招いたり、熊とかイノシシ等による鳥獣被害、これが山際のほうの山林、農地に悪影響を及ぼしていくということが容易に推測されます。この点をどのように考えて対処していくのかをお伺いいたします。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** まず、ただいま御質問ありました伐採状況でございますけれども、新庄市における伐採状況につきまして、平成30年におきまして主伐されておりますのが23件、面積におきましては33.84ヘクタール、間伐につきましては9件の、面積におきましては13.13ヘクタールとなっております。令和元年度におきまして、11月末現在の数値でございますけれども、主伐につきましては17件、9.4ヘクタール、間伐につきましては1件の、面積といたしましては6.48ヘクタールとなっております。

あと、伐採された木材の利用状況についてでございますけれども、まず木造、木築建材として使用されているほか、全てを使い切る取り組みが今行われているところでございます。山におきまして伐採された木材につきましては、製材所に運びましてA材、B材、C材というような形で、まずは分別をさせていただいているところでございます。A材につきましては、真っすぐな幹の太い部分ということで、建築資材、主に木造住宅の柱部分に使われているところでございます。また、B材につきましては、曲がった部分とか幹径の細い部分につきましては合板材というふうな形で利用されている状況でございます。また、C材につきましては、枝の部分とか切れ端部分ということになりますけれども、その部分につきましてはチップというふう

な形で、今木材は全て使い切るんだというふうな方向で進めさせていただいているところがございます。

また、あと森林に関して、ただ間伐していつては荒廃していくのではないかというふうなことで、御意見でございましたけれども、まず私どもにおきましては伐採届を出していただきます。その伐採届の中で、まずは保安林地区、それは森林法の網がかかっています。また、地すべり防止区域につきましては地すべり等の防止法が、あとは自然公園は自然公園法、特別保護区地域につきましては鳥獣保護法、山形県水源保全区域につきましては山形県の水源保全条例、砂防指定地区につきましては砂防法、あとは天然記念物、埋蔵文化財等につきましては文化財保護法ということで、森林法のほかにさまざまな網がかかっています。その網をクリアして初めて伐採許可がおりるというふうな流れになっております。

また、届け出の中身につきましてですけれども、あらかじめチェックシートを用意しまして、森林施業プランナーや森林普及員、この方は県の職員、有識者という方でございますけれども、その方々の適切な指導のもと、チェック内容のもと許可されたものにつきまして、私どもが受理をしまして許可を出すというふうな流れになっております。

また、その後の自然災害、伐採だけでなく、その後は植栽はどうなるんだというふうなことでございますけれども、まずは人工造林という方法がございます。伐採した後に苗木を植林をいたします。または、人の手によって種をまくという方法で改めて植林をしていく。あとは、自然更新というふうな方法もとられております。まずは、幹を切りますと、そこから萌芽という形で新しい芽が出てきます。その芽を生かす、または自然下種、種がこぼれて改めて再生をするという形で、これが5年以内に行われなけれ

ば罰則規定があるということで、厳しい条件のもと森林再生に取り組んでおります。どうか御理解いただきたいと思っております。

以上です。

**森 正一環境課長** 議長、森 正一。

**下山准一議長** 環境課長森 正一君。

**森 正一環境課長** ただいま御質問ありました土砂災害などの自然災害についてでございますが、ただいま農林課長が答弁したとおり、県のチェック、内容の審査等厳しいものが入っておりますので、自然災害は起きないものというふうに理解しております。

また、鳥獣への影響でございますが、具体的には確認されていないところでございます。しかし、伐採されたところにつきましては、特に熊におきましてはテリトリー外であると、伐採されたところからは出てこないというような動物の習性がございますので、住民の安全性の面から考えれば、いい影響があるのではないかなというふうに考えておるところです。

以上です。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番(山科正仁議員)** ありがとうございます。県の指導、それからいろいろなチェック機能があって初めて伐採が進んでいくという点では、安心な点なことは点なんですけれども、いわゆる今非常に新庄市のほうに、県内外からでしょうけれども、かなりの伐採された材木が搬入されてきておまして、これが新庄市の木材企業に対してかなりいい利益を生んでいるという点は、大変いい点だと思いますが、このまま長期で考えた場合、今後ろにもいらっしゃいますけれども、子供たち、山林の伐採というのは今現在ではなくて、これから5年後、10年後、100年後にどんな被害が来るか、どんな環境の変化があるかという点も考えないといけないと思うのでございます。

今、私が言った課題点として捉えてもらえるのであれば、それ回避するとしては、市としては早急にこの森林の整備、これの専門的な見地を持った人材というのを育成もしくは雇用していく必要があるのではないと思うわけなんです。これに基金をいろいろな面で早目に運用していかないと、ためておいて台帳整備とかに使う点もそれは理解できますが、台帳整備自体がかなり、非常に私は困難なことではないかなと思うんです。というのは、境界確定の問題があって、所有者がわからなければ境界も確定できない、境界が確定できなければ整備もできないと。恐らく、この台帳整備自体で相当の期間と経費がかかるのではないかなと思うんです。その前段階として、そういうものを専門的に考えられる人を新庄市としても充実させていくというふうな方向が必要ではないかなと思います。

明るい話題としましては、皆さん御存じだと思いますが、新庄市へ農林専門職大学、大学誘致ですか、この知事表明がありました。県が最上地域の農業・林業に対して期待をしているというふうな証明だと思います。当市で誘致後の運営に対する有効な基金の運用という面も考えなければいけないと、そういうのを視野に入れて森林の整備に関する施策を考える必要があると考えるのですが、いかがでしょうか。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** ただいま基金の用途等について、今後どういうふうな展開をしていくかというふうな御質問だと考えております。まずは、山科議員おっしゃったように、大変初めて進める事業でございますので、実際このクラウドシステムがどこまで運用できるかというのは大変難しいものがあるかと思っております。このクラウドシステム、直訳しますと雲というふうなイメージで、上から下を見て、航空写真を見て、それから地籍図を見て地番を見て所有者を見て、

そういうふうな中に森林関係簿、どのような時期に伐採をされて、どのような種類の木が植わっているのか、それをどう的確に管理していくのかというのが、議員おっしゃるように、そこまで組み上げることは大変な事業だと考えております。

それで、今後の取り組みでございますけれども、まずは森林の利用状況、現状把握に努めたいと考えております。また、森林の有する多面的機能、水源の涵養機能、木材の生産機能、生産多様性保全機能などを向上させるために、長期にわたり施業されていない森林を適切に管理し、あわせて林業の成長産業化を図りたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番（山科正仁議員）** ありがとうございます。各種答弁ありましたけれども、先ほど申し上げました森林整備というのは、その計画はこれやはり将来の子供たち、それから子孫に残すべきものでありまして、その時代の、将来のそのときの環境というのを非常に考えなければならぬ重要な課題であるかと思っております。現時点ででき得る最大限の事業、それから施策をお願いしたいと思います。

次に、発言事項2の学校の環境整備と地域連携について伺います。

当市でも、萩野学園に続きまして明倫学園、小中学校の統廃合というのが行われてきております。このことは、他の地方自治体でも例外ではありませんし、今後もふえていくことと認識しておりますが、これは主に少子化の影響、それから教育現場、それをスリム化していった効率性を上げるというふうな施策として行われているのだと思います。

しかし、この統合によりまして、地域住民への学校への協力体制、特に各行事があるわけで

すけれども、その積極的な参加、これが希薄化していると、薄くなっているということが起こっております。当市では、このことを回避するために、各校教職員との連携、それから地域の連携、これをどのようにしていくのか。

また、学校における教育環境の整備というのがあります。それにかかわる市の予算、その措置と保護者に対する負担、このあり方をお伺いいたします。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** おはようございます。

学校の環境整備と地域連携についての質問にお答えいたします。

現在、学校では総合的な学習の時間や生活科の学習を中心に地域とのかかわりを重視した教育活動を展開しております。特に、総合的な学習の時間では、各校ともふるさと学習に取り組んでおり、地域の歴史、伝統、文化、自然、産業等を学んでおります。その中で、子供たちは実際に地域に出向いて調べ学習を行ったり、地域の方から話を聞いたり、体験活動を行ったりし、地域への理解を深めています。また、地域の方には、読み聞かせボランティアとして学校の読書活動への支援、ゲストティーチャーとして授業への協力、見守り隊として安全な登下校のための活動等、さまざまな面で学校の教育活動に協力していただいております。

また、市では地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進するため、今年度より推進員の委嘱を行い、地域人材のリスト化や各学校でのふるさと学習での活用を図っています。萩野学園では、既に学校、家庭、地域が協働で学校運営の改善と充実を図る学校運営協議会が設立されており、明倫学区においても令和3年度開校に合わせて運営協議会の準備を進め、次年度以降市内全校で運営協議会が設置できるよう検討していきたいと考え

ています。

次に、学校における教育環境の整備にかかわる市の予算措置と保護者負担のあり方についてですが、義務教育諸学校については、市町村に対して設置義務が課せられており、その経費については原則としてその設置者が負担することとされております。そのため、学校運営に必要な経常的な経費は本市で負担しております。また、市校長会からは、毎年学校予算に係る要望書をいただいておりますが、各学校の状況を踏まえながら、年次計画の中で教材・設備・備品等の更新、修繕等を実施しております。なお、各校のPTAや教育後援会等から各学校に対して、教育環境の充実を図るため多大なる支援を行っていただいていることは十分認識しております。

いずれにいたしましても、各学校の教育環境の整備に係る予算措置は市の責務でありますので、本市の将来を担う子供たちの学校環境、教育環境のさらなる充実に努めてまいります。

以上であります。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番(山科正仁議員)** 教育長、答弁ありがとうございます。まさにそのとおりでありまして、伝統的に教職員とPTA、それから地域の住民というのは協力と信頼関係で成り立って、児童生徒の環境整備を今まで行ってきておりました。これが、この学校統合施策によりまして、確かにこれカリキュラム向上、それから児童生徒の連携の向上というのは非常にいい効果を生んでいると思います。ただ、その旧来あった地域住民の方々との協力とか信頼関係というのが、確かに希薄化しております。これは現状的に私も体験しているということでもあります。

これは、教職員の方々だけで対応するのでは非常に厳しい現実であろうと思います。まして、今、教職員の働き方改革ということで、時間外

を抑える、土日は活動しないというふうな方向性がとられている現代、それ働き方改革を遵守させるのであれば、もはやPTAと夜間会議するとか、土日祝日とかにいろいろなイベントをやるとか、そういうふうな相互関係の親睦を深めるなんていうことはかなり厳しい状況になってきております。このことが、いわゆる今まで慣例化していた学校内、先ほど教育長がおっしゃいましたけれども、備品等購入のときに、それを地域からの協力金とか寄附金で賄ってきたと。この額の減少も意味するわけです。

ここで1つ確認したいのですが、過去、市内各小中学校、10年間ぐらいで結構ですが、この地域や保護者からの協力金、寄附金の額というのを把握しておりますか。把握してありましたら御提示ください。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** ここ数年、10年ぐらいで、各学校に教育後援会等から整備していただいたものにつきましては、例えば中学校の吹奏楽部で使う楽器であるとか、それからタブレットであるとか、いろいろなものがございます。そのほか、子供さんたちが卒業するときに、卒業記念としてどんちょうとかいろいろな記念品を寄附していただいておりますが、この10年間で幾らぐらいになるかというところは、申しわけございません、押さえてございませんでした。

**10番(山科正仁議員)** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番(山科正仁議員)** 金額まで出すのは厳しかないかと思って、今質問させていただきましたけれども、いわゆる物とか、金額に換算すれば何とか金額ではじき出せるものを確かに寄附いただいている、協力していただいている点は間

違いないのかなと思います。この今、恐らく金額にすれば10年間でいえば相当の金額が寄附金として上がるんだと思います。これが、市の教育の関連予算、これ以外に使われてきたと、これが子供たちの教育環境の充実を凶ってきたという点は、これは忘れてはならないことだと思います。私とか、後ろにいる子供たちも、全てこういう寄附金があってこそ、いろいろな教育環境がよかったなというふうに感じられるわけでありまして。

ただ、これが今後とも減っていくということなんです。これを鑑みますと、今後の学校予算のとり方というのが、先ほどおっしゃいました校長会からの予算要求、予算のいろいろな折衝があるんでしょうけれども、その点でもっと市側とよりよい、より高いすり合わせ、よりよい交渉が必要ではないかと考えるわけでありまして。この点について、今後具体的にどのように進めていく方向性がとられるかを伺いたいと思います。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 議長、武田信也。

**下山准一議長** 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

**武田信也教育次長兼教育総務課長** 基本的に、先ほども教育長の答弁にもございましたが、学校の運営に関するものにつきましては、市のほう、市の教育委員会のほうで当然整備していくものと考えてございます。現在、市の予算規模的に、教育費の予算規模、過去最大というふうな状況にもございますが、その状況も考えながらでは、考慮しながらではございますが、まず第一に考えていかなければならないのは、今、北辰小学校のお子さんたちもいらっやっていますが、北辰小学校のお子さんたちも初め、各学校で学校生活を送っていく子供たちのことを第一に考えていかなければならないと考えております。

その、まず基本的な視点としては、子供さん

たちの安全と安心、安全にそして安心して学校生活を送ることができること、そしてきちんとした学習環境に基づいてしっかりとした学習活動を行うことができること、この2点が主なところになってくると思いますが、この環境整備にはかなりの経費がかかってくると思いますが、そのところはしっかりと年次計画を立てながら、各学校の状況も踏まえながらではございますが、まずは子供たちのために、その教育環境の整備の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

下山准一議長 山科正仁君。

10番(山科正仁議員) ぜひ、環境整備の面では、その地域の負担だけを見込んだような予算どりではなくて、もしその寄附、協力がなくてもやっていけるような予算どりを考えていただきたいと思ひます。

今後、この統合によってマンモス化といひますか、プチマンモス化といひますか、器が大きくなった学校ができ上がっております。これは、本当に器が大きくなっただけであつて、逆に教職員さんの守備範囲が広がってしまったと、そういう現状を教育委員会としても県の教育委員会、それから国とか、そのほうにもちゃんと進言して理解を得てもらいたいと思ひしております。つまり、この児童生徒が減っているからといひて、連動して教職員も減らしていいのかといひうふうな問題があるわけだす。こういう安易な考えは、児童生徒の教育の機会の充実を奪つてしまうと、弊害になると考えております。

県内でまず先駆として、我が市は義務教育校、この運営実績と経験があるのですから、その事例をしっかりと示して県教育委員会に対峙してもらいたいなと考えるわけだすけど、教育委員会の考えを伺ひます。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

下山准一議長 学校教育課長高橋昭一君。

高橋昭一学校教育課長 ただいま職員の数といひことでの御質問でございますけれども、大規模も小規模も子供たちの数に応じて学級数が決まつてきます。その学級数に応じて教職員定数の学級編制及び定数の標準といひ法律がございまして、その数、教職員の数が決まつていきますので、これについては子供たちのために支援できる数は確保できると思ひております。あわせて、加配といひことでも、今義務教育学校でも統合の加配をいただいております。その他さまざまな職種の方の加配もいただいておりますので、要望を出しながら充実を図つていきたいと思ひております。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

下山准一議長 山科正仁君。

10番(山科正仁議員) 今課長が答弁いただきましたけれども、現状として萩野学園の例をとりますけれども、非常に加配では追いつかない現状が今あるわけだして、実際発達障害の児童の方もいらつしゃいますし、いろいろなタイプの子供たちがいらつしゃいまして、それを含めた学級を任されている担任の先生とか、とても授業に手が回らないぐらいの忙しさを受ける日もあるといひうふうに伺ひております。端的に言つて、法律で定数が決まつているからといひて、その現状も見ないで定数を決めていってしまうといひことは非常に危険だと思ひますので、この辺は強く進言していただきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。3番目の少子高齢化・若者定着施策の方向性について伺ひます。

残念ながら、市長の公約であつて、少子高齢化・若者の新庄市への定着施策の目玉でありました看護師養成所の開設、これが断念されました。市長による行政報告からは約2カ月経過いたしましたけど、市長は今後どのような施策により対策を行つていくのかをお伺ひしたいと思ひ

ます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 少子高齢化・若者定着施策の方向性についての御質問であります。少子高齢化・若者定着施策の一つとして、看護師を目指す若者の地元定着を目的に事業を進めてきたものであります。

事業を中止したことにつきましては、開校を期待していた中学生、高校生、その保護者の方、そして市民の皆様へ改めておわび申し上げたいと思います。また、これまで御支援、御協力いただいた関係者の皆様へ感謝申し上げたいと思います。

事業は中止となりましたが、人口減少社会への対応や、看護師も含めた地域の若者の地元定着など、地域が将来にわたって持続可能なまちであり続けるために、この課題解決に向けてこれまで以上に対策を講じていかなければならないと感じております。

その中でも、人口減少に対応したまちづくりを重要な課題と捉え、定住・移住といった若年層を中心とした地元回帰策、また次世代の担い手を育成するために、子育て支援や教育といった課題などに力を注いでいく方向性を考えております。

地元で看護師を養成する仕組みを構築することはできませんでしたが、進学により他地域に転出した学生の地元回帰を図り、また底辺の拡大のため看護師を目指す中学生、高校生をふやし、さらに看護学校への進学者をふやすことを検討しております。

議員の皆様からも御意見をいただきながら、新たな対策の具現化を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番（山科正仁議員）** ありがとうございます。

今期の定例会では、看護師養成所関連の課の廃止、それから開校予定に向けて採用されていた職員の方々の各種規定の変更の議案が上がっておりますけれども、今後のその採用されておられる職員へのケア、その待遇、それをいかにするのか、この具体的な方向性を伺いたいと思います。

また、この断念の経緯というのは、広報しんじょう11月号に記載されておりました。開校をやはり心待ちにしていた中高生それから保護者の方、これはいらっしゃったわけです。この方々の反響、それからその方々への十分な説明、その理解を得られる、そういうことはなされたのかをお伺いいたします。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 看護師養成所につきましては、これまで令和4年4月の開校を目指して準備してきたところでありますけれども、結果断念せざるを得ない状況になりまして、中止と判断したところであります。そして、看護教員の皆様については、昨年6月の議会の中で給与条例等を可決いただいて、それに基づきまして募集し、任用してきたところであります。

今後の処遇等につきましてですけれども、今現在教員の皆様と面談をして、処遇等について説明させていただいているところであります。個別の処遇等についてでございますけれども、個人情報の部分もございますので、具体的に申し上げることはできないところでありますけれども、現行の条例の中で最大限対応してまいりたいと考えているところであります。また、新年度においては、看護師確保の対策の事業に当たっていただければと考えているところであります。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真

人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** ただいま議員からお話のありました中学生、高校生、保護者についての反響の部分でございますが、10月以降、市内の高校生と面談してお話をお聞きした際は、看護学校が必要だった、奨学金は余り魅力的ではない、反対している人たちは自分たちの目先のことしか考えていない、高校卒業後も地元に残りたいと思っているが、残れる場所がないというふうな御意見をいただいたところでございます。また、保護者のほうからは、市単独が反対ならば、最上郡立や民間の力をかりて設立できないのか、看護学校は絶対に必要である、住みなれた地域で適正な医療を受けられなくなる可能性がある、憶測が飛び交っていた、説明不足が原因では、などの意見をいただいたところでございます。

あと、個別の説明する予定の部分でございますけれども、現在個別の中高生に向けた説明は行っておりません。5月に管内の中学校、高等学校からアンケートへの協力をいただきましたので、10月に各学校宛てに事業中止となった経過等についての説明文書を送付したところでございます。説明文書をお送りしましたが、特に反響等はございませんでした。

以上でございます。

**10番（山科正仁議員）** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 山科正仁君。

**10番（山科正仁議員）** ここで市長の責任云々追及とか、そういう問題ではないと思います。我々議員にとっても、承認した責任というのはあるわけでございまして、いろいろな意味で、これは同じ轍を踏まないような施策をとっていかねばならないと思っております。

北本町に取得した用地の有効利用についてお伺いいたします。広報紙の中にも、市長の言葉で、町なかのにぎわい創出、それから中心市街地の活性化などに有効活用したいというふうに

上がっております。また、市長のコラム欄も、市政の課題というのはもうはっきりと浮き彫りになったと。少子高齢化と人口減少が主である。今は砂取りゲームのように、徐々にという感じで崩れているが、一気にこの後砂が崩れるときが来るというふうに述べております。つまり、市長は先延ばしには絶対できない課題だと捉えている、それを強く表明しているなと思えます。

この、今回看護師養成所開設に関しても、反対意見に対して背中を向けて石を投げられてきたわけではないわけです。ちゃんと正面を向いて、その石を受けとめてきた結果が今日なわけです。それであれば、もっと市政の課題を早期に抑止する、抑制するために抽象的な言葉ではなくて、より具体的なこのビジョンを示して、臆せず第2、第3の矢を放ってもらいたいと考えるわけなんです。そのために、今後この土地の有効活用、その施策を早期に提示すべきであろうかと考えますが、いかがでしょうか。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 取得した際の目的のために使用ができなくなりましたので、この当該土地について今後どういう対応すべきかを検討していく必要があるということは認識しておりますが、具体的な検討はこれからになります。さまざまな選択肢があるかと思えます。例えば、民間活力の導入であったり、現在ある行政施策の課題解決のための対応であったり、さまざまな選択肢等があるとは思いますが、今現在ある立地条件を考えると、商店街の一部としてどう捉えてどう考えていくのかという視点も必要ではないかと考えております。

そのため、これらの検討を行うための庁内検討組織を立ち上げてまいりたいと考えているところです。場合によっては、活用方策を考えていく場合の調査なども必要ではないかと考えているところですが、冒頭申し上げましたとおり、

具体的な検討はこれからでありますので、御理解いただきたいと思ひます。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

下山准一議長 山科正仁君。

10番(山科正仁議員) 検討組織を立ち上げて、これから検討するということですが、先ほど来申し上げておりますけれども、2カ月間という時間がもう経過しているということで、これ民間の会社であればどうでしょうね、会社を建てようと思って用地を買ったけれども、やはり工場は建てられなくなりましたといった場合は、すぐに期間を置かず次の計画というのを立てるのではないかなと思われるわけです。余り長期間にならないように対策を立てていただきたいと思ひます。

我々議員としても、私個人としての責任もありましょうけれども、その承認に対する責任の一環としまして、私なりに用地の利活用案というか、そういうのを考えております。執行部のほうだけにどうするんだという責任ではなくて、私なりにもこういうふうにしたらいいのではないかなという案がありますので、一つ御提示したいと思ひます。

11月9日、信金フォーラムで、最上地域を豊かにする木材利用というのがありました。市長も行かれましたのでわかると思うんですが、講師は長野さんという林野庁の木材利用の課長です。講演内容で、木材を活用した建築物、この事例紹介がありまして、低コストで強度の面でも十分担保できると、公共建物への利用が期待できるということでした。

そこで提案でございますけれども、用地にその県産木材を使った木造の建物を建てると。その中に何を入れるかと、いわゆる子育て、わらすこを入れます。それから高齢者、新庄市の老人センター、この施設を入れます。施設の融合のものを考えると。そして、新庄老人センターは解体してしまつて、そこには木造のあずまや、

休憩所ですね、前面の公園で遊んでいる子供たち、それから親の方たちの、雨が降ったときの退避場、それから休憩所とすると。それは、まあ浮かぶでしょうけれども、子供がその北本町の建物の中で遊びながら、その隣で高齢者たちが一生懸命活動すると、それをお互いに見合つて、ほほ笑ましいというか、木造を利用した木育といいますか、その木材に包まれた環境の中でのほほ笑ましい姿が見られるのではないかなと私は思うわけです。一つ案とすれば、そこに循環バスを乗り入れて、そこで高齢者それからお子さん、それから親も乗せて、おろしていったり乗せたりするというふうな手段をするということです。

この、じゃあ夢物語かと言われても困りますので、財源の手当てとすれば、高齢者に関しては保険者機能強化推進交付金というのが政府の2020年の当初予算に入っております、案が出ております、これは高齢者の介護予防、それから自立支援の交付金、これを倍増するというふうな案です。目的は言わずと知れた介護費の抑制です。このメニューの中に、集いの場への参加比率というのがありまして、集いの場に高齢者の方が参加したその参加率を見まして、地方に配分する額を決めるというものであります。いわゆるその施設があれば、そこに高齢者が集まっている率を見て配分を決めると、その分の配分のお金。それから、わらすこ広場の年間の賃貸料、約2,000万円あります。それを合わせて、その支払いに充てればペイできるというふうなそろばん、財源に私は考えておりました。

私のこれは案でございますので、別に市長の予算編成権を侵すものではありませんので、参考にしていただければと思ひます。

それから、この前の萩野学園、生徒の意見発表会とありまして、そこで児童の声が聞こえてきました。「新庄市というのはお金がないから、何もできないんだって」というふうな言葉でし

た。がっかりしました。こんなことを言わせる市政であってはならないと私は思います。市長も、また執行部の方も、あと我々議員も、よく肝に銘じていかなければならんというふうに感じた次第であります。市長の御意見があればお伺いしたいと思いますが、なければ質問を終わりたいと思います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 大変ありがたい御提案ありがとうございます。財源まで検討していただいて、高齢者と子供たちが出会う場がというふうなこと、参考にさせていただきたいなというふうに思います。

地方創生交付金という形で最初取りかかっておりますので、企画調整課の総合政策課のほうで、今後の利用について皆さんの意見を慎重に聞きながら有効活用を図っていききたいということであります。

最後の萩野学園のお子さんの「新庄市ってお金がないんだって」の次があることは御存じでしたでしょうか。「ないんだって」というのはうそで、「新庄市は除雪費、流雪溝にしっかりとやっているということがわかりました」と言っていたこともつけ足しておきたいと思います。よろしくをお願いします。（「以上です」の声あり）

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 小嶋富弥議員の質問

**下山准一議長** 次に、小嶋富弥君。

（15番小嶋富弥議員登壇）

**15番（小嶋富弥議員）** 御苦労さまです。

今12月定例議会一般質問初日、2番目に質問いたします、議席番号15番の起新の会の小嶋富弥であります。

今般お尋ねいたします発言事項は3点でありますので、どうぞよろしく御答弁のほどをお願い申し上げます。

改めて申すまでもなく、本年当市は市制施行70年の節目の年であり、10月19日の記念式典は、簡素化の中にも意義ある記念式典でありました。特に、式典のオープニングを飾った新庄演劇研究会の皆様の松田甚次郎の朗読劇「ふるさと讃歌 土に叫ぶ人」にはとても感銘を受けました。そして、今月の4日に県に要望活動をしておりました4年制の農林系専門大学の2023年開学を目指す、吉村知事の表明の明るい話題も飛び込んできました。そして、12月4日は山形新幹線新庄延伸20年目となりました。

県内で5番目に誕生した市として、課題等を克服し、市民や子供たちが希望の持てるまちであらねばならないとの思いを持って、通告の順に従いまして質問いたしますので、重ねてよろしくようお願い申し上げます。

それでは、まず初めに来年度、令和2年度の予算編成と市政の執行をどのようになされるのかについてお尋ねいたすものであります。

国内の多くの自治体は、少子高齢化が顕著に進んでおり、当市においても例外でなく、だからこそ新庄市が持続可能な社会を維持していくための定住人口の促進、安全・安心にしてこの町で暮らしていきたい、そんな思いの市民が実現可能なまちづくりになるように望んでおるのは当然であります。そこで、そのような思いの市民に寄り添った行政執行に向けた来年度の予算規模と、また多様な市民ニーズに対しての事

業展開をお伺いするものであります。

私たち議員は、第14回目の議会報告会を12月2日から3日間、計9カ所で行いました。いろいろな角度から意見交換、希望等をお聞きしながら報告会を行いました。そこで、改めて市民ニーズの多様性を感じました。

市の広報11月号の市長コラムの中に、「どんな課題があっても、市民が希望の持てるまちづくりが必要だ」とあります。まさに同感の至りです。コラムの結びに、「まちづくりは人づくり。楽しいまち新庄が、人口減少に歯止めをかけると信じています」と結んでおります。まさに市民各位も、そのような町になることを期待しておるのであります。改めて、来年度の予算編成と市政執行についてのお考えをお伺いいたします。

次に、エコロジーガーデンについてお伺いたします。

桜、ケヤキ、オオクワなどたくさんの樹木に囲まれ、独特の雰囲気が漂う空間のあるこの施設と土地についてであります。面積は約10ヘクタールであります。平成14年に、旧農林省蚕糸試験場跡を当市で譲渡し、その年の8月よりエコロジーガーデンとして、自然環境を学び、交流の場として市民に提供してまいりました。また、建物は国の登録有形文化財に登録され、そしてまた、kitokitoマルシェは交流の場として評価が高く、農産物、食、生活、買い物等々の人々の触れ合いを創出しており、大変喜ばしいことであると思えます。

これらは南側エリアの6ヘクタールでありまして、計画では農業振興、観光交流、景観保存をうたっておる中で、北側エリアの4ヘクタールの活用が計画のままで、手がなされていないのが現状ではないでしょうか。一時期、菜の花を植えたりして話題になったときもあります。一時しのぎのような事業としか私は思われません。また、この地にあった若者園芸実践塾事業

のハウスも、ひそやかに撤去されました。

そこでであります。今後、この雄大な面積とすばらしいロケーションの財産を、無用の長物のようなものでなく、市民に愛され、用途に合った活用をなされる事業展開をどのように考えておるのか、お尋ねいたすものであります。

次に、福祉バスについてであります。福祉バスは、新庄市の福祉バス運営要綱に、本市の福祉団体等研修活動を推進するために運行し、そのため運営に関して、新庄市自動車管理規定に定めるもののほかの必要な事項を定めることを目的とするとあります。また、福祉バスの運営要領の利用対象には、対象となる事業の定める要件が3つ規定されております。これらに沿って運營業務を社会福祉協議会に委託しており、社会福祉団体の活動を支援しておるわけであり

ます。成人福祉課、子育て推進課発行の令和元年「しんじょうの福祉」によりますと、福祉バスの運行事業は、利用件数平成28年度70回、平成29年度63回、平成30年度は90回と記載されています。この数は多いのか少ないかは問いませんが、利用を希望していた方々の声を聞きますと、老人クラブの方々からは、規定の15人以上の利用ではハードルが高い。なぜならば、高齢化社会といっても老人クラブに入る人が少なく、それぞれの町内会や集落では細々と会を維持していくという悩みを抱え、せめて10人以上に緩和してもらえれば利用しやすいんだというような切実な希望の思いがあります。また、なぜ土日に利用できないのでしょうかという強い思いが聞こえてきます。また、その方々は、ぜいたくを言うわけではないけれども、現在のバス自体は疲れており、利用には厳しい状況になっていませんかというような声もございます。そういった意味でバスの更新時期に来ておるのではないのでしょうか。そんな意味を込めまして、以上でこれらについてのお考えをお伺いするも

のであります。よろしくお願ひ申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、小嶋議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、来年度の予算編成と市政執行についての御質問であります。来年度以降の財政の見通しにつきましては、歳入では市税はほぼ横ばいで推移するものとして、歳出では少子高齢化の進展に伴い、社会保障費を初めとした扶助費が大きく伸びていく見通しとなっております。また、明倫学園建設事業に伴う公債費や市有施設等の老朽化に伴う修繕等も、今後大きく伸びていくものと予測しております。

このため、これまで以上に内部管理経費の節減や事業の選択と集中を行うとともに、積極的な自主財源の確保が必要となっております。

こうした財政状況ではございますが、市民の暮らしに直結する課題、要望などに的確に対応し、安寧な市民生活を確保していくとともに、超高齢社会や障害者に優しいまちづくりを政策のキーワードとして念頭に置きながら、本市においての重要課題として挙げられる雪対策、雇用創出、子育て支援、高齢者支援、医療福祉対策、教育の充実などに注力してまいりたいと考えております。特に、子育て支援につきましては、競技力向上、健康増進の観点から、小中学生に対し体育施設の使用料無料化を考えております。

これらを踏まえ、ことしの10月に各課より来年度に向けた主要な事業についての施策評価を実施し、現在予算編成を進めている状況でございますが、予算編成に当たっては、国県補助金や有利な市債を活用することはもちろんですが、事業の優先度や緊急性なども見きわめながら、必要に応じて一般財源を効果的に投じるなど、積極的に各種事業を展開してまいりたいと考え

ております。

今後とも、市民の要望や負託に的確に応えるべく、最少の経費で最大の効果が得られるよう、着実な事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、エコロジーガーデンについての御質問であります。エコロジーガーデンについては平成29年2月に策定した旧農林省蚕糸試験場新庄支場保存活用計画及び平成30年2月に策定した新庄市エコロジーガーデン第4期利用計画に基づき、平成29年度から蚕室の公開活用を目的とした耐震改修を行ってきており、第1期分として平成30年度に旧第五蚕室、今年度に旧第四蚕室、来年度に旧第一蚕室の耐震改修工事をもって、南側の蚕室3棟が終了し、その後は中期財政計画や文化庁との調整を経て、残りの蚕室等の改修に着手していきたいと考えております。

北側エリアにつきましては、農林課所管時代に若者園芸実践塾等の利用はあったものの、その後設置目的を達成したため、現在は更地にして今後の使用方法について検討を行っているところであります。これまでも、kitokitoマルシェ時の臨時駐車場や菜の花の植栽、ソバの植栽、本年の夏には上海から小学生を受け入れし、野菜の収穫体験やグラスそり体験も実施したところであります。

新庄市エコロジーガーデン第4期利用計画の北側エリア利用計画図では、子供たちが元気に駆け回ることのできる遊び場、伝承野菜や果実などの各種農産物の栽培や収穫を体験する学習の場、広々とした畑いっぱいには花が咲く彩りの場の3つの項目を掲げており、毎年少しずつではありますが利活用も増加しているところであります。

しかしながら、入園者の利便性を考慮した場合、最低限必要な手洗い場、休憩所などの整備も今後の課題として捉えているところでもあり

ますので、来年度以降エコロジーガーデンのフィールドを生かした実施計画の策定に着手してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、福祉バスについての御質問でございますが、福祉バスの目的は、福祉団体等の研修活動を推進するために運行するもので、事業は市社会福祉協議会に委託し、同協議会では運転手1名を雇用しております。運転手の1日の勤務時間を考慮し、原則として午前8時半から午後4時半までの利用時間としておりますが、大会や会議など日程によってはこの時間を超える場合もあり、相談に応じて時間外の対応をしているところでもあります。

土曜、日曜、祝祭日等の運行につきましては、原則行っておらず、大きな大会のみに限らせていただいております。安全な運行を行うためにも、運転手の勤務環境は重要でありますし、万が一の事故が起きた場合の対応に時間がかかるという点など、土日の運行には課題が多いと考えているところでもあります。

また、利用人数につきましては、団体としての活動を推進するためのものであり、バスの乗車定数の半分以上である14人からとしてきたところです。現在最も福祉バスを利用している団体が、老人クラブと地域ふれあいサロンでございますが、その現状を見てみますと、老人クラブの会員数は減少傾向にあり、サロンでは14人未満のところ半数を占めております。このような状況を踏まえ、利用に必要な最低人数につきましては、緩和する方向で検討してまいります。

なお、現在利用している福祉バス車両については、購入後18年を経過し、走行距離は25キロを超えており、更新について検討の時期と考えているところです。

今後も、利用者の御意見を伺いながら、より使いやすい、利用してよかったと思われる福祉

バスの運用を検討してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** 答弁いただきました。

ありがとうございます。

福祉バスのほうからお伺いしたいと思います。福祉バス、今御答弁いただきますと、バスは25万キロ使っていて更新の時期である、かえるべきだというような前向きの答弁かと思ったんですけれども、それはいつということは明言できるんですか。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 原課としましては、市長答弁にありましたように、更新等の時期と考えているところがございますけれども、市の全体での車両の管理、それから更新のタイミングなども考え合わせる必要があると思いますので、その辺は財政課、それから関係課との協議、調整が必要かと考えております。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** 立派な行政答弁だと思いますけれども、それではね、やはり利用する方、何で福祉バスがあるんだかということを考えていただきたいなと思っております。財政課長さん、今の答弁を聞いていますね。ひとつよろしくお願ひします。

実は、福祉バスには新庄市福祉バス要領と要綱がございます。その中で、利用時間は8時半から4時半ですか、この社会福祉協議会のホームページを見ますと、利用時間は原則として、市の執行日の午前9時から4時半までですとなっています。いささかおかしいなと正直思うんですけれども、これはどうなんでしょうかね。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、  
青山左絵子。

下山准一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山  
左絵子さん。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 利用時  
間につきましては、利用団体のほうにしまして  
は4時半までというふうな御案内で周知して  
いるところでございますけれども、運転手のほう  
への契約上の単価の区分では5時15分までの  
運行を1日としておりまして、その時間区分の  
中で単価を定めております。その時間を超える  
と、少し割り増しの単価ということで契約して  
おります。4時半といいますのは、帰ってきて  
から運転手はその車両の整備、それから点検を  
するのに必要な時間を見込んで、目安として御  
案内しているところでございますけれども、そ  
の辺につきましては規定の範囲内ではございま  
すけれども、柔軟に対応しているところござ  
います。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） 私が聞いたのは、8時  
半から使えますよというけれども、このホーム  
ページに載っているのは朝9時からだというの  
がおかしいのではないですかということを知  
りました。帰りのことは聞いていません。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、  
青山左絵子。

下山准一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山  
左絵子さん。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 失礼い  
たしました。福祉バスのほう、社会福祉協議会  
のほうから出発するわけですが、集合場  
所にその団体等で集合していただく時間の目安  
として、その分とっているということでござ  
います。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） これを見ると、要綱を  
見ると8時半だけけれども、働く人の都合で、集  
合場所まで来るまでの間30分をリード時間とし  
て見ているというようなことなんでしょうけれ  
ども、一般的に考えて、要綱とこのずれがある  
ということは、いささかどうだかなということ  
を思うんです。やはり使う方は、老人クラブの  
方々にしても、非常にありがたい、いいバスだ  
と思うんです。これは恐らく新庄市だけではなく  
て、ほかの自治体も福祉バスなんていうのは  
活用して、いろいろな福祉活動をやっておるわ  
けです。これは福祉というのは法律のもとでい  
ろいろなことを運営をやっているわけでありま  
して、まゆの郷にたまに行ったりすると、ほか  
の市町村の方々が福祉バスで結構まゆの郷に  
来ているんですね。やっぱりかなりほかの市町  
村も、そういった意味で活用を図って、ひとつ  
地域の健康なお年寄りを育てているんだなとい  
うようなことが感じられるものですから、思っ  
たことなんです。

それで、実は福祉バスの利用申し込みは、ま  
ず新庄市の社会福祉協議会長を経て、そして最  
終的には新庄市の福祉事務所長に提出しなけ  
ればならない。そして、その決定が福祉事務所  
の判断が非常に権限といいますか、与えられて  
いるんですね、この判断する場合。なぜ申しま  
すかという、実はある団体、福祉バスの利用を  
申し込んだそうです。それで、今回は福祉バス  
を使用を認めますよと、しかし今度は認めて利  
用することができませんと言われたと私にお話  
をされました。何でかなと、今回して次はだ  
めだと。だめなもんなら今回もだめだよと、次  
もだめだよというようなことになろうかと思  
います。その利用者団体は、研修をしながら、  
ある部分ではリフレッシュする活動もやって  
きて、非常によかったなど、なぜ次は使えない  
のかと単純な声が聞こえてきました。その基準  
がどうという基準で、今回いいけど今度はだ  
めだと、だ

めなものなら最初からあなた方はだめだと言わなければならぬと思うんです、利用者の方にとっては。非常に不思議だと、おかしいと、これは単純な市民感情と思うんですけれども、これ福祉事務所のそんなたくで決まるんですか。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、**  
青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 福祉バスの申し込みを受け付ける場面でどういったやりとりがあったか、ちょっと具体的なことはわかりませんが、市民の方に不快な思いをさせてしまったということにつきましては本当におおびしければならぬかと思えます。研修が目的ということでの利用で、利用する段階、審査の段階で日程等に、あくまで利用していただきたいとの思いで日程に少し変更していただくとか、研修先を盛り込んでいただくということがあります。そういったやりとりの中で生じたことなのかなということだと思いますけれども、決してそんなたくということではございません。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** やはり使ってもらって幾らのもの、まあルールの中です、規定の中で、ルールの中で、これは当たり前だと思うけれども、そういった意味で、例えば利用したい、この令和元年の「しんじょうの福祉」という冊子、私どももいただきました。その10ページの中に、福祉バス運行事業というふうに載っていました。それで、老人クラブは、先ほど申し上げましたような数が利用されたと、あとは障害者団体が平成30年度は13、民生児童委員の方々は9、そこで社会福祉団体が15とありますけれども、福祉団体というのはどのような方々の団体を指しているのでしょうか。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、**

青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 団体等の規約を見させていただきまして、その目的として主な目的が福祉の向上ということであれば、その条件はクリアするのかなと思います。

**15番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番（小嶋富弥議員）** わかったようなわからないような、具体的な団体名ないですから。例えば、地域でふれあいサロンみたいなサークルやっている、20人ぐらい出たり入ったり。その方々が利用したいというときには、例えば福祉協議会の中で利用する団体の申し込みの中に登録しなければ福祉バスに乗れないとか、そういったものがあるのでしょうか、ないのでしょうか。なぜそんなことを私申しますかということ、やはり利用したい方がどういうふうな手順で利用したらいいかわからないと、いきなり福祉協議会のほうに行っても、こういうことだと言ってもなかなか使えない。

あと、もう一つは老人クラブ、年々減っていて、その1団体で15人以上の利用というのはなかなか厳しいと。せめてというふうなこと、例えばある大きい団体では、福祉バスを利用して活動してよかったと、研修に行つてよかったと。私のところも行きたいというけれども、15人、10人集まるのはようやくだなと。これではな、利用の規則がこうですよという、そうかと納得はするんだけど、不公平感が非常に感じられるんですね。ですから、もう少し使いやすいようなものに改めて、そしていろいろなサークル団体も、私たちは利用したいよと、それならこういうところに、福祉事務所長とかどこでもいいから登録してくださいよと、その中で、そして調整するようなことがあれば、今回はいいんだけど今度はだめだということがなく

なるのではないかなと思うんです。やっぱり、そういう利用したい方々を一応管理するために、そういう受け付けするような窓口をつくるような考えはないのでしょうか。もしそういうことがあれば、皆さんも喜んで使えるかなと思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、**  
青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 利用人数の、運行の最低人数を10人程度に緩和したいということで、今考えておりますけれども、そうなりますと、また今以上に利用団体がふえてくると思います。現状で登録制ということは行っていないんですけれども、そうなった場合、例えば6月とか10月とか、今でもほとんど平日毎日運行しているような状況ですので、調整するような必要が生じてくると思います。今現状では、早い者勝ちになるような感じで申し込みされているところですので、そういったところの不公平感の解消ということにつきましても、登録制というのは非常に有効な手法だと思いますので、検討させていただきたいと思えます。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** 大変いいお答えをいただいたなと思っています。

登録制にして、混んでもいいと思うんですよ。よく体育館とかいろいろなわくわくとかでも半年に一遍調整会議をやるんですよね。みんなやっぱりささる、ささるという言葉がいいか悪いか、利用したい、それだけ市民の皆さんが利用したいという意思表示があるということは、そのものが生かされていることなんでしょうね。福祉バスを使いたい、規定の中で。だから、幾ら、いっぱい来っぺやと心配することない、い

っばい来るだけありがたいと思って、その中で、皆さんいっぱい来たから、その中で調整会議をやって活用してもらったほうがずっとすっきりはつきりすると思うんですよ。私が言ったみたいに、福祉事務所長のそんなくと疑われることない。ぜひやっぱりこういうことをやって、開かれた、喜ばれた、市民に沿った活用を、ならば努力してもらえればありがたいなと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

せつかくの機会だから、もう一つだけ。この福祉バス、10月のあるとき利用した団体が、バスが来なかったというようなことが私の耳に入っていました。所長さんにはそのことが伝わっているんでしょうか。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、**  
青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** 10月1日のことだったかと思えます。その件については承知しております。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** それに対して、その関係者の方々にはどのように対応なされていたんでしょうか。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、**  
青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長** バスが来なかったという件につきましては、担当者の申し込みが確認されていなかったということでの私どもの手落ちでしたので、担当者のほうからその団体の事務局長のほうにおわびしたところでした。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） 人間ですからね、ヒューマンエラーはあると思うんですけども、大会だったそうです、山形でね。それで、大会の時間まで間に合わなくなりそうで、それぞれ利用した方々が自分の家に帰って、マイカーに分乗して行ったというような報告がありました。そういったことも福祉バスの運行に対しては、私どものほうにもう少し使い勝手がいいようにしていただきたいというような声があったものですからお尋ねしたわけですけども、今のお話を伺いますと、最大限いろいろな面で頑張ってくださいというようなことと私は理解しましたので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

次に、北側のエリア計画について聞きます。やっぱり計画なされてから、市長も御答弁なされましたけれども、エリア利用計画の中では、遊ぶ、習う、彩りというようなことがあります。ずっと北側をもう少し活用、利用したらいいのではないかなというようなことで、私も前、何かの小動物を飼って子供たちの憩いの場とかやって、あそこの産直のまゆの郷あたりとタイアップしながら、あそこの野菜、例えば薬物が売り物にならなくなったものを、ウサギとか小動物に、あそこに飼いながら与えるような方策もいいのではないですかとお願いしたけれども、なかなか進まないから今回一般質問させてもらったんですけども、立派なフィールドをすると、手洗い休憩所もつくと、かつて市長は遠足公園なんかいいのではないかというようなお話もありました。私も遠足公園なんかいいなと思って、山形県の児童・学童が来るような、四季を通じたフィールドをつくるようなことをしてもらいたいと思うんですけども、具体的にはどのようにお考えでしょうか、お願いしたいと思います。

荒澤精也商工観光課長 議長、荒澤精也。

下山准一議長 商工観光課長荒澤精也君。

荒澤精也商工観光課長 エコロジーガーデンの北

側エリアの利活用ということでございますけれども、実際に南側の部分でこれまで登録有形文化財というふうなことで、優先度の中でそちらのほうを優先させて、これまで耐震改修工事を行ったということで、なかなか北側のほうに手が回らなかったという部分については反省しているところでございますが、ただ先ほども市長の答弁にあったとおり、第4期の利用計画の中にきちんとその部分ではあずまや、それから水場、トイレ、ベンチ、また周辺の遊歩道の整備というふうな部分についても4期の利用計画の中でうたっているところでございます。

実際には、それまで手がつけられなかった部分もありますので、来年第1期工事の、いわゆる旧第五蚕室、旧第四蚕室、旧第一蚕室ということで、一通りのまず第1期工事のめどがつくという部分もありますので、来年の部分については、北側のエリアの部分で、とりあえずまだまだその配置図といいますか実施計画図自体をきちんと定めておりませんので、北側のエリアについて、それらあずまやであったり水場であったりとか、それから遊歩道のきちんとした絵図面といいますか実施計画図をきちんと定めながら、それらに対するインフラ整備、水道の引き込みであったりとかという部分についても検討していくということで、来年度一応その実施計画図をまずきちんと立てて、いわゆる先ほど来議員さんがおっしゃるとおり、遠足広場であったりピクニックができるようなそういったフィールドの展開というふうなことで、市内外の皆様方にもきちんと利活用していただきながら、もっとにぎわいを創出していきたいなというふうに思っておるところでございます。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） 計画の中で進めるというようなことを聞きました。南側エリア、kitokitoマルシェなんかすごいですね、私も行

ってくる感激するくらい、いろいろな若い方々を中心に来ていますし、ただちょっと気になるということをお願いしますと、あの南側のケヤキの大きなすごいロケーションのところにツリーデッキがあるんですね。きのうもちょっと用があつて行ったら、ツリーデッキの下にはいろいろな材木、とめをかける道具とかが材料置き場みたいになっていました。あそこのロケーションは、四季を通じて大変感動する場所で、例えばインバウンドなんていうことを考えますと、初冬の雪、白い樹木になって雪があるというロケーションを私たちは普通に思うんですけども、ああいうことを見せればインバウンドも、新庄市の売りになる一つのロケーションではないかなと考えていますけれども、南側のツリーデッキというのほどのように考えていますか。あそこ、最初若い方々が、いろいろな人が来るようにそれぞれ知恵を絞ってつくったと考えておりますけれども、ロケーションということから考えれば似合わしくないなと思うんです。いろいろつくった人の思いもあるでしょうけれども、その辺どのような、今後ともロケーションを考えた場合お考えになっているのでしょうか、お答えいただければありがたいと思います。

**荒澤精也商工観光課長** 議長、荒澤精也。

**下山准一議長** 商工観光課長荒澤精也君。

**荒澤精也商工観光課長** 南側エリアのツリーデッキというふうなことでございますけれども、実際にエコロジーガーデンの交流拡大プロジェクト実行委員会が一応組織しながら、いわゆるあそこの交流をいかに拡大するかというふうな部分で、kitokitoマルシェを先行してやったときに、当然お子さん連れの家族が利用されるという部分で、何かここに遊び場があつたらいいのではないかというふうなことで、その一団体の方々が、当然この実行委員会の中でも協議しながら、こうしたツリーデッキとかあつたらいいよね、ブランコがあつたらいいよねというふう

な話になって、されたというふうな部分があります。

当然、ロケーションを考えてどうかというのは、それぞれだと思えますけれども、ただ当然安全管理についてはきちんと確認しながら使っているというふうなことでございますので、今後のロケーションの部分について、その部分について北側のエリアも含めて今後の全体のエリアの部分について、今後いわゆる直営でなくて民間の委託契約みたいな形になるかどうかはわかりませんが、そういった話もございまして、そこはきちんとした段階で、その広場の活用もしくはそういったロケーションの考える部分も必然的に出てくるのかなというふうに思っておりますのでございます。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

**15番(小嶋富弥議員)** やっぱり、最初つくった方々の思いもあるわけですので、一方的にというふうにはいかないと思うんですけども、トータル的な判断で協議しながらやっていければいいのではないかなと。やはり自然を生かしたもののほうが、来た方々も共感を覚えるのではないかなという思いですので、ひとつ関係者ともお話ししながら納得いくようなことをお願いしたいと思います。

予算、具体的な執行、数字はいただけなかったんですけども、今一生懸命ヒアリングをやっていると思うんですけども、概算予算ほどのぐらいになっているのでしょうか、要求というか予算の積み重ねは。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 概算での要求額でございますが、約205億円ほどとなっております。

以上です。

**15番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**下山准一議長** 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） 予算は入りをはかりて出ざるを制するというような原則であります。205億円が各部局から予算が積み上がっているとお聞きしました。それに対して、先ほどの市長の答弁では、市税は前年並みだろうというように予測でお答えいただきました。この205億円と、市税のそんなに大きな伸びがない中で、編成のポイントというのはどこに置くのでしょうか。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 編成のポイントについてでございます。来年度に向けまして、これからさらに予算編成作業を進めていくというふうなことになるかもしれませんが、やはり歳入面で引き続き国県支出金などの財源を極力活用した上で、不足する分につきましては有利な起債によりまして対応していくというふうなことで、財源確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、歳出面につきましては、いかに効果的な事業、施策に重点化して成果を上げていくのかと、実効性のある事業を行っていくかということが重要でございますので、そういった視点から予算編成を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

下山准一議長 小嶋富弥君。

15番（小嶋富弥議員） なかなか潤沢なお金があれば、205億円の事業もなるかと思うんですけれども、そうはいかないというのは私も理解しておりますけれども、やはり財政課は大変今厳しいじゃないですか、突き上げも来ているのではないのでしょうか。その中で最少の経費で最大の効果を生み出すというような業務で、ひとつ力を発揮して、なるべく市民の皆さんの負託に答えていただけるようなことを希望して、私の一般質問を終わります。

御清聴いただきましてありがとうございます。

下山准一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

## 山科春美議員の質問

下山准一議長 次に、山科春美さん。

（7番山科春美議員登壇）

7番（山科春美議員） こんにちは。

12月定例会3番目の質問をさせていただきます、議員番号7番の起新の会の山科春美でございます。所属政党は幸福実現党です。5月に市議にならせていただき、3回目の一般質問ですが、まだまだふなれなところも多くありますが、市民の皆様の幸福のために一生懸命に頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

最初の質問ですけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお尋ねします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、2015年から2019年の5年間の計画として実施されておりますが、今年度は第1期総合戦略の最終年度であり、現在国及び新庄市でもこれまでの検証が行われていて、来年度から始まる第2期総合計画の準備策定中のことと思っております。

現在、我が国は人口の急激な減少と超高齢化という、世界的に見ても未体験の大きな課題に対し、その対策として2015年、平成27年から国及び地方自治体においてまち・ひと・しごと創

生総合戦略が実施されており、国全体では国民希望出生率を1.8人とし、2060年には1億人程度の人口を維持するということを展望とするために、各地方自治体ごとにそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創生することを目指して、さまざまな事業を展開しております。

国の総合戦略では、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保し、活力ある日本社会を維持するために、地方に仕事をつくり安心して働けるようにする、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代にあった地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、という4つの基本目標に向けた施策を進めています。

本市におきましても、最も重要な課題である少子高齢化問題、人口減少問題を克服すべく、平成27年からまち・ひと・しごと創生総合戦略を新庄市総合戦略として実施しておりますが、新庄市まちづくり総合計画の考えを基本として行われている本総合戦略は、本市の将来を左右するとても大切な計画だと思います。新庄市では、人口減少を抑制し定住人口の維持を目指す「ふるさと定住促進プラン」と、人口減少社会に対応し誰もが元気で住み続けられるまちをつくるための「幸せと元気のまちづくり推進プラン」の基本方針を掲げ、さまざまな取り組みをされてきたことと思います。

聞くところによると、第1期の総合戦略の策定のときに、全国的には準備不足の地方団体が多く、全国規模の大手コンサルタント業者への委託任せが強く、住人や地元団体の意見を十分に反映できなかったという自治体も多いということでしたが、新庄市では地元の公共的団体役員または学識経験者も交え、新庄市振興計画審議会を開催し、何度かの会議がされ、基本方針や具体的な計画がなされたと聞きました。

今年度は、第1期の総合戦略の5年目という

最終年度に当たっており、また同時に令和3年から始まる第5次新庄市総合計画、新庄市まちづくり総合計画の策定に向けても、これまでの達成状況や成果を十分に検証し、来年度から始まる第2期総合戦略を練り上げる非常に重要な年度となっていると思います。

しかし、人口動態統計によりますと、全国の場合特殊出生率は2014年、平成26年で1.42、出生数は約100万4,000人でしたが、2018年には合計特殊出生率は1.42と横ばい、出生数はこれまでの最低値である92万1,000人となっており、ここ一、二年で90万人を切るのではないかとというふうに予想されております。また、当初東京一極集中の是正に向けた目標として、2020年に東京圏から地方への転出・転入を均衡させるということに関しては、事実上不可能な状況になっていると思います。最近の東京圏への転入超過数は、2015年度が11万9,000人でしたが、2018年度には13万5,600人と逆に増加しております。特に、10代後半から20代の転入超過が顕著であり、女性の増加も目立っており、残念ながら総合戦略の成果が出ているようには見えません。住民の方々からも、若い人たちが地元から出たらなかなか戻ってこない、また若い人たちが大学卒業後にUターンするにもよい仕事がないとか、そういったさまざまな声が聞かれています。

その中で、農林業の担い手の育成機関であり高等教育機関である専門職大学が新庄市にできるということが決まったという、大変喜ばしいお知らせを聞かせていただきました。4年後の2023年開校ということですが、農林業の分野で経営能力の高い人材などを育成する大学ということで、全国から学生が新庄、最上の地に学びに来ることと思います。こういったうれしいニュースも大きな力として、若い世代が地元で学び、就職し、快適な生活を営み続けられる環境づくりを含めて、市民が結婚し、安心して子供

を産み育てられるまちづくりに向けて、雇用の確保や子育ての支援などを充実していくことが大切だと考えられます。そのためにも、第2期総合戦略に向けて、本市の英知を結集して第1期の総合戦略の十分な検証に基づく新しい視点での施策をまとめ、実行していくことが重要だと思われまます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1番目は、本市の第1期の総合戦略の期間での人口と合計特殊出生率、出生数の推移と今後の見込みについてお伺いいたします。

2番目としまして、第1期の総合戦略の現在までの進捗状況と具体的な成果はどうだったのかということをお伺いいたします。検証はどのように行われて、その結果はどうだったのか、主な施策のKPI、重要業績評価指標の達成率なども含めてお聞きできればと思います。

3番目として、第1期の総合戦略で少子高齢化・人口減少による実際に効果があった施策について、具体的に説明をお願いしたいです。

4番目として、第2期総合戦略策定の進捗状況と第1期との違いや、特に力を入れようとしている施策についてお伺いいたします。

5つ目として、第2期の新たな視点の取り組みのところなんです、「関係人口」「人材を育て活かす」「民間と協働」「誰もが活躍する地域社会をつくる」などといったところのこの取り組みなんですけれども、どのような形で実施されようとしているのかをお伺いいたします。

1つ目は、上記の取り組みについての市のお考えをお伺いいたします。

あと、大きな2つ目の質問なんですけれども、市民活動に対する市の応援についてということでお尋ねいたします。

新庄市でもさまざまな市民サークルなどがあり、それぞれの強みを生かし、共通の趣味、研究する仲間とともに活発に活動しておられます。また、高齢者の方たちにとっても生きがいや活

躍の場となっていて、誇りを持って活動をされているところが多いようです。その活動の集大成として、日ごろ培った作品を出展する展示会を年に1回ないし2回とか行うわけですけれども、そこにある市民サークルのところに見に行ったところ、ぜひ市とか県の側の皆さんにも見に来ていただきたいとか、また新庄を盛り上げるためにやっている思いもあるので来ていただきたいという言葉いただきました。頑張っている市民の皆様への祝福とねぎらいを込めて、公人として可能な限り市民の皆さんに寄り添った形で行動していかなければいけないというふうに思わせていただきました。

そのような声があったということもお伝えさせていただきながら、このように市民活動に対して市としてはどのようなサポートや連携していくかを、お考えをお伺いいたします。よろしくお願いします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、第1期総合戦略期間における人口の推移と今後の推移であります。第1期総合戦略策定時の平成27年10月に行われた国勢調査では、当新庄市の総人口は3万6,894人でしたが、令和元年9月末現在の住民基本台帳は3万5,420人となっており、4年間で1,474人減少しております。

出生率と死亡数の比較、いわゆる自然増減においては、年平均にして275人死亡者が多く、また転入・転出の社会増減は、年平均で178人転出者数が多くなっております。その分人口が減り続けている状況であります。

国立社会保障・人口問題研究所、社人研の推計では、2045年、令和27年には当市の人口は2万3,017人まで減少すると予想されております。

年代別に見ますと、ゼロ歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口ともに減少傾向にあり、65歳以上の老年人口は増加傾向にあります。今後2025年、令和7年に老年人口がピークを迎え、その後は緩やかに減少し、2045年には総人口の40%以上を老年人口が占めると推計されております。

次に、第1期新庄市総合戦略の進捗状況と具体的な成果でございますが、第1期総合戦略では人口減少を抑制し、定住人口の維持を目指す「ふるさと定住促進プラン」と、人口減少社会に対応し、誰もが元気で住み続けられるまちをつくる「幸せと元気のまちづくり推進プラン」を施策の基本的方向性とし、各プランに沿って事業を展開しております。

ふるさと定住促進プランでは、ふるさと回帰の促進、就業や起業への支援、産業振興、交流の促進、結婚活動への支援や子育て環境の整備など、幸せと元気のまちづくり推進プランでは、冬期間の市民生活の確保、雪と暮らすライフスタイルの推進、健康づくりの推進、地域コミュニティの充実などの施策を展開しております。

それぞれ各事業に関連する重要事業評価指標KPIを設定しており、毎年達成状況について総合計画審議会委員による外部評価をいただいております。各事業の評価では、手法や周知のあり方について再考を要するものなどございますが、KPIの達成に一定の効果があり、事業の継続が望ましいとの評価を得ております。

具体的な成果及び効果のあった施策でございますが、新庄まつりを中心としたさまざまな祭りやイベントを通じ、新庄市にも外国人旅行者が数多く訪れるようになりました。これは、当地域のブランディング情報を発信するとともに、インバウンドの誘客を推進した結果として、交流の促進が図られたものと認識しております。また、空き店舗を活用した創業支援事業により、新たな仕事が生まれ、徐々にではありますが根

を張り始めております。さらに、ハローワークとの共催で実施しております合同就職面接会事業におきましては、昨年度96名の参加中13名が市内に就職が決まり、仙台市での企業紹介セミナーには、市内の企業18社が出展したほか、高等教育機関の進路担当の先生も含め、仙台圏在住の方23名の参加があり、この事業を通して2名が内定と、若者の地元定着・回帰促進に対する意識醸成が図られたものと考えております。

次期総合戦略の進捗状況と概要でございますが、国が策定しております次期総合戦略の基本方針及び第1期総合戦略の内容を踏まえ、「ふるさと定住促進プラン」と「幸せと元気のまちづくり推進プラン」をベースとして策定する方向を考えております。現在、第5次総合計画の策定に取り組んでおりますので、総合計画との整合性も図りながら、各施策についての検証と事業の見直しについて検討しております。

また、国で示す地方への人、資金の流れの強化や、民間との協働、誰もが活躍できる地域社会をつくるなど新たな視点への取り組みにつきましては、既に取り組んでいるもの、社会潮流に即し、これから力を入れていく必要のあるものなど、当市の実情を踏まえ、どのような形で取り入れていけるか、また取り組みの強化を図っているか検討してまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

市民活動に対する応援体制については、教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** それでは、市民活動に対する市の応援体制についてお答えいたします。

御質問にありますとおり、新庄市では趣味を通じたサークルを初め、多くの団体が活動しております。中でも、市に社会教育関係団体とし

て申請いただいている団体は、現在166団体ございます。このような皆さんの活動を促進するため、施設の利便性を高め、活動しやすい場の提供、また市民プラザまつりやわくわく新庄フェスティバルなど活動の成果を発表する場を設け、より多くの市民の方に活動を知っていただけるよう取り組んでおります。

しかしながら、近年は高齢化や会員の減少により、活動を休止される場合も多くなっているようです。このため、各施設ではさまざまな講座を企画しながら、受講生によるサークルの立ち上げ支援を行っており、ここ数年で新しいサークルもふえてきているところです。

市民活動は、趣味にとどまらず、新庄のために何かやりたいとの思いから活動を継続されていらっしゃる方が数多くいらっしゃいますので、市としましては常日ごろから活動に対する感謝の思いをお伝えし、より多くの市民の方に周知できるよう、さまざまな場面で支援を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** 丁寧な御答弁いただきまして、ありがとうございます。

今市長からも答弁いただいたように、本当に2045年、令和27年には40%の老年人口がふえるということですので、本当にやっぱりそれに対してのいろいろな対策を組んでいかなければいけないなと思います。

また、2番目のKPI、事業業績評価指標のところ、いろいろ審査をしているところ、達成のほうにも近づいているというお話をいただきました。ありがとうございます。

あと、3番目なんですけれども、その合同就職面接会があったということですが、96名参加のうち13名の方が地元で就職されたということで、それもすばらしいなと思います。

あと、第2期のところの新たな視点なんですけれども、本当にやっぱり以前からこの新庄市で取り組んでいたことも多く、またさらに力を入れていかなければいけないということでのお話でしたけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと、教育長のほうからも答弁いただき、ありがとうございます。本当に高齢化ということで、活動を中止されているという市民団体、サークルのところもあるんですけれども、やっぱり本当にさっき教育長がおっしゃったように、市民のために何かやりたいというふうな、そういった思いで活動されている方も多いので、本当に丁寧な対応をしていただけたらと思います。

再質問ということなんですけれども、地方創生関係交付金は、ハード事業ではなくて人にかかわる事業に交付金が出されると聞きましたけれども、具体的にどのような事業に使われたか、その成果はどうかを教えてくださいたいと思います。お願いします。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 初めに、答弁内容の中で合計特殊出生率の推移もということでしたので、そちらのほうを読んでいませんでしたので、この場で言わせていただきますけれども、新庄市の場合、平成26年が1.75、平成27年が1.60、平成28年が1.52、平成29年が1.36、平成30年が1.58というふうな形になっております。

今後の見込みにつきましては、大変推計が難しく、それに関する資料もございませんので、御理解いただければと思います。

それでは、地方創生関係交付金についての御質問ですけれども、ハード事業に使えないということではございません。看護師養成所につきましても、建設につきましても採択を目指した経緯がございますし、備品の整備につきましてもハード事業に該当します。実際に市で行った

事業といたしましては、ふるさと歴史センターの映像ビジョンの整備や、そばまつりの備品整備なども行っているところです。基本的にはソフト事業が中心となりますけれども、交付金を活用した事業につきましては、毎年度主要施策の成果の中で報告させていただいております。

9月議会でお示ししました平成30年度の主要施策の成果では、大きなプロジェクトとして3つございまして、ユネスコ無形文化遺産登録を契機とした「まつりと雪のふるさと新庄～CoolJapan－SHINJO～」ブランディングプロジェクト、ちょっと長い名前なんですけれども、この中では航空機内誌を活用した情報発信であるとか、外国人観光客誘客キャンペーンなど7つの事業がぶら下がっているところです。

また、人にかかわる事業ということでございますけれども、ほとんどの事業が人とのかかわりを前提とした事業として捉えておりますけれども、若者の地元定着・回帰促進プロジェクトなどは、仙台市内において新庄市内の就職を促す、先ほど答弁のあった内容ですけれども、合同就職面接会などの取り組みを行った事業です。また、5つの中学校区を対象に地域づくり協議会の設立を目指している住民主体の地域づくり推進事業なども、人とのかかわりの事業と言えると思います。

現在、次期総合戦略の策定に着手しており、第1期総合戦略の検証を行っているところでございますので、その詳細、また成果等につきましては、また別な形でお示したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ありがとうございます。さまざまな取り組みということで、備品とかそういういったものにも使われていることで、教えていただいております。ぜひ、本当にこの交付金をよりよいものを使って、また市

民のためになるようにしていただきたいと思います。

あと、次の質問なんですけれども、ふるさと定住促進プランのところで、人材養成とか郷土愛の育成についてというところがありますけれども、11月9日に行われた新庄市教育の日コスモスデーにおいて、先ほど山科議員からも発表があったのでしたけれども、ふるさと発表学習会があって、市内の小中学校、義務教育学校の児童生徒の発表がありました。これは本当にこの地元の新庄のよさ、まさに郷土愛を再確認するためのとてもいい場であって、皆さんがとてもすばらしい発表をしてくださったと思います。

また、その発表会を縁に、萩野学園で行われた9年生の総合学習の発表会に参加させていただきました。その発表会は、新庄市の活性化に向けて提言しようという内容で、中学生がいろいろな方面から新庄市の課題について考えて、その活性化のアイデアを出してくださいました。あるチームでは、新庄市は保育士が減少しているということで、特に2カ月から2歳までの子供を預かる保育士がいないということで、それに対してどうしたらいいのかということを真剣に考えて発表していました。その案なんですけれども、新庄市に親子の日を設けて、かむてん公園などで中学生のボランティアによる、ゼロ歳から2歳までは読み聞かせとかリズム体操をさせようとか、あと3歳から5歳までは鬼ごっこかしっぽりをして遊んであげようといったようなことも出ました。また、観光人口をふやすための取り組みとか、ふるさと納税の活性化をするための取り組みなど、本当に中学生の若い新鮮なすばらしい発想に、本当にすばらしいなというふうに感激するとともに、新庄のことを一生懸命に考えているんだなというふうに思いました。

また、その授業参観の中での発表でしたけれ

ども、やっぱりたくさんの方のアイデアが出て、人数が少なかったというか、親御さんと、私も参加させてもらったんですが、あと山科議員も参加させていただいたんですけども、少ないなと思ひまして、たくさんの方に聞いていただきたいなというふうに思ひました。

こういったアイデア豊富な中学生の考えを聞き、交流を図るために、市職員とか、また行けるところで市議会議員はもちろなんですから、課長さんたちも忙しいと思うので、各担当課から若手職員の方でもいいので、こういった発表があるとき、担当各課から来て聞いてもらおうと、生徒たちがとても励みになるのではないかなと思ひますし、また一生懸命考えたことを現場で本当に市役所の職員の方が聞いてくれると思うことによって、さらに郷土愛の育成とか人材育成につながっていくことと思ひます。

もう一度、人材育成、郷土愛の育成についての市のお考えを伺いたいと思ひます。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 人材育成というのは、まちの維持のために不可欠なものでありますし、郷土愛の育成というのは誇りを持って生きていくために大切なものではないかと考えているところです。人材育成といっても多岐にわたります。農業分野であるとか、商業分野、企業など全ての分野で必要とするものと考えております。

総合政策課のほうでは、主に地域づくりに係る人材育成にかかわっておりますけれども、地域リーダーの育成のための研修会などを開催させていただいているところです。今年度開催いたしました新庄未来ワークショップには、議員も参加させていただいて大変感謝しておりますけれども、ふるさと学習発表会などと同様に、参加していただいた市民の方については、これからの市を担っていただく貴重な人材であり、これから貴重な人材となつていただく方々である

と思ひます。

また、郷土愛の育成につきましては、小中学校のほうでも地域を知る学習を取り入れていると思ひますけれども、大切なのはやはり地域を知るといふ、地元の方と触れ合うといふことであるかと思ひます。高校生を対象とするジモト大学につきましても、進学などでこれから新庄を離れる方々に新庄を知ってもらおうと、地域の人と一緒に地域を考えてもらおうといふふうな趣旨でございますので、地域のことを一緒になって考えていくといふのが郷土愛につながっていくのではないかなと考えているところです。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 市の職員の人材育成の部分で、郷土愛を含めた点でありますけれども、今実施している研修としましては、市内の史跡を回つて新庄市の歴史を知る研修を毎年実施しております。あと、そのほかに新庄市史といふことで、テーマを決めて講師の方をお願いして、自分の町の歴史を知ることで知識、教養を深めながら、そういう研修も取り入れているところでありますし、また施策に反映させる点においても、さまざまな皆さんの御意見をお聞きしながら施策のほうに反映するような研修も取り入れていきたいと考えております。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 郷土愛の醸成といふことで、教育・学校の立場からといふことで申し上げます。

ふるさと学習については、新庄のよさといふことで、たくさん学区にいいところがありますので、またお祭りとか雪以外のことも学んでいこうといふことで、非常に力を入れております。それで、先ほど議員がおっしゃった教育の日の発表会については、今年度から新庄市のPTAの連絡協議会が主催しまして、学んだことを学

校ごとに発表していきましようとなりました。今年度はその一部を紹介させていただいたということになります。その中で、萩野学園が後期の活動で総合的な学習の時間で提言という形でまとめたものを発表していたということになります。なお、来年度以降も続く予定ですので今後とも力を入れてまいりたいと思っております。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** 御答弁いただき、ありがとうございます。

本当に地域のリーダー育成ということが、人材育成またその郷土愛の育成につながるというのは、本当にそのとおりだと思います。また、市の職員の方にもいろいろな形で施策に反映させるような形で研修をさせているということでしたので、本当にそれもすばらしいなと思います。

あと、また来年以降もこういったふるさと発表会のようなものをされるということですので、これはすごく本当にいいことだと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

また別の質問になるんですけれども、ふるさと定住促進プランのところなんですが、婚活支援、また移住・定住についての質問です。

やっぱり人口減少に対する積極的な対応を図るために、人口減少や定住促進に対する施策をする部署の創設も考えられるのではないかとということで、この間もちょっとそういった課をつくる予定でもあるという話も伺いましたけれども、当市の移住・定住についての窓口が総合政策課にあるということですが、相談受け入れ体制を整理するための人員の配置が余りできていないとか、余り相談がないといったところも聞いたのでしたけれども、これから専門職大学ができるということで、こちらから積極的に新庄に暮らしませんかといったような形でPRなど

をし、移住・定住また婚活などに力を入れていくといいななんていうふうに思っております。

ことし7月、起新の会での視察で、前もちょっとお話ししたんでしたけれども、富山県の南砺市に行ってまいりました。そこでは、「南砺市に暮らしません課」、この課は総合政策課とか、その「課」なんですけれども、ということで婚活支援、定住移住対策をワンストップ窓口の体制で対応する課で、あなたと私を結ぶ赤い糸プロジェクト、A I P 48をキャッチフレーズに掲げた婚活支援とか、あとまた行政と民間のおせっかい会員が中心となって、その婚活に関しては出会いの機会の創出をしているということで、セミナーの開催等も行っているようです。また、多くの移住・定住支援施策を整えて、午前10時から午後7時まで、土日・祝日も運営する窓口体制で、移住・定住希望者をフォローアップするというので、その南砺で暮らしません課は市役所から出て、市内のショッピングセンターの中にその課の事務所があるんですけれども、そういった形でやっているところがありました。

これからは、本当に人口減少対策課とか、移住・定住対策課などの部署の創設とかも考えられるのではないかと思いますけれども、やはり本気で人口減少に取り組む姿勢というのを打ち出されているんですけれども、やっぱり実際に効果のある対策を実施していくべきだと思いますけれども、そういったこの課の制定というか、そういったところについて市のお考えをお聞きいたします。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 新しい課の設置という部分でありますけれども、今現在、定住促進等につきましては総合政策課で取り組んでいるわけですが、まずはその担当している課の中で、どういうふうに定住促進を進めて、具体的にど

ういう手法をとるかというところをまず検討して実施するのが先かなというふうに感じております。それを踏まえて、今後どういうふうに対応するかというような視点になってくるかなというふうに捉えております。

**7 番（山科春美議員）** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

あと、もう一つなんですけれども、幸せと元気のまちづくり推進プランのところで、自主防災組織の推進と地域コミュニティの充実のためのということに関しての質問なんですけれども、ことは全国的に災害の多い年で、近年の台風は本当に大型化して広域化して、本当に生命、財産、安全を守るというのはすごく重要なことで、防災対策はもう全国的に急務とされています。過去の災害時に救出された内訳では、公助の割合がごくわずかで、家族や隣人などの地域住民の助け合いによる自助、共助で被害を最小限に抑えているという事実があります。

先般、環境課の地域防災室の主催で、市内各地域でハザードマップ説明会、災害時の避難行動について、また自主防災組織の設立の勧めの説明会が行われました。私も参加させていただきましたが、とてもわかりやすい説明でした。でも、区長初め地域住民の出席率が少ないなと感じました。

本市におきまして、現在区長会は212地区で構成されていると聞いております。その中でも、長年区長をされている方もおれば、区長の任期がもう1年から2年というのが3分の1ということだそうです。そして、区長の任期が短いところは自主防災組織もできにくいと言われております。区長のなり手不足ということも起因していると思われるので、そういったことも踏まえて、第2期総合戦略の新たな視点で、人材を育て生かすといったところも考えて、地域リーダ

ーをつくって、共助の後押しについても考えていかなければいけないと思います。また、区長だけではなくて、民生委員とか児童民生委員のなり手不足も取り沙汰されているようですので、第2期の総合戦略にも人材を育て生かすという新たな視点も入れられているようですけれども、このなり手不足といったところでどのようなお考えであるかお聞きしたいと思います。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 区長だけでなく、さまざまな役員等のなり手不足につきましては、そういう状況にあるということは認識しております。これまで地域のリーダーだった方が高齢や体調不良を理由にやめていくと。そのための次のリーダーを育成しているかということ、なかなかそういう状況にもなっていないということで、公平に輪番制というふうな選択をした町内もあるとお聞きしております。やはり、地域のリーダーの育成というものは大きな課題であると考えておりますので、市といたしましても地域リーダーの研修会や地域づくり研修会などが一つのきっかけとなっていくことを期待しておりますが、実際のところはちょっと多くの参加者は得られないという状況もございます。

他地域の例を見ますと、女性の参画が多かったり、子供たちなど他世代交流が盛んなところが地域づくりの活性化につながっているということもお聞きしております。ちょうど今月、5つの中学校区を対象として区長のブロック研修会を今現在開催しております。その中で、アドバイザーとして新潟市の都岐沙羅パートナーズセンターの方をコーディネーターとして地域の課題や今後の地域づくりについての意見交換、さらには今後設立を考えております地域を支える協議会のお話や自主防災組織についても説明させていただいているところです。この5つの中学校区を対象とする地域を支える協議会の設

立につきましては、多くの課題があるとは思っておりますけれども、話し合いを続けていく中で、役員のなり手不足についても地域と一緒に考えてまいりたいと思っております。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、**  
青山左絵子。

**下山准一議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子さん。

**青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 民生委員、**  
児童委員のなり手不足ということですが、新庄市においても全国の傾向とたがわず深刻な状況となっております。このたび改選ということで、一斉改選が行われまして、12月に委嘱状をお渡ししたところですが、現在のところ5つの地区で欠員となっているところです。働き方の問題で、主力となっていただくような60代の方が、まだまだフルタイムで働いておられたり、それから地域での問題がすごく深刻化していて、民生委員は大変だなというようなイメージがあるということで、なかなかなり手不足ということになっております。

民生委員は非常に広い地域を受け持っておられますので、新庄市では各地区に健康福祉推進員を設置しております。その各地区の健康福祉推進員と連携していただくことで、より細かな自分の目の届かないようなところの情報を得たりということで、健康福祉推進員が一つ民生委員のサポート役になっていただけるような方で研修等を進めてまいりたいと思っております。

**7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。**

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7 番（山科春美議員）** ありがとうございます。

地域を支える協議会というのを、これから立ち上げるということを聞いて、すごくそれが人手不足の問題を解決できるようになればいいなと思います。また、その区長のところも、いろいろ仕事が多いということなんですが、健康福祉推進員の方と協力してやっていくということ

だったので、ぜひその区長を支えてやっていただきたいなと思います。

いろいろ長々と質問させていただきましたけれども、少子高齢化、人口減少等のさまざまな問題は、本当に中長期的な視点で取り組む必要があると思います。人口の動きは、全国及び地方さまざまな要素が複合的に関連しているために、その成否を判断するのは本当に難しいことですが、第2期の総合戦略では、実際に効果が見える施策も期待したいと思っております。

冒頭にも話をさせていただきましたが、4年後の2023年に専門職大学が開校予定ということで、本当に希望あふれるニュースも聞かされました。県立の大学ですが、新庄最上1市4町3村一丸となって、この専門職大学を支えていかなければいけないと思います。学校ができるということは、交流人口もふえてくると思います。また、地域のよさを全国に伝えるチャンスでもあると思います。また、答弁にありましたように、本当に現在もいろいろな施策を精力的に取り組まれていることと思いますけれども、本当に大切なのは、市民が一生涯現役で健康で生きがいを持って生活しながら、また全国的にも住みたいと思えるような魅力あるまちづくりを目指すことがとても大切だと思います。そのために、第2期総合戦略を実りあるものとして、若者、高齢者、子育て世代も本当に幸せに暮らしていくことができるように、今後も取り組んでいただきたいと思っております。

あと、ちょっと時間がなくなってしまったんですけど、市民サークルの件だったんですけど、私が行ったときに、そうやって来てくれないということで、来てもらいたいという話だったんですけど、その会のチラシをいただきまして、そしてそのチラシを総務課のほうに持っていかせてもらって、各課のほうに多分渡していただいたんですけども、そうしたら、その日のうちに市長がその会に来て

くださったということですのでごく喜んでいて、やっぱり市長が来てくれたんだとすごく喜んでおられました。やっぱり、この市の職員の方が来てくれるとか、議員さんが来てくれるとか、市長が来てくれるとかというのは、やっぱり市民の方の本当に喜びにもなると思いますので、そういったこの横の調和と、また縦のいろいろな新庄をよくしていきたいという施策とかいろいろあると思うんですが、そういった大きな縦と横の器があって、新庄市を本当にみんなで、市民も行政のほうもよくしていきたいと一丸となってやっていけるようにしていけたらと思います。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

**下山准一議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後1時59分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 八鍬長一議員の質問

**下山准一議長** 八鍬長一君。

(4番八鍬長一議員登壇)

**4番(八鍬長一議員)** お疲れの時間帯ですが、よろしくお願ひ申し上げます。勁草21の八鍬長一です。

通告に従って、一問一答でお伺ひしますので、よろしくお願ひします。

初めに、行政区域の飛び地解消の問題であります。

新庄市の行政面積は222平方キロであります。県全体からいいますと、わずか山形県全体の

2.4%の面積に3万5,000人の人、そしてその中には410人の外国人も一緒に生活をしているという状況であります。新庄市が行政の責任を負うのは、新庄市の行政区域とそこに住む人々、市民であります。しかし、そこに飛び地の問題があると、少し厄介な問題が起きてきます。農地や山林の場合には、その該当の町や村に固定資産税を納付すればそれで済みますが、居住地の中の飛び地についてはそれでは済みません。

具体的な例を挙げたいと思います。新庄市と大蔵村は、南のほうで隣り合わせておりますけれども、本合海の居住区域内に大蔵村の飛び地が存在します。ある若い夫婦がいまして、昨年家を建てました。土地がなかったために、やむを得ず両親の目の前の土地に家を建てたんですが、そこは大蔵村の飛び地でありました。大蔵村に接している飛び地ではなくて、完全に新庄市本合海の区域の中に大蔵の飛び地があるということでもあります。決して大蔵のことを言っているわけではありません、大蔵村は私の好きな町の一つです。温泉あり、そばあり、棚田あり、山菜あり、友人もたくさんいます。その家は、本合海の完全な区域の中なんですけど、大蔵村であります。郵便物は大蔵村の郵便物が来ます。最初はかなり間違えたようです。

公民権は大蔵村です。したがって、新庄市の人口には数えられておりません。ごみ収集については、地区の了解を得て、その地区のステーションには出しています。さっきも言いましたように、若い夫婦で子供がいます。今後、いろいろな不安な点も生じますので、例えば町内会の活動の保障とか、それからいずれ子供は保育所または児童館、学校にも入っていくでしょう。そういう将来について不安があります。同じ日本国民として、同じ山形県民としてのそういう差はないようには進んでいくでしょうが、居住区域の飛び地については優先的に解消すべきではないでしょうか。よろしくお願ひします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、八鍬市議の御質問にお答えさせていただきます。

行政区域の飛び地についてであります。本市と周辺町村との行政の境界につきましては、数カ所において飛び地があり、特に本合海地区には大蔵村の飛び地が多く存在している状況です。この飛び地につきましては、歴史的な経緯を経て現在に至っているわけですが、特に本市にある大蔵村の飛び地に居住している住民につきましては、生活圏は新庄市にありながらも大蔵村民であるために、本市の行政サービスは受けられないこととなっております。例えば、町内会などのコミュニティー、災害時の連絡体制、ごみの回収、学校などについては、大蔵村が行政サービスを行う必要があります。また固定資産税や住民税につきましては大蔵村が課税することとなっております。そのような状況を踏まえた上で、大蔵村と連携を図りながら、住民生活に大きな影響が出ないように種々の対応をしているところであります。

飛び地については、本市と大蔵村との間において、境界変更を行う場合には行政区の面積、人口、固定資産税や住民税の税収などが変動することとなり、新庄市、大蔵村の双方に影響が生じる問題であります。このようなことから、飛び地に居住している場合、行政界を変更すると非常に難しい課題があると考えています。相手方の考え方が重要になるところでもありますので、まずは本市にて課題を整理してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4 番（八鍬長一議員）** ありがとうございます。  
た。

総論で、今、市長のほうから回答があったんですが、やむを得ないと思います。しかし、具体的にさっき言ったように、そこで生活しているわけですから、子供も成長していきます。例えばですが、保育所または児童館に入ることについてはいかがでしょうか、子育て推進課長お願いします。それから、学校教育課のほうからは、その子供が小学校、大蔵の学校に行きなさいというのではなくて、ずっとすぐ目の前にはおじいちゃん、おばあちゃんいるわけですから、孫が地元の学校に行ってもらいたい、親もそう思っていると思いますし、その辺についてちょっと回答いただきたいと思います。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 議長、西田裕子。

**下山准一議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

**西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長** 現在の子ども・子育て支援法によりますと、市外に住所をお持ちの方につきましては、市内の保育所に入りたいといった御希望の場合は、通常広域入所といった手続をとります。住んでいるところの自治体との協議の上に、あきがあった場合に当市の保育所に入所するといった場合なんですけれども、ただ、そうした現在市内の本合海地区の居住地の中にそういった住所があるといった場合でございますので、そうした場合総合的に判断して、こちらとしましては新庄市の子供たちと同じように入所の手続をしたいと考えております。

また、児童館・児童センターにつきましては、児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の中で、1項、2項、2つありますけれども、市内に住所を有する3歳から小学校就学前までの幼児、それからその他市長が適当と認める場合とありますので、そうした場合児童館・児童センターも入所は可能でございます。

以上です。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 小学校における就学、通学についてなんですが、学区については通学区制度がございまして、就学を教育委員会が通知するという事になっております。その学区の指定がございまして、学区外ということになります。教育委員会ではその学区外の承認基準というのを設けております。幾つかの基準とか条件がございまして、それが調べば学区外も許可しているという状況でございます。

本合海の大蔵村の場合ですが、市町村がまたがっておりますので、特別の事情として区域外という形になろうかと思っております。これについては、区域外でも弾力的な運用も可能でありますけれども、手続としましては保護者から管轄の教育委員会に申請をしまして、管轄での就学を希望するところに希望の申請をしまして、その後住所地の教育委員会で協議を依頼します。同意を得た後、双方の許可を得て学校長、保護者へ就学学校を通知するというふうな流れになっております。いずれにしても、学区外の承認と同じような内容となりますので、子供の事情を十分理解して、その子供のために判断していくということが大事かと思っております。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4 番（八鍬長一議員）** 今学区外、行政区域外という扱いにはなりますが、運用上、本人たちは新庄市民と思って生活しておりますので、新庄市民ではないということを余り前面に出さなくて、あわせて同時に先ほど市長がおっしゃったような大蔵との協議も進めていただきたいと思います。

2つ目の質問に移ります。看護専門学校開設断念に伴う、私は諸課題というふうに整理してありますけれども、9月議会中の10月7日、突然の開設断念の市長の発言でありました。医師会

の協力が得られないということを大きな理由にしていますが、ずっと私は断念ということが耳に入っていて、11月の半ばに市報を見ました。そうしたら「中止」という言葉が多用化されているんです。その意図は何か。多分、市長の発言の後、庁内の中で今後の対応ということでの議論があったと思うんですが、そういう中でその断念がなぜ中止に変わったのか、その意図は何かということ、まず市長にお尋ねしたいと思います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 看護師養成所に関する御質問ですが、これまで多くの関係者に支えていただきながら取り組んでまいりましたが、一番大切な機関からの協力が得られなくなり、設置に向けた取り組みを続けることは困難と判断し、設置を断念することといたしました。断念と申し上げたのは、諦めざるを得なかった私の思いをあらわしたものであります。事業としては途中でやめることとなりますので、中止という表現が適当であるとし、市報にてお知らせしたものであります。

市としてこれまでの経過、状況を踏まえ、県より指定を受けるための諸要件の内容、今後の対応について検討した結果、事業中止を決定したものであります。

看護師養成所の設置目的である看護師不足の解消と若者の地元定着については、継続した課題であり、新たな方策を検討しているところであります。また、事業中止に伴う課題について、先行取得した建設用地については、管理や活用を検討しており、看護教員の処遇についても、今現在個別面談を進めているところであります。

以上であります。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4 番（八鍬長一議員）** 実は、10月7日という

のは大変忙しい日でありまして、御案内のように明倫学園の契約に伴う着工式の日でありました。8時半から祈願祭がありまして、役所に戻って9時半過ぎですね、市長と副市長が議長室においてになって、私どもが会派代表者会議をしていた席で、断念という言葉を目にしました。それが大体9時45分ころです。実はそのときに、医師会のほうから協力できない旨の文書が入ってということで、市長は断念ということに転じたわけでありまして。

しかし、今から思うと、9時過ぎか9時前後に文書が入ったにしても、そこから決断して、そして夕方の臨時課長会議またはマスコミの発表などもありましたから、随分ぼんぼんというふうな段取りが手際よいなというふうに思ったんです。市長、本当はこの難しさについては10月7日以前から相当思い詰めていたのではないのでしょうか。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** ただいま議員のほうから、10月7日の時系列的な経緯についてお話があったところなんですけれども、市としての意思決定過程の部分かと思っておりますが、時系列的に申し上げますと、まず初めに、10月1日に医師会の会長より、医師会としてこういった見解があるので、後ほど文書を提出しますというふうなお話をいただいたところでございます。そのお話を受けまして、市内部で今後こういった文書が出てくるということを受けまして、市の内部、市長、副市長、関係課長のほうで、まず市の対応について協議したところでございます。

あと、今議員からお話のありました10月7日の時系列的な部分については、今お話がありましたとおり9時5分くらいだったと思いますが、

医師会より文書のほうを受領しました。それを受けまして、さらに内部で再度意思協議をしたところでございます。その後、9時40分過ぎの会派代表者会議等については、今、議員のほうからお話があったとおりでございますので、10月7日に全てばたばたと決めたというふうな形ではございませんので、御理解いただければと思います。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4 番（八鍬長一議員）** 10月1日に内々の情報が入っていたということですね。それを議会で言ったということは、明らかにしたということです。私が聞いたかったのは、市長が悩んでいた、そういう思いがあったのではないかといいところをお聞きしたかったのです。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 今、課長が答弁したとおりであります。選挙の争点とされたわけでありましてけれども、当選した以上はそれを実行するというのが本来の役割であるというふうなことにずっと思い続けておりました。しかし、課長が申したとおり、10月1日、これまでの経過とは全然真逆の対応があったというふうなことで、これは非常に重いものだというふうなことで、担当課、副市長と今後の協議を図ったところであります。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4 番（八鍬長一議員）** そういう中で判断をしたということですが、先ほど田宮課長のほうから、中止したことによって大変残念がっている将来入りたい人たちの厳しい意見もあったということですが、そうでない意見もやっぱり市民を二分したような争点の政策であったわけでして、この断念したにしても相当厳しい意見があります。

例えば、これは生の声ですが、「これまで土

地を買った代金などに多額のお金がかかっている。開設のために大切な医師会との交渉などが進まない中で、なぜ用地取得だけを急いだのか。そして、買った土地をどうするのか、責任は誰がとるのか説明してほしい」。30代男性の言葉であります。

そういうことで、市長とすれば平成23年から、いろいろな内容が変遷しながらも8年間新庄市の最大の行政課題として、人口減少対策や、それから市長がおっしゃる看護師不足の解消のために人と予算をかけてやってきたわけですから、断念そして中止したから、これでこの問題が終わったというふうには私は受けとめておりません。

あと、もう一点、11月の市報では、住民監査請求にもなりました土地の問題、きょう午前中、山科議員のほうに答弁があったわけですが、4,250万円の土地取得について、その土地については町なかのにぎわい創出のために使うというふうに言っていますけれども、御存じのように行政の土地取得というのは非常に厳しくされております。土地取得といいますか財産の取得ですから、自治法では取得目的を明らかにしなければならないことになっています。予算化という手続をとらないで開発基金で取得したわけですから、いずれは買い戻さなければなりません。そういう買い戻しの提案もしていない段階で、この土地をこう使いたいという、検討にしてもそういう発表は早過ぎるのではないか。ある意味では、議会に買い戻し予算の計上もしていないうちに、そういう方向を示すのはいかかというふうに思いますが、お答え願います。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** このたび土地開発基金で取得したということの意味につきましては、その際には目的を持った事業のための用地の先行取得

というふうな目的での取得でございます。今後、その事業の活用事業が明確になった時点で、予算化の御提案を申し上げて買い戻ししていくというふうなことになるかと思えます。時期が早過ぎたのではないかというふうなことでございまして、御了承いただきたいと思えます。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4 番（八鍬長一議員）** いずれ買い戻しの予算の提案は必ずしなければならないわけですから、そのときに取得目的が何になるかということとはわからないわけですので、その段階で買い戻し予算は提案すれば通るんだという前提で話を進めているのはおかしいと思えますし、私は議会軽視ではないかというふうに思っているから申し上げます。先ほど財政課長答弁しましたから、財政課長で。または副市長ですか。

**伊藤元昭副市長** 議長、伊藤元昭。

**下山准一議長** 副市長伊藤元昭君。

**伊藤元昭副市長** 八鍬議員おっしゃったとおり、あそこの用地につきましては、先行取得という形で新庄市土地開発基金で取得をしております。看護師養成学校の用地ということで取得をしているわけですが、残念ながら中止という判断をしたので、その用地については今後いろいろな方策を考えながら、当然活用していきたいということですが、一般会計、いわゆる歳入歳出予算に買い戻しとしてするとすれば、そのどういう目的かと、その目的に沿ったようないわゆる歳出の科目に計上させていただきながら、当然その設置目的が議員の皆さんの御理解を賜りながらというのは、これは大前提なわけですが、その辺のことを十分協議をさせていただきながら、その建物の、建物になるかどうかは別にしても、その設置目的に沿った予算の執行に当然なってくるというふうに考えております。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） そうしますと、開発基金で取得するためにとったときの決裁に、取得目的ということは取得審査委員会もしてありますから、それとは全く、全くじゃない、断念して中止したわけですから、その取得目的はなくなったわけですので、今度新たに取得目的が生ずるということで理解してよろしいですか。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

下山准一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 八鍬議員おっしゃっている取得目的という意味ですけれども、我々は土地開発基金で現在所有しているわけです、新庄市の。それはもう新庄市、ある意味では新庄市の土地なわけですね。ただ、実際事業展開するときには、まさしく歳入歳出予算が必要なわけですから、基金は基金として土地を持っている、あるいは現金で持っているという形ですけれども、その事業を執行する上では歳入歳出予算に計上しなければいけないわけです。その計上するには、やっぱりこういう目的だということを議会の皆さんにも十分協議をしながら、当然それに沿ったようないわゆる款項目に計上させていただきたいというふうな考え方でございます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） そのぐらい何回も言っているというのは、実はさっき言いました断念がいつの間にか中止になっているということで、中止の中身はさっき市長から話を聞きましたけれども、要するに土地取得についてはいいんだということを理屈づけるために、断念というのは広辞苑を見ると「一切やめる」ということです。それが中止という言葉になっているということに、非常に意図的に感じているわけです。その辺についてはいかがですか。

田宮真人看護師養成所開設準備課長 議長、田宮

真人。

下山准一議長 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

田宮真人看護師養成所開設準備課長 先ほど市長答弁の中で、市長から看護学校の開設を断念というふうな形で申し上げましたけれども、その後、断念に伴い看護師養成所開設準備事業は道半ばで中断せざるを得なくなったという形になったため、事業としては中止というふうな表現で申し上げたところでございます。断念、中止、表現に違いがございしますが、どちらも事業を実施しないということでありますので、意味的に相違はないと捉えております。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 選挙前ですが、中学校区5カ所に分かれて住民の皆さんを集めて説明会をして、いろいろな議論がありました。それは、開設ということを進めるための説明会であったわけです。今回断念、中止したことによって、同じような住民説明会が必要だと思うんですが、市長いかがでしょうか。

田宮真人看護師養成所開設準備課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

田宮真人看護師養成所開設準備課長 市民説明会と同様の形で今事業を中止したことについても説明したらどうかというふうなお話かと思えます。期待していた方、御協力いただきました関係機関の方には、大変期待を裏切るような形となって、大変残念で申しわけないと思っていますところなんです、市長がこれまで市のホームページ、10月7日の記者会見、10月8日の市議会行政報告、市報11月号での再三にわたります経過とおわびをして、申し上げてきたところでございます。また、10月8日の記者会見の翌日の新聞報道等でも、一定程度経緯については

説明、周知されているというふうな形で捉えておるところでございます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） この雪雲の下で、さっき言ったように3万5,000人の人たちが生活しているわけですよね。何か物事を進めるときはということであのぐらい、大変忙しい時期ではあったんですけども、執行部が、そして市民も忙しい中、自分たちの将来にかかわることでありますから足を運んでくれたわけですよね。断念、中止したからといって、あとはさっと引いてしまうというのは、市民にとっても、これ、じゃあ何なんだと、そういう厳しい言葉が私の耳にも、ほかの議員のほうにも、賛成であった方、そうでなかった方も含めて一緒に入っているんですが、そうすると、これ以上市民説明についてはする考えはないということですか。

田宮真人看護師養成所開設準備課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

田宮真人看護師養成所開設準備課長 現在、事業の中止、断念に至った経緯について、市民説明会を開催するというふうなことは考えておらないところでございます。これまで看護学校、看護師養成所開設準備事業につきましては、議会等で市民の負託をいただいています議員の皆様の方に逐一進捗状況を説明してきたところでございます。先ほど申し上げた、いろいろな広報媒体を使っても説明してきたということで、現段階では市民説明会の開催は考えておらないところでございます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） それは事務方としての考え方だと思います。市民は本当に正確な情報が欲しいんですよね。前にも批判しましたけれ

ども、開設に向けては、私から言わせると都合のいい説明といいますか、資料とか数字といいますか、それしか出してこなかった。そういう批判も実際あったわけです。そういう点で、市はやっぱり大変なときこそ、方針転換するんだという大事なときこそ、市民に対して本当にこういう事情でこうなったから、しかしそれで全く私の思いが変わったわけではなくて、人口減少対策、子育て支援とか、そういうところに今以上に力を入れていくんだ、そういう姿勢が必要ではないかと思うんです。市長答弁お願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

下山准一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 課長が申し上げたとおり、そのための説明会を開催する予定は考えておりません。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） そのためだけのという、そういうただし書きが入りましたので、私からは、何か機会あったときにそういうことも、市長の本音といいますか、幾ら新庄市のトップであっても、全て悩まないで仕事を進めているわけではないと思うんです。そういうことも含めて市民に示していけば、もっと理解が得られるのではないかというふうに思います。

次に進みます。さきに発表になりました新庄市と最上地区の高校再編の問題であります。

今市内に3つの高校がございます。新庄北高校、新庄南高校、新庄神室産業高校の3つです。いずれの高校にも分校がありまして、金山町、真室川町、最上町に分校があります。そこに新庄北高には定時制があります。

今、県教育委員会のほうから、せんだって説明会が地元でということの新庄でもあったそうですが、再編、これは人口減少・少子化がその理由であります。当該の私ども新庄市にとって

も、将来の新庄市を担っていく若者、そしてまた今ほとんどが高校に進学します。進学率99%というふうに理解してはいますが、義務教育である中学校教育の方向性、力の入れ方、それが変わってくるのではないかとこのように思います。あわせて、どうも県の考え方を分析してみますと、今3つある高校のうち2つにしていきたいという本音があるのではないかとこのように思います。

しかしながら、いろいろな客観的情勢を分析してみますと、陳情したりお願いしたりして何とか残してくれという、そういう問題ではないように私は受けとめております。そういう点では、県の情報について市としてはどう受けとめているか。

2つ目は、千数百人の高校生がいるわけですが、どこの場所に高校があるかによって、町の人通りや、それから町の交通体系、道路体系が変わっていくわけでありますので、新庄市のまちづくりにどんな影響があるのか。そういう点で、この新庄最上の高校再編について、新庄市としてどう考え対応していくか。

この2点について、まずお聞きいたします。

**高野 博教育長 議長、高野 博。**

**下山准一議長 教育長高野 博君。**

**高野 博教育長 新庄最上地域の高校再編についての御質問にお答えしたいと思います。**

1点目の高校の再編に向けた県の情報につきましては、県教育委員会の県立高校再編整備基本計画によりますと、平成26年度から令和6年度の期間中、県内1,827名、北村山最上地区では296名の生徒が減少すると予想されております。最上地区では、平成22年7月に外部有識者や地域の教育・産業等関係者による最上地区の県立高校の再編整備に係る検討会が設置され、これからの社会の変化、生徒の多様化への対応、社会で活躍できる人材の育成など、将来を見据えた最上地区における県立高校のあり方につい

て検討されてきたところであります。

また、再編整備計画第2次計画の策定に向けて、先日10月30日には、私も参加させていただきましたけれども、最上地区の県立高校再編整備に係る地域説明会が市民文化会館で開催され、現状と課題、再編整備計画の概要、今後の進め方などの説明がございました。

今後につきましては、来年3月に県教育委員会から年次計画案が示され、最上地区につきましても、同じく3月に学級減を含む再編整備計画案が公表される予定となっております。

2点目の新庄市としての考えにつきましては、議員御指摘のとおり、市としましても高校再編はまちづくりに大きな影響を与えるものと考えております。生徒数の減少による高校再編につきましては、全国的、全県的な課題でありますのでやむを得ないところもございますが、再編に伴う教員などの学校関係者の減少など、人口減少に拍車がかかることが想定されるとともに、閉校となる高校につきましては、施設または跡地をどのように活用していくかという課題が出てまいります。

具体的な再編整備を進める上で、新庄市内の高校配置については2校配置、3校配置のどちらが望ましいかという課題を投げかけられておりますが、県の県立高校の再編整備に関する基本方針では、学級の削減方針が明確に示されておりますので、将来的な生徒数の減少を見据えた検討を行っていく必要があると考えております。また、これらの動向や県から示される再編整備計画案を注視しながら、市の政策との整合性や効果的な事業展開を図るための検討を的確に行っていく必要があると考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上であります。

**4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。**

**下山准一議長 八鍬長一君。**

4 番（八鍬長一議員） まちづくりについて、後で総合政策課長のほうからお願いしたいと思いますが、県の教育委員会では、課題は3つありますということを言っているんですね。その1つは、新庄市内の高校の配置であります。新庄市内の高校の配置をどうするか。2つ目は、3つの分校のあり方。3つの分校とも、定時制は別にして、50%以下の、元年度の入試では定数割れしていますので、2年続けて定数割れしたときには募集を停止するというせば詰まった状況にあります。3つ目は、新庄北高の夜間部、非常に伝統のある定時制でありますけれども、その新庄北高の定時制を昼間、夜間部ではなくて昼間の定時制にするという、そういう考えがあるようではありますが、やっぱり県の考え方に受け身でなくて、例えば今の中学生たちが将来どういう選択をしていくのか、高校についても従来みたいに単に進学校とそうでない実業高校とに分けるといふ、そういう時代ではなくなっているようであります。

一例を申し上げます。これは去年の6月に閣議決定しているんですが、内閣府のあれだと思わんですが、まち・ひと・しごと創生基本方針ということです。高等学校が地元市町村、企業等と連携しなから、高校生に地域課題の解決等を通じた探究的な学びを提供するカリキュラムの構築等を行う組織を推進するとともに、進路決定後の期間を利用したインターンシップの充実等を通じ、地元の魅力に触れられる取り組み等を推進し、地元で根差した人材の育成を強化する。まさに、これからの高校教育はこの方針で進めるという政府の方針にもなっているわけでありますから、その辺を見ながら、私たちは単に受け身でなくて考えていかなければならないのでしょうか。

もう一回教育長と、あとまちづくりについては相当大きな影響が出ると思いますよね。例えば新庄工業高校、あの状態で今どうでしょうか、

東山地区は。お願いします。

高野 博教育長 議長、高野 博。

下山准一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 まず、先ほど政府の話、探究的な話は、今やっぱり高校でも地元の新庄北高には探究コースという、そういうコースが出てきて、やっぱりそういう高校を目指さなければいけないということで、県のほうでもそういう動きをして、高校の再編の一つの動きとして、そういうふうな学科編成、コースとかそういうふうなことを、県でもそこも含めて検討しているわけです。そして、我々もそういうことについてのいろいろな支援を行っていきたいと思っておりますし、あと小中学生にあつての、やっぱり私たち、一番、説明会でもいつも思うことは、今の小学生、中学生より小学生の保護者がもっと関心を持ってほしいと。そういうことで、教育長訪問、各校したときには、小学校の保護者に対してもっと学校からもPRして、そういう県の動きとかそういうことを知って、進路選択を子供たちがしっかりできるよう支えてほしいというふうなお願いをして、各学校でその当ても、10月30日にも複数の学校の先生方初め、あと保護者はどのくらい来ているかはわかりませんが、そんな動きもあったことも事実であります。また、小中学校でやっぱりそういう、どんな高校が再編されようが、自分の進路をしっかりと選択できる、このキャリア教育をしっかりとしていく、そしてそれに見合った学力をしっかりとつけてやっていかなければいけないということで考えて、小中学校のほうにはこれからも指導して、そういう高校再編の動きをしっかりと受けとめて対応していくことは大事というふうに捉えております。

以上であります。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

下山准一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 議員御指摘のとおり、学

校の閉鎖というのはまちづくりにかなり大きな影響を及ぼすことになるかと思えます。町の中にぽかんと大きな土地があくことになれば、それはそれですぐ何々をしましょう、これを建てましょうということには、今の現状ならいわけですので、検討にも相当の時間が必要になると考えているところです。基本的に、公共施設管理計画の考え方がございますので、そちらのほうを踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） いずれにしましても、対応が遅かったというふうなことがないように、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、時間の都合上、予告しておりました道の駅と温泉については触れていませんので、どうか質問の事項については理解していただきたいと存じます。

以上で終わります。

## 散 会

下山准一議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

あす12日午前10時より本会議を開きますので、御参集願ひます。

きょうは御苦勞さまでございました。

午後2時49分 散会

## 令和元年12月定例会会議録（第3号）

令和元年12月12日 木曜日 午前10時00分開議  
議長 下山 准一 副議長 新田 道尋

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	庄司里香	議員
3番	叶内恵子	議員	4番	八鍬長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
財政課長	平向真也	税務課長	加藤功
市民課長	荒田明子	環境課長	森正一
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	亀井博人	看護師養成所 開設準備課長	田宮真人
農林課長	三浦重実	商工観光課長	荒澤精也
都市整備課長	長沢祐二	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	吉田浩志	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	武田信也	学校教育課長	高橋昭一
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司

監事	査務	委員	局長	山科雅寛	選挙管理委員会	委員長	矢作勝彦
選挙	管理	委員	会長	小関孝	農業委員会	会長	浅沼玲子
農事	業務	委員	会長	津藤隆浩			

### 事務局出席者職氏名

局	長	滝口英憲	総務	主査	叶内敏彦
主	任	小松真子	主	任	小田桐まなみ

### 議事日程（第3号）

令和元年12月12日 木曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問  
 1番 叶内恵子 議員  
 2番 佐藤悦子 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

令和元年12月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	叶 内 恵 子	1. (仮) 新庄市立看護専門学校設立中止と今後の対応について 2. 実質公債費比率について	市 長
2	佐 藤 悦 子	1. 小中一貫・学校統廃合は問題が多いので、やめるべきということについて 2. 気候変動、温暖化防止対策について 3. 少子化・人口減少に対する対策について	市 長 教 育 長

## 開 議

下山准一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

下山准一議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は2名であります。

これより2日目の一般質問を行います。

### 叶内恵子議員の質問

下山准一議長 最初に、叶内恵子さん。

（3番叶内恵子議員登壇）

3番（叶内恵子議員） 議席番号3番、勁草21の叶内恵子です。

通告に従いまして質問いたします。

まずは、看護学校開設事業をめぐる市の対応が余りにも不誠実なために、質問いたします。

9月30日の議会初日、冒頭の所信表明において、市長は「若者流出に歯どめをかける方法は看護師養成所設立しかない」ととれる発言をしました。その言葉には、強力に推進するという明確な意思を感じました。ところが、そのわずか1週間後、10月7日に突然、看護学校断念の表明です。ただ「医師会の協力を得られなかった」というだけの理由に、私は耳を疑い、大変

驚きました。そして、11月号の市報では「諸要件」という言葉に変わっていますが、医師会の協力を得られないということが理由だったのでないでしょうか。なぜ理由が変わったのかなどについて、質問いたします。

さらに、市長が掲げる新庄の医療・福祉の充実をどのように今後実現していくのかについて伺います。

次に、実質公債費比率について質問いたします。

広報しんじょう11月号には、平成30年度の決算状況と一緒に、市の財政がどのようになっているのかを示す財政健全化判断比率の状況を公表しています。それらの比率のどの数値を見ても、改善しているのではないかと読み取ることができます。その数値が大変改善しているということは、市民サービスの向上に向けるお金には余裕があり、市民のために使われていたかと思えます。しかし、それらの数値が改善しているにもかかわらず、市民の中から「市民の福祉サービスが向上した」という声がなかなか聞こえてきません。

第4次新庄市振興計画には、「実質公債費比率は、10年という長期計画を実現するためには重要である」と目標値に設定されています。この点からすれば、平成30年度決算で目標値である9.5%を達成しているわけですが、この比率が目標値を達成したことによってどのような健全な財政基盤を確立したのかについて伺います。

また、総務省の財政健全化法に基づく実質公債費比率の早期健全化基準は25%以下ですが、新庄市の場合は実質公債費比率の数値は何%であることが適正と考えておいででしょうか。また、その理由について伺います。

そして、実質公債費比率の数値を改善することによって、住民の福祉の増進、暮らしやすさ、住みやすさにどのような成果がもたらされているのかについて伺います。

この2点について質問いたします。御答弁お願いいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、看護師養成所開設準備事業の中止と今後の対応についての御質問ですが、昨日の一般質問でも答弁いたしました。新庄市最上郡医師会より看護師養成所に関する見解としての文書を受領いたしました。内容につきましては、「看護師不足は喫緊の問題であり、当初、非常勤講師の派遣など協力してもよいとの考えでしたが、9月の医師会理事会の決議により、民意にそぐわない計画には賛同できず、協力することもできない。計画の凍結、撤廃を提言する」との内容であります。

これまで多くの関係者に支えていただきながら、地域の看護師不足の解消、若者の地元定着を目指し、看護師養成所の開設に向けて取り組んできましたが、一番大切な機関からの協力が得られなくなり、これ以上開設に向けた取り組みを続けることは困難と判断し、10月7日に記者会見を行い、10月8日の決算特別委員会の冒頭で行政報告させていただきました。

また、広報しんじょう11月号では、開設準備事業の中止に至った経緯等について市民の皆様にお知らせしたところであります。

県から看護師養成所の指定を受けるためには、関係機関からの同意が必要となるほか、非常勤講師の確保や実習計画にも大きく影響することから、諸要件を調えることが困難になったという趣旨でありますので、理由が変わったということではございません。

看護師養成所の開設につきましては、地域の看護師不足の解消に向けた一つの手法として取

り組んでまいりましたが、医療・福祉の充実に向けて人材確保対策はその基礎となるものと考えております。

今後も最上地域保健医療対策協議会や最上看護師確保推進ネットワーク協議会などとの連携を強めながら、地域の医療・福祉の充実に向けた取り組みを実施してまいりたいと考えております。

続きまして、実質公債費比率についての御質問ですが、実質公債費比率については地方債の返済額、いわゆる公債費の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたのとなっております。この比率については、従来の起債制限比率にかわる新しい比率として起債制限等を行うこととされたものであります。

御質問の目標値についてであります。実質公債費比率や将来負担比率には早期健全化基準などの地方債を制限する一定の基準はあるものの、目標とすべき絶対的な基準が明確には存在していません。令和2年度の目標値は確かに9.5%と設定しておりますが、世代間の負担を公平に平準化する観点から言えば、交付税措置のある有利な地方債を活用することも市政運営上必要であり、この比率が低ければ低いほどよいと言えるものではありません。何%が適正なのかということになりますが、比率が18%を超えてしまいますと、地方債許可団体に移行することとなりますので、この比率の範囲内を維持していくことが必要であると考えております。

なお、実質公債費比率につきましては、財政状況の一側面を捉える一つの指標にすぎず、この指標だけをもって財政状況の全てを把握できるものではなく、比率が低下したから住民福祉が増進したと言えるものでもありません。

今後とも一つの財政指標だけにとらわれることなく、財政力指数や経常収支比率といった健全化判断比率以外の財政指標も踏まえ、総合的に分析を行いながら、健全な財政基盤のもとに

住民福祉のさらなる向上に努めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** それでは、再質問をしてまいりたいと思います。

今説明は受けましたが、今回の断念の理由というのが医師会の協力を得られなかったということがそもそも1点になるのではないかと考えるんですが、前回、6月に質問をさせていただいたときに、4月2日に医師会に赴いて情報交換をして、看護師養成所について理事会で議決を依頼した、そして後日、新庄市最上郡医師会から新庄市の看護師養成所について全面的に支援するという決議をいただいたと答弁をいただいております。どういう経過で今回協力できないという見解になったのか、その内容についてお話をしているかどうかということをお伺いします。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** ただいま議員のほうからお話のありました医師会の部分の経緯ということでございますが、今お話があったとおり4月2日に理事会のほうに行きまして、私どものほうで御説明、協力依頼したという形となっております。それ以降のことにつきましては、これまで議会のほうで逐次関係機関との状況ということで御報告させていただいてきたところでございます。

今回、10月7日に文書で見解という形でいただいたんですが、私どものほうの理解としましては、それまで医師会としては今議員のほうからお話あったとおり協力していただけたというように形で認識していたんですが、今回10月7日にいただいた文書では違った内容になっていたと。医師会という組織の中でこういった形で

協力から撤回という形になったかというのは、医師会内部の話という形になりますので、その協議内容については私どものほうでは把握していないところでございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** これまで、まずお願いしますと言ってきたわけで、把握できようができませんが、この見解について強力に、どうしてもこの地域に看護師養成所が必要だということで進められてきたわけじゃないですか。その中で、こういう見解が出てきた場合、じゃあ何を改善すると、どういうふうにしていくと医師会は協力してもらえるかということについて、お話しに行かれなかったんですか。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 10月7日に医師会から見解という形での文書をいただいたんですが、きのうの一般質問の答弁でもお答えさせていただいたんですが、その前段で10月1日に医師会の会長からこれからこういった文書を出す予定だというようなお話を聞きました。その際に、会長のほうと今議員がおっしゃったような部分についてお話をさせていただいたんですが、医師会として組織の決定があったというような形となったところでございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 医師会が断念を出した内容によると、今回例えば本計画の凍結、撤廃を提言すると言っているんですが、医師会との話し合いの中で、医師会がこういう条件であれば協力は惜しまないよという部分があると思うんですね。そのことについて、なぜ話し合いであったり、医師会の会長でもいいんですけど

も、されなかったのかというところが一番疑問です。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 10月7日の見解の文書、あと10月1日に医師会会長とお会いした際は、医師会としてこういった形で組織決定したというような形で伺ったところでございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 決定をしたと言いますがけれども、でもこれまで賛成を、協力をすると受けていらしたんですよね。4月2日に医師会のほうで全面協力するという議決をいただいているわけじゃないですか。これが10月になって、10月1日までの中で変わったという経緯ですよ。それを納得できますか。これまで協力すると言っていたのが、10月に入ってできないと言われたことに対して、執行部のほうはこの看護師養成所を進めていくことがこの地域の医療・福祉の向上につながる一つになるわけじゃないですか。そして、若者流出をとめるんだという方策になっているわけじゃないですか。その重大な、重要な事業を強力に進めていくことを、選挙のときにも市民の皆さんに約束したわけじゃないですか。そうすると、医師会のほうに説得、もしくは協力してもらうための条件を提示して、それを是正して、この撤廃についてもう一度考えてもらうということができたんじゃないかと思うんです。それがなぜできなかったのかな、なぜしなかったのかなと、そこをとっても多くの市民の皆さんは疑問に思っているわけなんです。そちらのほうをもう少し明確に、これが来たからしなかった、であればその事業を今まで、何年からですかね、平成23年からですか

ね、進めてきたこれまでのかけた費用にしても税金なわけです。そういったものが全て無駄になるわけじゃないですか。それについての説明がないわけなんですよ。その説明を求めたいんですけれども、この市報に載った内容だけでは納得がいくものではないですね。そのことについて、執行部、市役所というのはどういうふうに考えているのかなというのが率直な質問なんです。そちらをもう少しわかりやすく答えていただくことができますでしょうか。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 医師会のほうについては、これまで随時状況のほうは説明してきたところでございます。そういったことを踏まえて、医師会という独立した組織のほうで意思決定したというような結果になったということで捉えているところでございます。

あと、説明の部分につきましては、昨日の一般質問の答弁でもお話しいたしましたが、これまでいろいろな機会を捉えて説明してきたというような形で捉えているところでございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 市がいろいろところで質問してきたと捉えているという考えと、市民側からするといろんなところで説明してきたというふうに捉えていない、この乖離がすごく大きくあります。

12月3日に「看護学校を考える市民の会」というところが新聞折り込みでチラシを出しております。その中で述べていることが、11月1日に公開質問状を市と医師会のほうに同じ内容で提出したということなんですね。聞くところによりますと、文書での回答を求めたんですが、担当課長から電話で断ってきたということだし

た。例えば県に住民が質問した場合、できないことであってもできない理由を述べて文書で回答をしています。市の施策に異議を唱える住民団体には対応するなという指示があったんでしょうか。それとも何か答えるとまずいことがあるのでしょうか。少なくとも誠意ある対応とは思えません。市長は、4期目の当選に当たって「謙虚に市政を進めていかなければならない」と述べてくださっています。こうした市民への対応というのは謙虚な姿勢とは言えないのではないかという声が上がっておりますが、この文書に対して、質問に対して、こういう対応をしたということをわかりやすく説明をしていただきたいと思っております。

**下山准一議長** 叶内恵子さんに申し上げます。ただいまの質問は通告内容から外れておりますので、質問の際はそのことを踏まえて、質問の趣旨を明確にして発言してください。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** どの部分が外れているのでしょうか。

**下山准一議長** 通告内容には、考える会云々の文言は入っておりませんし、一方的な形での質問になっていると思います。

**3 番（叶内恵子議員）** 市民は、その質問に対して答えてくれないというのは、断念した中とのかかわりというのが、どうして断念したのかということを知りたかったわけなんです。

**下山准一議長** そうすると、考える会の件とはかかわりなく、あなたのほうで断念の理由を聞けばいいわけですから。

**3 番（叶内恵子議員）** はい、わかりました。では、医師会の協力を得るために何を改善していくと医師会のほうから賛同が得られたと考えていらっしゃるのでしょうか。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 先ほど来からお答えさせていただいておりますけれども、医師会として独自の組織としての決定がなされたというような形で考えているところでございます。私どもとしましては、4月以降、これまでの状況等を医師会のほうに説明してきましたので、それを踏まえて医師会のほうで総合的に判断したというような形で考えております。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 医者も、市民の健康を守るということを大前提の仕事にしていると思います。それは行政から頼まれる必要もなく、使命として仕事をしていると思うんですね。その中で、その業務を、健康を守っていくために看護師が不足していたというふうになっているのが一つ大きい理由があるわけで、求めていることに対して決定だから進められなかった。でも、その決定をどうやったら、行政のほうでこの大事業をしようとしていたことを、何が足りなくて、何が医師会の理解を得られなくて進められなかったのかということについて、内部で何か検討をされましたでしょうか。どういうふうにしていったらよかつたんだろうと、どういうふうに提案していったら理解を、協力を得られていったのだろうかということについて、検証等をされましたでしょうか。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 関係機関であります医師会との経過につきましては、これまで議会のほうに状況報告ということでしたところでございますが、その際は医師会としましては予算案が可決されない状況ではその次

の段階のステップに行けないというようなお話をいただいておりますので、私どもは予算成立に向けてこれまで取り組んできたというような形でございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** では、医師会は予算案が通ったら完全に協力するということを約束していたということの理解でいいということですね。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 今回の10月7日の見解の文書をいただく前につきましては、私どものほうではそのような形で捉えていたところでございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** そのように捉えてきたと今おっしゃるわけですがけれども、これまで医師会のほうで協力するということについて正式に何らかの文書であったりというのは、文書をこちらで出して、その文書に対して正式に答えをもらってきたという経緯はこれまであったのでしょうか。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 私どものほうで5月16日に医師会のほうに協力の文書を提出したところでございますが、それにつきましては医師会という組織のほうに必ず回答の文書をいただきたいというような形では申し上げてこなかったところです。先ほど来、関係機関であります医師会の状況をこれまで議会のほうで

報告させていただいたということで申しあげてきましたが、全ては文書、あるいは確約、あるいは約束というような形ではなくて、お互いの信頼関係の中で行ってきたものの状況を報告させていただいたという形でございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** お互いの確約だけで進めてきていい仕事、事業ではないと思います。これは市税、税金が投入されている事業なわけです。

今回、医師会が賛同できないということで反対をしたわけなんですけど……、済みません、ちょっと準備していた内容と大変隔たりが出てしましまして……。

5月16日付の医師会の協力依頼の文書に、文書を出したのに文書での回答というのをどうして取りつけようとしなかったんでしょうか。正式な内容をちゃんととっているならば、今回こういうふうな形にはならなかったんじゃないでしょうか。医師会が理由でやめるということにつながっていかなかったのではないかと思うんですが、どうして文書を出されて文書で回答してくださいというふうな形をとらなかったのかということをお伺いします。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 私どもは医師会のほうに協力要請を依頼する立場でございますので、あとは医師会の判断のほうで回答、文書を渡す云々ということは、回答文書を提出するか提出しないかというのは医師会の組織の決定になるというような形で捉えてきたところでございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

3 番(叶内恵子議員) 5月16日に市が出した文書を見ますと、文書で回答してくださいという内容になっていませんよね。あとは、協力してくださいという内容にもなっていないと見受けたんですが、その文書をもって協力してくださいということはどうして言えるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

田宮真人看護師養成所開設準備課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

田宮真人看護師養成所開設準備課長 5月16日に提出した文書につきましては、協力の依頼というような形で医師会のほうに提出させていただいたところでございます。

3 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番(叶内恵子議員) 済みません、ちょっと資料を持ってきてもいいでしょうか。

5月16日、このタイトルを見ると「開設に向けた協力の依頼について」ということになっています。医師会の協力支援がなくては進まないものと考えていますと。4月の理事会において説明をしたけれども、締めくくりのところで「協力をお願いします」という文章にだけになっているんですが、どんな協力をしてほしいのか、あとは具体的にどういう協力をして、市に対して今後こういうふうに計画をしていくことに対して回答をここで求めなければならなかったのかなと。ただこれは文書を医師会に対して協力してくださいと依頼として出ただけにすぎないという捉え方ができるかと思えます。それに対して、じゃあどういう協力をしてもらえるのか、いつまで回答をもらえますかということはこの段階でなぜ確約的にできなかったんでしょうか。

田宮真人看護師養成所開設準備課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

田宮真人看護師養成所開設準備課長 議員のお考えはお考えとして伺ったところでございますが、先ほど来からお答えさせていただいておりますように、私どもとしては回答を出す、出さないというのは医師会の組織決定のほうに任せたいところでございます。

3 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番(叶内恵子議員) そうしますと、今回看護師学校を進められなかった、中止せざるを得なかったというのは、医師会の責任だということとで完結をしてよろしいということでしょうか。

田宮真人看護師養成所開設準備課長 議長、田宮真人。

下山准一議長 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

田宮真人看護師養成所開設準備課長 これまで市議会、10月8日の行政報告、あと市報11月号でも経緯については説明してきておりますが、今議員がおっしゃったようなことは一言も発していないところでございます。医師会の協力を得られないという部分は、これまで行政報告、市報11月号で触れさせていただいておりますが、それ自体も大きな理由の一つではありますが、それにより県の指定要件の全てに影響が波及していくことも包含した形での諸要件を調えることが困難になったということで、矮小化を避けた表現で御説明させていただいたところでございます。

3 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番(叶内恵子議員) そうしますと、進められなかったところを是正して、修正をすると、進められたということだと思えます。じゃあどの部分が難しかったのか、どの部分が進められない大きな壁となったのか、そのところをも

う少し詳しく説明いただきたいと思います。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 諸要件を調えることが困難になったというような形の表現で、市報11月号では説明させていただいたところでございます。その内容につきましては、これまでも議会のほうに御説明してきたところではございますが、県の指定要件としては大きく6つございます。1つ目が看護教員の採用、2つ目がカリキュラムの作成、3つ目が実習施設の確保、4つ目が財政計画、5つ目が学生確保の見込み、6つ目が関係団体の同意というような形になっておりますが、医師会のこのたびの見解は関係団体の同意に影響するというような形で判断したところでありますが、関係団体の同意以外の指定要件のほうにも間接的に波及、影響していくというような形で捉えたところではございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** その間接的に影響を及ぼしていくと捉えた部分というのは、具体的にどの部分だったのでしょうか。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 県の指定要件であります看護教員の採用、カリキュラムの作成、実習施設の確保、財政計画、学生確保の見込み、こういったものに間接的に波及、影響していくというような形で捉えておりますが、それぞれ個別に申し上げますといろいろな項目がございますので、例えばカリキュラムの部分で言えば、医師会の協力を得られないという形

になると、国のほうのカリキュラムの部分ではもうカリキュラム自体決まっていますので、別な形で対応しなければならないというような形も出てきますし、看護教員につきましても医師会のほうには非常勤講師というような形をお願いしたいなというようなことでは考えていたところなんですけれども、そういった部分について協力が得られないということであれば、影響が波及していく部分があると捉えているところではございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 具体的にそのカリキュラムは、今中心となってカリキュラムを作成している先生方となり得る職員の方々がつくられてきたかと思うんです。そのカリキュラムの中で、医師会の先生方が非常勤講師としてどのくらい関与してもらえるのかということについて、もうちょっと具体的に医師会の先生方とお話しされたんでしょうか。そして、この科目については医師会の先生方が、例えば内科のこの先生はこのカリキュラムについて教えられます、もしかしたら産婦人科についてはこの先生が教えられます、そういったことの話し合いまでされたんでしょうか。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** これまでの議会の中でも、その部分のお話については答弁させていただいておりますが、先ほどお話し申し上げたとおり、医師会のほうでは予算が可決してから具体的な話を詰めていきたいというようなお話をいただいていたところではございます。あわせて、私どものほうとしましても、カリキュラムがある程度固まってからこういった授業項目については医師会のほうに担っていた

だきたいというようなことのお話をこれからし  
ようと思っていたところでございますので、今  
議員からお話があった部分についてはそういった  
状況でございました。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） 予算が可決する、しな  
いというのは、行政のほうはこのことをすごく  
やっぱり事業を進めていく上で重要視するんで  
すけれども、カリキュラムのことであったり、  
実際の教育の現場ということを進めていく場合、  
そのカリキュラムを充実させていくことが最初  
に前提にある。それは私の考えになるかと思  
うんですが、事業を進めていく上で予算、お金  
の部分はもちろんですけれども、どういう生徒  
に来ていただいて、どんな看護師を育てていく  
のかということが、学校をつくっていくにはす  
ごく重要なことで、そうしますと必ずやらな  
ければいけないカリキュラムの中で新庄最上の  
医師会の先生方がどのカリキュラムにどんなふう  
に講師として入ってもらえるのかということ  
を事前にお話しして、どのくらいの協力を得ら  
れるのかということは早い段階でやってこな  
ければならなかったことだと思うんです。

なぜかという、指定要件について、その項  
目は全国一律で決まっていることじゃないで  
すか。決まっていることがわかっているわけ  
ですね。そうすると、厚生労働省でカリキュ  
ラムを見直すという作業を今年度やっていま  
すけれども、それで変わってくる部分もあ  
ったとしても、基本的な部分の強化という  
のはわかっているわけで、それに対してじゃ  
あどの程度まで医師会の先生方が外部講  
師として協力してもらえるのかということ  
は、もうちょっと早い段階でできたのでは  
ないかと単純に、シンプルに思うわけなん  
です。

平成23年からずっとこの構想を温められて  
きて、議会のほうにも提示があって、すごい長い

期間があるわけですよ。その中で、どのくらい  
協力してもらえるのか、何人の先生に協力して  
もらえるのかということは、話し合いを重ね  
ることができてきたのではないかなと思うん  
です。

そういった部分について、本当にシンプルに  
免許の申請のあり方とその申請内容を踏ま  
えて、だけでも思うんですが、そういった話  
し合いを、協力をすると医師会は言ってき  
たわけですから、どういう教科についてど  
ういう形で協力するのかということな  
ぜ話してこられなかったのかなというの  
がシンプルに疑問なんです。今まで  
も説明してきましたとおっしゃいますけ  
れども、具体的にどういった協力を依  
頼するのかということまでは、文書を見  
てもやっぱり触れてはいないんですよ  
ね。看護学校をするので協力をお願い  
しますと、看護学校をするのでこの部  
分について講師としてお願いします、  
じゃあその講師としてどういう教科を  
お願いできるのかということにつな  
がってくると思うんです。先生も  
やっぱり専門分野じゃなければ教えら  
れないと思うんですね。もしかしら  
ば勉強し直さないと教えられないとい  
う現状もあるかもしれないんです。  
そういった相手方の状況にも立った  
協力の仕方ということが必要だと思  
うんですが、この文章からはちょっと  
それは見えないかな。協力依頼から  
は。

そのことについては、私も質問をして  
いなかったと思うんです。なので、その  
ことについてはどういうふうに内部で  
考えて、協力依頼を具体的にしな  
かったのか、あるいは今後やろう  
と思ってきた、でもそれじゃ遅い  
わけですね。だって開校が最初  
は令和3年と言っていたわけで、  
その後国のせいで令和4年に延  
ばしたわけじゃないですか、カリ  
キュラムのせいで。でも、その  
間というのはすごく短くて、もし  
かしらば講師としてもう一回勉強  
し直さなきゃいけないという  
状況になった場合にすごい  
やっぱり、日々の業務をしながら  
そういった勉強もしなけ

ればいけないとなった場合、大事な看護師を育てるために中途半端なことを教えられないじゃないですか。そうすると、もっと早い段階で具体的な協力依頼というのができたと思うんですよ。それをなぜしてこなかったのか。このいろんな文面からは、何を協力するのかということに対しては全く見えてこないんですね。そこらはどう考えてきたのかを伺います。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 医師会のほうには、非常勤講師、実習施設の受け入れ等につきまして協力を要請したいというような形で考えておりましたが、今いろいろ議員からお話ありました非常勤講師、カリキュラムの件については、カリキュラムがはっきり定まった段階で非常勤講師のほうを依頼したいと考えておりましたので、5月16日の文書云々、あるいはその後の経過云々につきましては、これまで議会のほうに報告させていただいた内容と同じでございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** カリキュラムができて、そして医師会のほうに講師としてお願いしますといった場合に、できないとなった場合はどういふふうには是正していくつもりだったんですかね。その科目について教えられる先生は内部にいませんとなった場合、どのようにしていこうとしていたんでしょうか。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 仮定のお話になっているのかなと思っておりますが、もし

医師会との関係がそういった状況になったとすれば、その段階で判断させていただきたいなという形で考えております。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 医師会からの文書、先ほど市長もかいつまんでおっしゃったので、私も医師会の見解というのをちょっと読ませていただきます。

「当地域にとって、看護師不足は喫緊の問題となっています。このため、新庄市が看護師養成所を設立するという話が持ち上がってきたときに、当医師会としては公益に資すると考え、講師派遣などに協力してもよいと考えていました。しかし、計画内容が明らかになるにつれ、年間8,000万円もの赤字、人口減による生徒募集の困難、養成所予定敷地の不適切さなど、多くの問題が出てきました。さらに、市のさきの市長選挙では看護師養成所反対票が約半数を占め、市民は看護師養成所を要望しているとは思われない状況です。こうしたことを鑑み、当医師会理事会は9月理事会において次のことを決議いたしました。1つ、赤字経営が明らかであり、かつ生徒募集困難など、継続に難があり、さらに民意にそぐわない計画には賛同できず、また協力することもできない。2つ、市民の税金が無駄に使われることは看過できないため、本計画の凍結、撤廃を提言する」という内容になっているわけです。

この医師会が見解を出してくれた内容を払拭できれば、医師会は協力をしたのではないのでしょうか。その努力というのは、なぜされなかったんでしょうか。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 議長、田宮真人。

**下山准一議長** 看護師養成所開設準備課長田宮真人君。

**田宮真人看護師養成所開設準備課長** 今、医師会

の文書の中でいろいろな項目について御指摘されていたというような形となっておりますが、その部分については我々取り組んできたというような形では認識しておりますが、結果的にはこちらの見解は医師会という独立した組織の決定というような形で捉えたところでございます。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） 以上です。

下山准一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

代表監査委員大場隆司君より欠席届が出ておりますので、よろしく願いいたします。

### 佐藤悦子議員の質問

下山准一議長 次に、佐藤悦子さん。

（1番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 日本共産党を代表いたしまして、質問いたします。

最初に、小中一貫、そして学校統廃合は問題が多いのでやめるべきではないかということについてお聞きします。

新庄市では、3つの小学校と1つの中学校を統合した萩野学園に続いて、明倫学区小中一貫校建設を進めています。さらに、新庄小中学校を施設一体型の一貫校の建設計画も公表しています。また、本合海小、升形小、八向中について、学校統廃合の方向に向かおうともしているように思います。

その計画の中心は、小中一貫教育校づくり・

学校統廃合計画です。子供の数が減ったからというのが大きな理由になっていますが、学校の規模の大小と教育内容の充実は必ずしも比例するものではありません。複式、少人数学級でも教育研究、教育実践によって一人一人の子供に豊かな学力を保障してきているのではないのでしょうか。見解をお伺いいたします。

②として、複式解消のために市独自で教員を配置できると聞いております。新庄市ではその考えはないか、お聞きします。

③として、小学校は地域づくりの核となっています。地域に小学校がなくなることによる地域の自治力の低下があるのではないのでしょうか。

④として、小中一貫校の教育効果はあったと言えるのでしょうか。中1ギャップ、中1の不登校は減ったと言えるのでしょうか。高学年としての意識、中学生としての自覚を持たせられているのでしょうか。小学校文化と中学校文化の潰し合いになって、それぞれの発達段階を保障した教育実践がしにくくなることによる窮屈さは、大変な問題ではないのでしょうか。

⑤として、教員の多忙、長時間労働が大問題となっております。超過勤務の比較はどうでしょうか。

大きな2つ目の質問は、気候変動、温暖化防止対策についてです。

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、地球温暖化がこのまま進めば、今世紀末には海面上昇が1.1メートル、世界の漁獲量が最大で24.1%減少すると予測しています。現在でも記録的な猛暑、暴風雨、竜巻、干ばつなどが起き、新庄市も災害が起き、多くの人々の暮らし、命を脅かしています。まさに気候変動、温暖化防止対策は待ったなしの状況だと考えます。

そこで、①として温室効果ガスの削減のために、ごみの焼却量を減少させねばならないと思います。ごみの総排出量、焼却量は、新庄市は

減少させるようにできているでしょうか。

②として、事業系廃棄物の自治体への焼却処理の押しつけ阻止の運動を進めるべきではないでしょうか。徹底分別をさせ、資源化させるべきではないでしょうか。

③として、あらゆる施設に冷たい水道やお茶までいいかどうかわかりませんが、とにかく冷たい水道ですね、こういうものを飲める装置を置いて、自動販売機を減らし、ペットボトルを使わない運動を進めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

④として、森林皆伐による豪雨・土砂流出災害の危険が増しているように感じます。皆伐ではなく、間引いてやるような間伐へ、そして植林の責任を負わせるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

⑤として、市民とともに再生可能エネルギーの促進施策を進めるべきではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

大きな3つ目の質問は、少子化・人口減少に対する対策についてです。

①として、市立看護学校推進の市長の狙いは人口減少対策だと市長はおっしゃっておいしました。「人口減少を抑えるため、若い女性に地元に残ってもらう」を大事な施策だと強く言っていたのが思い出されます。しかし、賃金の低い不安定な職場環境が多い現状があります。これでは学校があっても地元就職する人が少なくなってしまう。

地域の人口減少を食い止めるために重要なのは、全国一律の最低賃金にすること、しかもその金額を暮らせるような賃金に大幅な引き上げをさせるということが全国的に必要なことではないでしょうか。そのことが新庄市の若い人たちが安心して暮らせて、仕事にもつくことができる、必ずついていくことができる、そのことではないでしょうか。そのためには、中小企業への支援を大幅にふやす必要があります。そし

て、暮らせる賃金というのは最低時給1,500円です。1,500円あって初めて1人でアパートに住んだり、ここでは車が必要だったりしますが、それも含めて暮らせる賃金なんです。今の700円台では、はっきり言って生活保護以下とも言われております。この最低時給1,500円に上げるよう、市長としてあらゆる機会を捉えて進められるようにすることが重要ではないか。これが私は少子化・人口減少に対する対策として、市長の姿勢として、非常に大事な点だと考えております。

②は、類似団体と比較して新庄市の市職員数は100名以上不足しているのではないかということです。また、平成15年と平成30年を比較して、職員1人当たりの事務事業数が1.83倍になると担当課からお聞きしました。その一つ一つの事務も、法律改正が進んで複雑化しております。その結果、市職員の病休数も増加しているのではないのでしょうか。看護師学校を優先する余り、市職員や市民に多大な負担をかけてきたのではないのでしょうか。市民福祉充実の、市民に優しい市役所にしていくべきだと思います。そのために、市職員を女性の正規職員を中心に大幅にふやす立場が必要ではないのでしょうか。女性の正規職員化こそ、安心して子供を産み育てる経済的な土台ではないか。市長の考えをお聞きします。

③として、看護師養成所推進の支出は、中止と言っただけでは消えません。市長の責任のとり方として、市長報酬の半減及び退職金の返上などでこの金額を捻出するように努力するべきではないのでしょうか。

よろしく申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**下山准一議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきますが、小中一貫校等に関

する答弁については教育長に最後にさせますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、御質問の気候変動、温暖化防止対策についてお答えさせていただきます。

1点目のごみの排出量、焼却量についてでございますが、本市の廃棄物処理の現況としまして、生活系一般廃棄物、事業系一般廃棄物ともに減少している状況でございます。廃棄物が搬入され、エコプラザもがみ、リサイクルプラザもがみで処理される量は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物として、ペットボトルを合わせると平成26年度1万4,133トン、平成30年度は1万3,581トンの搬入量で、約4%の減量となっており、年々減少傾向にあります。特に新庄最上定住自立圏形成ごみ減量化対策推進協議会で家庭系ごみの分別表の統一、事業系一般廃棄物ガイドラインを作成し、事業者への説明会の実施、収集事業者の方への周知を行ってきたことが、減少した要因となっております。

今後引き続きごみの排出抑制やリサイクル推進運動について、市報、ごみ分別カレンダーを利用し、減量化に向けた啓発活動を推進してまいります。

次に、2点目の事業系廃棄物の焼却処理についてでございます。

令和元年5月20日付通知のありました廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等についてのことと思いますが、この通知では平成29年度末から中国を初めとする海外による廃プラスチック輸入禁止措置により、国内で廃プラスチック類の処理に支障が出ている産業廃棄物について、一般廃棄物処理施設で処理できるよう、技術的助言の通知がありました。

施設を所管する最上広域市町村圏事務組合エコプラザもがみでは、処理能力に余力がなく、受け入れできないと回答しているところでございますので、御承知おきいただきたいと思ひます。

3点目の各施設へのウォーターサーバー等の設置で自動販売機、ペットボトルを使わない運動を進めるべきとの御質問でございますが、機器の設置につきましては一部の施設利用者の方の利便性は向上するかもしれませんが、初期投資や維持管理、設置により使用する電力や紙コップなどの経費を増加させることが予想されます。

ペットボトルのみならず、廃プラスチックの減量化につきましては、市民皆様がマイボトル、エコバッグを持参するなど、すぐにできることからごみの減量化に努めていただけるよう啓発を行ってまいります。

4点目の森林伐採についてでございますが、伐採については森林法第10条の8に規定されているとおり、森林所有者は事前に伐採届の提出義務が課せられ、届け出なしでの伐採は禁じられております。さらに、届け出内容には伐採後の造林の方法、期間及び樹種などの要件を記載しなければならず、植える・育てる・取る・利用するという森林資源環境サイクルが確立されていると考えております。

土砂流出についてですが、昨年の8月に起きた豪雨災害時に、森林伐採後の土地が崩れたとの報告はございませんでした。多くの伐採地は、灌木や地被類で覆われており、土砂流出まで至らなかったと考えております。

5点目の再生可能エネルギーの促進施策についてでございます。

再生可能エネルギーにつきましては多種多様にございますが、特に家庭での利用者が多い太陽光発電は日光の当たる場所であれば発電ができる一方、気候条件により発電出力が左右されることや、日没後は発電できないこと、また事業者用、家庭用とも導入コストが高いと言われております。

本市としましては、地域の特性に合致し、また継続して利用できる再生可能エネルギーの利

用を推進する考えであります。

市民の方々への広報も重要でありますので、本市地球温暖化対策協議会と連携し、啓発活動に努めてまいります。

最後になりますが、地域や家庭における「もったいない」と思う心を育て、日ごろから実践できるごみの減量化、資源化の推進を行うことが、地球温暖化対策や気候変動対策につながります。市民の皆様にご理解いただけるよう周知してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、少子化・人口減少に対する御質問であります。最低賃金制度は労働者に賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善や労働者の生活の安定を目的としたセーフティーネット機能を果たす制度であり、最低賃金の額は地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を総合的に勘案して決定することとされ、今年10月発効の山形県最低賃金は790円で、他の14県とともに全国で一番低い金額でした。

御提案のありました全国一律にした大幅な最低賃金額の引き上げについては、地域ごとの実情を勘案するという現行制度上、難しいと認識しております。

また、賃金の額を上げることができるように中小企業への支援を大幅にふやすべきとの御提案につきましても、市として実施することは困難であると考えております。

市では、現在、商談会など出展支援事業費補助金や新製品開発支援事業費補助金などの助成制度や、人材育成推進確保対策協議会において関係機関と連携した企業の人材育成や人材確保の支援など、企業の経営力向上を目的とした支援策を実施しております。今後、これらの施策を継続、また拡充を図ることで、企業が自発的に賃上げすることができる環境整備につなげてまいりたいと考えております。

次に、職員数などについての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、市町村を取り巻く環境については大きく変化しており、少子化・人口減少社会にどう対応していくか、そして新たな行政需要への対応など、行政に期待される業務は増加傾向にあります。

一方、本市においては、行財政改革大綱を定め、長年改革に取り組んでおり、行政サービスの提供主体の多様化などを進め、社会教育施設や火葬場など20施設では指定管理者制度を活用し、保育所についても民間へ移管するなど、民間のアイデアを生かしながら施設を運営しているところであります。

これらの手法を活用することで、職員数については平成20年の347人から、平成31年4月1日には279人と、11年間で68人の減と効率的な行政運営に努めているところであります。

総務省が公表している類似団体職員数の状況ですが、新庄市が属する区分は人口5万人未満、産業構造2次、3次が90%未満かつ産業構造3次が55%以上のグループに入りますが、このグループの127団体中、一般行政の職員数で上位から9番目に少ない職員数となっております。

次に、市民の福祉を充実させるために、また優しい市役所をつくるために、女性の正規職員をふやしてはどうかとの御質問であります。市民の福祉を向上させることなどは最重要視すべき事項と考えております。これらを女性職員が優先して担うべきものとは考えておらず、女性職員も男性職員においても、ともに市民目線に立った行政サービスを提供してまいりたいと考えております。

今後におきましても、職員の人材育成を図りながら、職場での健康管理にも注意しつつ、さまざまな行政ニーズに対応してまいります。

最後に、看護師養成所の開設につきましては、これまで令和4年4月の開校を目指し、昨年の

6月議会において看護教員職の給料表を定める給与条例を可決・成立したことを受け、今年度の職員採用に向け募集を開始し、看護師養成所開設準備課の設置につきましても、ことし2月の臨時会において御可決いただき、準備を進めてきたところでありました。

自宅から通学できる看護師養成所を開設することで、看護師免許を持った人材を育て、新庄最上地域の医療・福祉の自立を目指してまいりましたが、断念せざるを得ない状況になり、事業の中止と判断したところでありました。

市長の責任という質問でございますが、土地の取得につきましても昨年の9月議会において本町地内の候補地取得を前提とした補正予算の議案を上程し、御可決いただきましたが、建設スケジュールの変更により、交付税措置のある有利な地方債を活用することができなくなったことから、土地開発基金により先行取得したところでございます。

この土地の取得、看護師養成所開設準備課の設置、看護教員の採用などを含め、いずれも新庄市議会にて御可決いただいた内容を執行したものでありますので、議会が審議・可決した内容の履行であることを御理解いただきたいと思います。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

最後に教育長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** 小中一貫・学校統廃合は問題が多いのでやめるべきということについてであります。議員御指摘のとおり、現在は萩野学園に続いて明倫学園の令和3年4月開校を目指して粛々と準備を進めている状況であります。

また、本市の教育の柱として、小中一貫教育の推進を掲げ、9年間の継続した指導により、個を大事にする情操豊かな人間性あふれる新庄

人を育む教育を実現していくことを目指しておりますが、その基本的な柱をもとに、平成30年3月策定の新庄市立学校施設整備計画において、今後の学校施設の整備に当たっては各中学校区において小中一貫教育校として整備していくことを基本に進めていくこととしております。

なお、八向中学校区につきましては、構成3校の小規模義務教育学校や新庄中学校区義務教育学校への合併、そして新庄中学校区及び日新中学校区義務教育学校への分割合併の3つの案を示しながらも、その方向づけへの協議が広く当該地域の住民を含めて相応の時間が必要と考えられることから、八向中学校区の3校につきましては主にその長寿命化を図っていく計画としております。

通常学級において、複式学級がある八向中学校区の教育活動につきましては、3校共通の研究テーマを設定するとともに、9年間で目指す子供の姿を共有し、一貫した方針で研究や実践を進めております。一人一人の思いや考えを大切にしながら、子供同士の対話や協働的な活動を重視した事業づくりを推進し、少人数のよさを十分に生かした指導をしております。

教員の配置の基準となる学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、1学級当たりの上限児童生徒数に応じて学級数が算定され、この児童生徒数や学級数に応じた教職員が各校に配置されることとなります。

複式学級については、小学校1学年を含まない2つの学年で16名までが上限となっており、今年度、市内の小学校では複数の学校で複式指導を行っておりますが、市独自の教員の配置は行っておりません。

次に、地域づくりの核となっている小学校がなくなることによって、地域の自治力低下につながるのではないかとこの点につきましては、これまでの小学校にかかわる行事や活動がなく

なり、これまでより大きな枠組みでの人とのかわりなどが出てまいります、このことを契機として地域での話し合いが進められ、新たな枠組みの地域住民の仲間意識や結束力が高まることも期待されます。地域での目的意識を見出し、主体的に活動していくことが、新たな地域と学校との連携・協力へと発展していくものと考えております。

小中一貫校の教育効果につきましては、開校5年目となります萩野学園においてさまざまな成果が報告されております。主な内容として、4・3・2のブロック制による中1ギャップの解消、9年間の縦のつながりを重視した異年齢交流による社会性の向上、中期ブロックからの教科担任制による専門性を生かした教育の充実などが挙げられております。

義務教育学校のよさである9年間を見通した教育課程を編成することにより、これまでの小学校と中学校の教育文化を統合させながら、連続性と一貫性のある教育活動が行われております。

次に、義務教育学校における教員の多忙、時間外勤務の他校との比較についてであります、10月と11月の出退勤時刻については小中学校と比較して時間外勤務が多いという結果は見られませんでした。また、学校からも小中学校と比較し、特に多忙化はないと聞いております。

なお、時間外勤務が多かった教職員については、義務教育学校ならではの理由ではなく、校務分掌や入試事務などの理由が主なものでした。

開校した年は、新しい学校ということで多忙なときもあったかと思えますし、現在も4・3・2のブロック制できめ細やかな指導をしていくことにより、教職員同士の情報共有等、打ち合わせなどに時間がかかる場合があることも事実です。今年度は、国や県の加配として学校統合加配など、短時間勤務を含め7名、萩野学園に配置しております。また、市からは個別学

習指導員を3名配置し、児童生徒の支援をしております。さらに、教頭3名、教務主任3名の職員を初め、担任、担任外を含めて多くの教職員がチームとして学校運営にかかわっておりますので、今後も効率よく業務を進め、時間外勤務を減らしていくよう努めてまいります。

以上であります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 教育長のほうから1番について、少人数のよさを十分に生かした教育をしているということで、大変ありがたいことだと感じています。

しかし、全体的には実は少子化、子供が減っているということで、学校統廃合が加速されているような気がいたします。小規模校では切磋琢磨ができないとか、複式学級になると学力が低下するとか、一部の教育委員会で流布されていると聞いております。当市ではそうではないということですね。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

下山准一議長 学校教育課長高橋昭一君。

高橋昭一学校教育課長 小規模の学力ということについてでございますけれども、小規模といえますと学年1名、2名のところもありますが、1桁のところもございます。一概に小規模だから学力が高いとか低いとかということは、学校比較ではなかなか言えないのかなと思っております。

いずれにしても、その学級に応じて学力をつけていくということは認識しているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） もっと大きな見方で、岩手県教育委員会が2018年、複式学級の児童の学力は、全県平均と比較したところ2年連続で複式学級の児童のほうが学力が高いということ

を見出しております。正答率の比較では、国語が1.1%、算数では4.5%、理科は2.4%、社会は2.5%と、それぞれ複式学級のほうが高かった。特に算数の差が大きかったようです。

また、もっと大きな団体的に調べた結果ですが、文部科学省の全国学力調査で好成績をおさめた事例というのでも、全学年単級の小規模中学校、生徒数約60名、2009年の調べですが、僻地指定1級という学校で、正答率が国語、数学ともに全国平均を上回っております。とりわけ活用を調べるB問題で著しいことが示されています。この当該校の正答率は、国語で9.3%、数学では17.9%も全国平均を上回っていました。

不登校の出現率やいじめの発生率は、小規模校では少ないと言われております。そして、大規模校では増加傾向にあると言われ、小規模校対大規模校での差が拡大していると言われております。

地域の子供は地域で育てるという考え方こそ大事ではないでしょうか。学校は、地域の文化センターであり、災害時の避難所でもあります。

個々に応じた丁寧な指導ができるという小規模校のよさを生かし、最大化するために、例えばテレビ会議システムを使った遠隔授業の導入、あるいは複式学級の指導のあり方についての教員研究で後押しする、こういったことも必要かと思いますが、どう考えておられるでしょうか。

**高橋昭一学校教育課長** 議長、高橋昭一。

**下山准一議長** 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一学校教育課長** 小規模校の学習についてでございますけれども、学力については恐らく議員おっしゃるように目が届くということと、それから複式学級の場合は間接学習といって自分で学習を進める時間もございますので、学び方という点については非常に伸びていくのかなと思っております。

新庄市の場合についても、研修会を設けております。昨年度は東北の僻地の研究会というこ

とで、八向学区でも3校ですばらしい実践をしていただきました。また、私どもの学校訪問でも、複式の指導の仕方ということについて今後も指導しながら、研修を深めてまいりたいと思っております。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 1の③に関してですが、萩野学園ということで、小学校がなくなった地域の人口減少が加速しているように感じますが、その点についてどう把握しているのでしょうか。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 小学校がなくなったことによる人口減少については、こちらのほうでは把握していないところです。議員おっしゃっていることは、小学校がなくなることによってこれまでの枠組みの関係性という点から見れば懸念されるところがあるということだと思いますけれども、まずは将来を見据えて、子供たちにとってどのような教育環境がいいのかということとを第一に考えていくことが必要で、そして地域や保護者の方に支えていただくという関係性であると思いますので、地域におきましても新たな枠組みの中で今後の地域づくりを考えていくべきだと思います。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 小学校を失った地域に子育て世帯が戻ることは難しいとも言われ、過疎化が加速され、地方創生どころではなくなってしまっている傾向があるのではないかと思います。再度お願いします。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 人口減少傾向ということ自体がそういう状況をもたらしていくということでもありますので、その中でどうやって今後維

持していくかということを考えることが必要か  
と思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 現在、萩野学園として  
は、学年2学級を予定されていたけれども1学  
級になり、現在の教室の広さ、設備には児童生  
徒が入り切れない。無理に統廃合を進めた責任  
は私はあるというふうに感じます。市独自に2  
学級にできるよう、教員の配置などもやっても  
いいのではないかと思います。どう考えるで  
しょうか。

2006年の市町村立学校教職員給与負担法改正  
で、市が教職員給与を負担して、独自に任用す  
ることができるようになったと聞いていますが、  
そういう意味でも、どうでしょうか。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

下山准一議長 学校教育課長高橋昭一君。

高橋昭一学校教育課長 現在ある義務教育学校に  
ついての職員の配置ということでございますけ  
れども、先ほど答弁にもありましたように、現  
在の学校では加配を含め担任と担任外と言われ  
る職員を多数配置しております。その他、市か  
らさまざまな職種として児童生徒の支援に当  
たっております。教頭、教務主任の数から見  
ても、かなり恵まれている教職員なのかなと思  
っているところでありますので、特に今の義務教  
育学校のために配置をするということは考えて  
はございません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） しかし、教室に入り切  
れないような施設、設備の不十分さでは、指導  
が非常にしにくくなっているような気がします。  
そういう意味では、教室をせっかくつくってし  
まったのを壊すわけにもいきませんから、2学  
級にしてでも、少人数にして配置するというこ  
とも考えるべきではないかと私は思いますので、

そこも要望ということで、残念ながらそれは引  
いておきます。

次に、地域力を高めるためには首長や教育長  
の住民増という施策が重要と考えます。例えば  
児童生徒が少なくなっている地域に対する増加  
させる施策として、小規模特認校制度とか山村  
留学制度とか、こういったことをやっている自  
治体が出て、それが功を奏して子供たちがふえ、  
子育て世帯がそこに住み、ふえているという自  
治体が生まれております。そういったことは検  
討はどうでしょうか。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

下山准一議長 学校教育課長高橋昭一君。

高橋昭一学校教育課長 児童生徒数ということに  
つきましては、新庄市も課題だと思っております。  
それで、子供たちの適正な学習の集団も含め  
て、特色ある教育ということで小中一貫教育  
を全学区で行っているところであります。

全国的に他県からの入学を認めるということ  
で申請して、実績があるところも承知しており  
ますが、今のところ参考にさせていただいて、  
検討はまだしていない状況でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 義務教育完全無償化を  
行って、住民がふえ、学校を活性化させている  
自治体もあります。学校統廃合では人口減を進  
めるだけではないかと思えます。そういう立場  
で、首長、教育長として私は考えていただき  
たいということもつけ加えさせていただきます。

今、小中一貫教育で子供に特色ある教育とい  
うふうに言っていますが、小中一貫校導入の理  
由として中1ギャップの解消、つまり中学校文  
化が小学校と異なり、中学でいじめや不登校が  
ふえるので、段差を滑らかにするために一貫校  
にするということで、新庄市も小中一貫校づく  
りにいっているわけです。ところが、2014年の  
国立教育政策研究所から出された「中1ギャ

ップ」の真実」という文書には、中1ギャップには科学的根拠はないとされております。以来、ほとんどの自治体では使われなくなったと言われております。御存じでしょうか。

**高橋昭一** 学校教育課長 議長、高橋昭一。

**下山准一** 議長 学校教育課長高橋昭一君。

**高橋昭一** 学校教育課長 国立教育政策研究所で出している生徒指導関係の資料のことかと思いますが、確かに「中1ギャップ」の真実」ということで、これは根拠がないということではありませんけれども、中身によりますと教員の研修の計画の内容でございまして、つまり体制とか建物が原因で不登校とか問題が起きているのではなくて、教員が小学校から連続して中学校を見ていくということが大事なんだということが趣旨だったように思っております。今回、全国サミットの資料もちょっと見たんですが、中1ギャップという言葉はまだ使っている自治体もありましたので、今後、このギャップということについてはどちらかという、当然4・3・2のブロックで言いますと解消されますので、むしろ課題についてはギャップというよりも9年生のゴールの姿とか、そのあたりに課題も変わってきておりますので、いろいろ参考にしながら推進していきたいと考えております。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一** 議長 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 中1ギャップには科学的根拠がないと、文部科学省の国立教育政策研究所で出している文書で、中1ギャップというのは科学的に裏づけられたものではありませんというふうに言っております。今後、私は新庄市ではこれは実は使うべきものではないと考えます。

また、小中学校の文化の違いが中学生の問題行動になっているというロジックは通用しなくなっています。小中学校を接続するために考案された4・3・2制のカリキュラムも、効果が

必ずしも実証されているわけではありません。新たに浮上したデメリットとして、一貫校の6年生問題があります。ちょっと小さくて大変失礼なんですけれども、2つ資料がありますが、一貫校の場合、6年生の子供の自信が落ちております。こちらは対教師関係、子供の意識比較、小学校6年生、これは施設一体型の小中一貫校ですが、がくっと落ちております。6年生の対教師関係が非常に意識が落ちている。施設分離の連携校というのは高いんですが、今の沼田、明倫みたいなのが施設分離型だと思っております。そういうふうに小学校は小学校、中学校は中学校で育てたほうが対教師関係、子供の意識は6年生の段階でも低くならないんです。6年生が大事にされているんですね。4・3・2体制では問題があるということです。

数百名規模の施設一体型の4つの小中一貫校に勤務する教員にアンケートをとった結果があります。そこには、小中接続部の問題があります。「小学校6年生を最高学年として位置づけて指導できない」「萎縮させてしまう」ということです。そして、7年生の担任からは、「中学生としての自覚を持たせる指導が難しい」「中1の担任としてこんなに苦勞するのは初めてだ」という状況で、中だるみするということです。これは非常にもったいないことです。

各学校を回っている通級指導の先生が「一貫校の子供は幼い」と指摘しているというのは、重いものがあると思います。

中学校の定期テスト、50分授業、制服、教科担任が5年生から、そして自由に遊ぶ場所、時間が制限される、子供たちが窮屈な思いをしているという心配の声があります。中学生にとっては、部活の時間が制限されるという問題もあります。小学生の授業中だからと、中学校のテスト中に小学生の喧騒が気になったり、小中合同行事になりますと中学生が出番や役割が減り、不完全燃焼になるようです。行事の中で育てて

きた自主性や自主的能力は保障できなくなると言われております。

最後に、多忙に関係してですが、教員アンケートによれば、一般校より多忙でないと答えた教員はゼロでした。「非常に多忙」「ある程度多忙」がほとんどでした。会議が多い・長い、中身は先ほど教育長から答えていただいた中身です。そして、「施設一体型の小中一貫校をふやすべきだ」と答えた教員はゼロでした。子供たちにとっても、教員にとっても、よいこととは思えない、これが教員の思いであるようです。

小中一貫教育の狙いは、教育予算の削減、教員の統制、教育方法の画一化、行政による教育介入というのが本質ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**高野 博教育長** 議長、高野 博。

**下山准一議長** 教育長高野 博君。

**高野 博教育長** 今、佐藤議員のほうからいろいろと小中一貫校の義務教育学校のいろんな課題を、いろんな統計をもとにお話しいただきましたけれども、その資料も一つの事実としてあることだと思いますが、いろんな意味で9年生の姿があることで、いろいろ先生方が先が見える、子供たちもゴールの姿が見える中で、どんな姿で自分はこれから学んでいかなければいけない、どういう姿で指導していかなければいけないかということが、分離しているよりわかるわけです。そういうことの成果ということも、もう少し見ていただきたいなと私は思います。欠点を、いろいろ問題があるから、それは今萩野学園でもいろいろ考えて、いろいろ今中だるみとかなんかの話がありましたけれども、そのためにどうするかということも学校では新たな手を、いろんなことを手だてして、いろいろ工夫しているわけです。

私が本当に萩野学園にしてよかったなと思うことは、市民音楽祭で8・9年生の合唱を聞かせていただきました。あんなすばらしい歌声が

できる8・9年生の姿を見たときに、やってよかったなと率直に思いました。そういうことを、ぜひ佐藤議員初め議員の皆さんに義務教育学校の子供たちの姿を、よくなった姿を逆に見ていただいて、これから明倫学園がスタートすることを後押ししていただければありがたいなと思います。

以上です。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番（佐藤悦子議員）** 私は明倫のこれからを考えて、デメリットという部分をどう最小化するか、真剣に考えていただきたいと思います。そして、新庄小中一貫校はやめるべきだと思います。

それから、最後に、時間がなくなって大変済みませんでした。ごみのことも取り上げたかったのですが、残念ながら終わります。

**下山准一議長** 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

## 散 会

**下山准一議長** お諮りいたします。

今期定例会の本会議は、あす12月13日から12月17日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を12月13日から12月17日まで休会し、12月18日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時51分 散会

## 令和元年12月定例会会議録（第4号）

令和元年12月18日 水曜日 午前10時00分開議  
議長 下山准一 副議長 新田道尋

### 出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	庄司里香	議員
3番	叶内恵子	議員	4番	八湊長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

### 欠席議員（0名）

### 欠員（1名）

### 出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
財政課長	平向真也	税務課長	加藤功
市民課長	荒田明子	環境課長	森正一
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	亀井博人	看護師養成所 開設準備課長	田宮真人
農林課長	三浦重実	商工観光課長	荒澤精也
都市整備課長	長沢祐二	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	吉田浩志	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	武田信也	学校教育課長	高橋昭一
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司

監事	査務	委員	局長	山科雅寛	選挙管理委員会	委員長	矢作勝彦
選挙	管理	委員	会長	小関孝	農業	委員	会長
農事	業務	委員	会長	津藤隆浩	会長	職務	代理
							今田則雄

### 事務局出席者職氏名

局	長	滝口英憲	総務	主査	叶内敏彦
主	任	小松真子	主	任	小田桐まなみ

### 議事日程（第4号）

令和元年12月18日 水曜日 午前10時00分開議

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第 1 議案第77号新庄市課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第78号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第79号新庄市職員恩給条例を廃止する条例について
- 日程第 4 議案第80号新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第81号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第82号新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第83号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第84号新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第85号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第90号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第93号新庄市民文化会館の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第94号雪の里情報館の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第95号新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定について

（産業厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

- 日程第14 議案第86号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第87号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第88号新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 7 議案第 8 9 号新庄市昭和活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 9 1 号新庄市新庄駅前ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 9 2 号新庄市新庄駅東口交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 9 6 号新庄市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 9 7 号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 請願第 5 号住みよいまちづくりの請願
- 日程第 2 3 請願第 6 号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願

(質疑、討論、採決)

- 日程第 2 4 議案第 6 8 号令和元年度新庄市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 5 議案第 6 9 号令和元年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 6 議案第 7 0 号令和元年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 7 議案第 7 1 号令和元年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 8 議案第 7 2 号令和元年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 9 議案第 7 3 号令和元年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 0 議案第 7 4 号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

## 本日の会議に付した事件

議事日程 (第 4 号) のほか

- 日程第 3 1 議案第 1 0 3 号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3 2 議案第 9 8 号令和元年度新庄市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 3 議案第 9 9 号令和元年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 4 議案第 1 0 0 号令和元年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 5 議案第 1 0 1 号令和元年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 6 議案第 1 0 2 号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 3 7 議会案第 6 号次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出について

## 開 議

**下山准一議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

欠席通告者はありません。

なお、農業委員会会長が欠席のため、会長職務代理今田則雄君が出席しておりますので、御了承願います。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

### 総務文教常任委員長報告

**下山准一議長** 日程第1議案第77号新庄市課設置条例の一部を改正する条例についてから日程第13議案第95号新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定についてまでの13件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁君。

（山科正仁総務文教常任委員長登壇）

**山科正仁総務文教常任委員長** 皆さん、おはようございます。

私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案13件であります。

審査のため、12月9日午前10時より、議員協議会室において、委員8名全員出席のもとに担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第77号新庄市課設置条例の一部を改正する条例については、総務課から補足説

明を受けた後審査を行いました。

審査に入り、委員から質疑はなく、採決の結果、議案第77号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第78号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、総務課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から、看護教員職についておられる本人は納得しているのかとの質疑がありました。

総務課からは、今後の処遇等について現行条例の中で最大限対応していくという説明は面談を行った上でさせていただいているとの説明がありました。

また、他の委員から、4人の看護師教職員の方々には議会決議までしてこのような結果になり申しわけない気持ちでいっぱいである。それを踏まえて4名の方々の意に沿った形で進めてもらいたい。その点十二分に配慮してもらいたいとの質疑があり、総務課からは、条例に基づいて募集をして任用してきたが、結果として教員として活躍できる場の実現ができなかったということについては本当に申しわけないと感じている。教員の皆様には条例等の中で最大限対応していきたいと考えている。今後、新しい看護職の確保対策事業に向けて御協力をいただければと考えているとの説明がありました。

その他、このたびの条例廃止は今後の教訓にしてもらいたいなどの意見がありましたが、採決の結果、議案第78号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号新庄市職員恩給条例を廃止する条例については、総務課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第79号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第80号から議案第85号及び議案第90号の議案7件であります。社会教育課より使用料改定に伴う影響額についての補足説明を受けた後、審査を行いました。

議案第80号新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、審査に入り、委員から、文化会館の幕の工事は使用料に影響するののかとの質疑がありました。

社会教育課からは、文化会館の大ホールのつり物の更新ということで工事をしているが、使用料には直接影響しないとの説明がありました。

また、他の委員から、使用料の増額により利用人数が減る可能性についてどう考えているのかとの質疑がありました。

社会教育課から、使用料の見直しで現行より上がる部分、下がる部分もあるが、舞台面の使用など、利用者の声を反映した上でこのたびの改正をしているとの説明がありました。

その他受益者負担についての質疑等ありましたが、採決の結果、議案第80号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第81号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第83号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号新庄市雪の里情報館設置及

び管理に関する条例の一部を改正する条例については、審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第85号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、審査に入り、委員から、小学生、中学生が無料、高校生が半額になることで、指定管理者の運営に影響すると思われるが、その対応についての考えはどうかとの質疑がありました。

社会教育課からは、小中学生無料、高校生半額で指定管理者の利用料金の減収が見込まれるため、利用料金として指定管理料から差し引く金額と同様の考えで補填するとの説明がありました。

また、他の委員から、無料化の方向性は非常によい判断で大変評価するが、今後の一般の方々の減免についてはどうかとの質疑がありました。

社会教育課からは、一般の方々の減免についてもスポーツの振興の中で検討するとの説明がありました。

その他利用料増による利用者への影響についての質疑等ありましたが、採決の結果、議案第85号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例については、審査に入り、委員から、あじさいステージの管理はどうするのかとの質疑がありました。

都市整備課からは、公園の有料施設としては使わないが、施設としては公園の各遊具と同じような扱いで日常的な管理を行うとの説明がありました。

また、他の委員から、あじさいステージは財産としてなくす考えはないのかとの質疑がありました。

都市整備課からは、今すぐ取り壊しをする計

画はない。今後、公園の整備維持の計画の中で方向性を見出していききたいとの説明がありました。

その他あじさいステージの現状等についての質疑等ありましたが、採決の結果、議案第90号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号新庄市民文化会館の管理を行わせる指定管理者の指定については、社会教育課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から、指定管理者の応募要綱についてサウンディング型市場調査等により、業者が参入したくなる要綱に変えるという考えはどうかとの質疑がありました。

社会教育課からは、社会教育、文化振興のニーズが指定管理者制度創設当時と変わってきている。従来どおりの適正に運営管理する視点にプラスアルファの部分が今後必要であり、その部分の検討は必要と考えているとの説明がありました。

また、他の委員から、市民からの声をどのような形で把握し、指定管理者に伝え改善しているのかとの質疑がありました。

社会教育課からは、市民の皆様からいただいた声については、指定管理者に伝え、改善する部分は改善していくとの説明がありました。

他の委員から、駐車場の管理について原課と指定管理者との話し合いはどうかとの質疑がありました。

社会教育課からは、中学校行事、公的行事の中で調整をしながら会館の利用のないときには使っていただいている状況はある。文化会館だけではなく、他の施設も含め駐車場の考え方など市民ニーズに合わせた施設運営を考えたいとの説明がありました。

その他審査基準の見直しの必要性やNPO法人の定款等についての質疑、市民に寄り添った

施設管理運営等についての意見がありましたが、採決の結果、議案第93号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号雪の里情報館の管理を行わせる指定管理者の指定については、社会教育課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から、今回、指定管理者が新しくなるが、選定委員会で出された特記するコメントは何かとの質疑がありました。

社会教育課からは、雪の里情報館で今抱えている課題は、資料の整理が重要なポイントであり、そこを理解したプレゼンであった等のコメントがあった。また、このたびの雪の里情報館の応募の仕様書の中に、司書の常駐を入れており、資料整理、資料管理の考え方の部分で差が出たと思うとの説明がありました。

また、委員から、プレゼンテーション時間の現状と今後についてはどうかとの質疑がありました。

社会教育課からは、15分間の事業計画の説明等の後、15分間の質疑を行っている。15分間では少し短いとの意見もあるために、指定管理の選定項目、評価項目も含め新たな選定の仕方について検討を加えていきたいとの説明がありました。

その他、現地説明会に参加した団体や応募した団体等についての質疑等がありましたが、採決の結果、議案第94号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定については、社会教育課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から、選定理由の中で地域コミュニティの推進の核、地域特性を生かした事業計画とあるが、どのようなことかとの質疑がありました。

社会教育課からは、山屋小学校を母体とした

施設で、施設運営でも地域の方々から協力をいただき運営している施設である、尽力いただいているとの選定委員会の中での発言があったとの説明がありました。

また、他の委員から、灯油流出事故の経緯はとの質疑がありました。

社会教育課からは、施設の修繕、土壌や水質の調査及び油分除去、水質保全としての対応した経費は、今後の予算部分を含めると2,515万4,320円ほどになるとの説明がありました。

また、委員より、事故に対しての収束宣言ができる状況かとの質疑がありました。

社会教育課からは、河川等への流出対策としては規模を縮小しても問題はないとしているが、専門的な知識のある方との話から、もう少し時間をとり様子を見たいとの説明がありました。

また、委員より、選定委員会では過去を見ながら評価しなければと思うが、事故に対して厳しい意見はなかったのかとの質疑がありました。

社会教育課からは、起こしたことに対する反省を生かして今後の未来に向かって施設をしっかりと運営していけるのではないかという意見と、危機管理が全くなっていない、意識を変えなければならないという意見の両方をいただいたとの説明がありました。

また、委員より、市は約2,500万円支出しているが、団体の留保資金、預金等は幾らあるのかとの質疑がありました。

社会教育課からは、団体の会計については、こちらに提出するものではなく、確認をしていないが、指定管理上の決算で幾ら余剰金が出たかということの報告は受けている。また、団体からは通常の利用時よりも余計に灯油を詰めた3,100リットル相当分の額の灯油料金を市に支払うとの申し出を受けているとの説明がありました。

また、別の委員から、今回の選定委員会では危機管理対応はどのように評価されたのかとの

質疑がありました。

社会教育課からは、選定委員会では灯油流出事故に対し問題点を指摘した委員と、事故があったから今後の危機管理対応をこれまで以上に図っていくといった意見両方があったが、今後の施設運営に対して期待する意見のほうが大きかったためにこのような点数になったと考えるとの説明がありました。

また、別の委員からは、選定委員会における評価基準で最低限とらなければならない点数の規定はあるのかとの質疑がありました。

社会教育課からは、審査基準においてこの点数以下は選ばないとはしていない。上位のほうを候補者として選定しているとの説明がありました。

その他、指定管理者の内部資金の把握、選定委員会における審査経過や団体の評価などについての質疑はありましたが、採決の結果、議案第95号については賛成少数で否決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

**下山准一議長** ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第77号新庄市課設置条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第77号新庄市課設置条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第78号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号新庄市職員恩給条例を廃止する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第79号新庄市職員恩給条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

**3 番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番(叶内恵子議員)** 委員長報告の中で、現在、運営をしている指定管理者が使用者からこの料金の体系について声を聞いたという委員長報告があったと思います。基本料金を見ると、時間帯で9時から12時までは比較すると安くなり、午後1時から5時までの一番使う時間帯が比較すると高くなり、夜間になっていくとまた安くなっていくという金額設定になっているんですが、この使用者の声はどのように聞いて集めたのか、そして、一定の条件のもとにアンケート等をとったのかどうなのか、そういった質疑があったのかどうなのかを伺います。

**山科正仁総務文教常任委員長** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 総務文教常任委員長山科正仁君。

**山科正仁総務文教常任委員長** そのような質疑はございませんでした。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 賛成、反対。

**1 番（佐藤悦子議員）** 原案に反対です。

**下山准一議長** 討論の発言を許します。原案に反対討論として佐藤悦子さん。

（1 番佐藤悦子議員登壇）

**1 番（佐藤悦子議員）** 議案第80号新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

社会教育施設の利用料のことで、ほかにもほかの社会教育施設に、あるいは社会体育施設にも関係する内容になると思いますが、評価する点としては少人数、あるいは時間に応じて安くしている部分もあるというところは評価したいし、下げたところもあったというところは大変評価したいというところだと思っています。

反対の理由ですけれども、利用料の値上げの部分です。この理由として受益者負担、そして人件費までコストと見るという考え方、もう一つは、消費税が10%に上げられたことによる利用料の値上げというこの2つです。

この利用料の値上げはどういうことをもたらすのかと考えますと、消費税増税によって市民の消費がNHKニュースによれば7%も下がったという報道がありました。これを考えますと、市民の活動が弱められることになる、利用しにくくなるということになり、市民が出歩いたり、話し合ったり、いろんな趣味をやったり、そういった活動が弱められることになるということです。

そういうことを新庄市で進めてよいのかということがこの利用料値上げは問われているんだと思います。そういう意味で、この議案第80号

の値上げの部分については認めるわけにはいかないと、こういうふうを考えます。

ほかの自治体を見れば、こういう社会教育施設の利用料がゼロというお話もあると聞いております。これは税金で運営しているし、税金でやっているからという立場に立てば、そういうこともあるんだと私は思います。それが市民の活動をしやすくする行政のあり方だろうと思います。

民間であれば、やはりそれを建設費や運営料など全て使用料としていただかなければ、それを回すことができないということがあるかもしれませんが、これは、この公共施設は税金で建てたり、税金で運営したりするものでありますので、基本的には本当は無料であるというのが一番正しいやり方だろうと私は思います。それが市民活動を高め、市民の行政活動にかかわることで高まっていく、そういうふうに私は考えます。

そういう意味で、第80号に反対だし、第81号、第83号、第84号について反対します。そして、体育施設については、小中学生は無料、高校生は、

**下山准一議長** 済みません、ただいまは第80号についての反対討論でありますので、そのほかのことはできませんので、よろしくお願いします。

**1 番（佐藤悦子議員）** わかりました。以上です。

**下山准一議長** ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

反対討論がありましたので、電子表決システムにより採決いたします。議案第80号新庄市民

文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは締め切ります。

表決の結果は、賛成14票、反対2票、賛成多数であります。よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

**3 番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番(叶内恵子議員)** 公民館というのは、住民のために実際の生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するためにあるというふうになっています。

こういう観点から見た場合、考えた場合、今回の公民館、八向について、また萩野について、また全体的な金額というものが、また時間帯によって上がり下がりということをしております。

この公民館の目的に立ってこの賃料というのを考える質疑があったのか、また各公民館の設置者のほうで、今回、金額が上がる、下がるということについて文化会館と同じように使用者にアンケートをとるなり、声を聞くということがあったのかどうなのか、そういった質疑があったのかどうなのかを伺います。

**山科正仁総務文教常任委員長** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 総務文教常任委員長山科正仁君。

**山科正仁総務文教常任委員長** 先ほどの報告のとおり、本件については質疑はございませんでし

た。以上です。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第81号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第81号について、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは締め切ります。

表決の結果は、賛成13票、反対2票、棄権1票、賛成多数であります。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第82号新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第82号新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

**3 番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番(叶内恵子議員)** 生涯学習センターの使用料につきましても、時間帯によって改正前と改正後で総額にしてもちょっと大きく変わるかなど。安くなるところは安くなるんだけど、一番使う時間帯がやはり金額のほうがかなり大きくなるというふうに見ておりますが、質疑の中で生涯学習の推進及び市民の生活、文化の振興、社会福祉の増進ということがこの生涯学習センターの設置の目的であります。料金が上がることで生涯学習の推進がどのように図られていくのか。また、社会福祉が増進するのかどうか、使いづらくならないのかどうか。また、生涯学習センターのほうで市民の声を聞いたのかどうか、そういった質疑があったのかどうかを伺います。

**山科正仁総務文教常任委員長** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 総務文教常任委員長山科正仁君。  
**山科正仁総務文教常任委員長** 本議案に関する件に関しても、先ほど申し上げたとおり質疑はございませんでした。以上です。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第83号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第83号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成14票、反対2票、賛成多数であります。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） 雪の里情報館も非常に市として雪の文化を伝え、そして守っていくという意味で非常に重要な施設になっています。また、こちらの使用料につきましても、時間帯によって一番市民の方が使うと思われる時間帯が高くなり、そして安くなりという状態になっております。この雪の里情報館を使う市民の方は多様でありまして、展示物であったり、また勉強であったりさまざまありますが、今、指定管理となっている設置者のほうから、使用する市民に対しましてアンケートをとったり、そういった声を聞いたりということがあったのかどうか、そういった質疑があったのかどうか伺います。

山科正仁総務文教常任委員長 議長、山科正仁。

下山准一議長 総務文教常任委員長山科正仁君。

山科正仁総務文教常任委員長 本議案に関しても先ほど報告のとおり質疑はございませんでした。以上です。

下山准一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第84号新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第84号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

下山准一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成14票、反対2票、賛成多数であります。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 賛成、反対どちらですか。

1 番（佐藤悦子議員） 原案に反対です。

下山准一議長 討論の発言を許します。原案に反対討論として佐藤悦子さん。

（1 番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 議案第85号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

これは、小学校、中学校は利用料を無料にし、それから高校生については半額にするというすばらしい画期的な提案になっております。これは、関係者及び議員各位の提案に沿ったもので大変よかったと思っております。

反対の理由ですが、一般を見たときに、例えばプール、一般300円が320円、スキー、スキー

場のリフト券だと思いますが、シーズン券が2,000円アップというような形で、一般が値上げになっております。値上げの理由は、受益者負担、あるいは人件費までコストと見る、それから消費税増税分というような理由になると思いますが、これは健康増進という点から本当は一般の方々も大いに利用していただき、健康増進を図っていただきたいというのがこの施設の狙いだと思いますが、そこが上がることによって利用が2回が1回になるかもしれない。そのように利用が減る、人が2人が1人になるかもしれない。利用を抑えることになってしまうと思います。お金によって、お金がない人はそのように利用できなくなっていくわけです。

そうではなくて、基本的には無料にし、どうぞ利用してくださいというのが、こういう社会体育施設の本来のあり方だろうと思います。本当はその方向に値下げするようなやり方で大いに利用していただきたいということが市民の健康増進につながると思うのです。

その市民の活動を弱めていくこういう利用料の値上げについては賛成するわけにはいかないと私は思います。そういう意味で議案第90号についても、市民プールが入っていますので、反対します。

**下山准一議長** 佐藤悦子さんに申し上げますが、これは一つ一つの議案に対する反対討論でありますので、ほかのやつと一緒にするようなことはしないでください。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

反対討論がありますので、電子表決システム

により採決いたします。

議案第85号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成14票、反対2票、賛成多数であります。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第90号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第90号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号新庄市民文化会館の管理を行わせる指定管理者の指定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

**3 番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番(叶内恵子議員)** 質疑の中で、定款について触れた部分があったかと思えます。この定款についての質疑の中で、通常法人であったり、団体であったりというのは定款を備えるのが当たり前です。それは皆さんも御存じだと思うんですが、市が今回のこの指定管理を申請するに当たって、なぜ定款の添付が義務づけられているのか、市としてなぜ提出をさせるのか。そして、その法人において定款とはどのような位置づけがあるのかということはどう捉えているのかといった、そういった質疑があったのかどうか、その点について伺います。

**山科正仁総務文教常任委員長** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 総務文教常任委員長山科正仁君。

**山科正仁総務文教常任委員長** 定款に関してのお答えをいたします。

担当課からは返答としましては、指定管理者の選考の段階では指定管理者になるかどうかはまだわからない状態であり、市側として定款にきちんと入れるとは言っていないということで、定款を義務づけてはいないというふうな意見をいただいております。以上です。

**3 番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番(叶内恵子議員)** しかし、実際に今回議

題に上がっております特定非営利法人芸術文化振興市民ネット新庄は、実際に指定管理を受けているところであります。そして、いつからと申しますと、平成26年からでしょうかね、受けているかと思えます。そう申しますと、通常であれば、NPO法人というのは定款自体がその団体のミッションになります。

そのミッションの中に指定管理を既に受けているところであるならば、そういった記述を条項の中に3条であったり、5条であったりという定款の中に入れ込んでいくということが通常あるべき姿であるかと思えます。それはなぜかという、その団体としての話し合い、役員会含めて話し合っただけで決めていく、それがミッションだからです。そういったことについて質疑はなかったのか、再度伺います。

**山科正仁総務文教常任委員長** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 総務文教常任委員長山科正仁君。

**山科正仁総務文教常任委員長** 繰り返しになりますが、その定款にうたうかどうかという必要性については団体法人の判断になると、裁量のほうに属するというふうな返答をもらっておりまして、なお、行政側からもし今後必要であれば市として指導することになるというふうな返答をいただいております。以上です。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第93号新庄市民文化会館の管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長報告のとおりを決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第93号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号雪の里情報館の管理を行わせる指定管理者の指定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第94号雪の里情報館の管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長報告のとおりを決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第94号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

**4 番（八鍬長一議員）** 議長、八鍬長一。

**下山准一議長** 八鍬長一君。

**4 番（八鍬長一議員）** 2点についてお尋ねします。

1点目は、油流出事故の問題であります、たまたま指定管理者の審議という段階でこのこ

とが審議の中にも大きく取り上げられたようであります。支出総額が2,500万円ということで、市の施設全体が老朽化していて、既にさきに長寿命化計画というものも計画されていますけれども、その一つの象徴だと思うんですね。そういう点で、今回の油流出事故についての責任問題についてまでは議論にならなかったでしょうか、それが1点。

2点目は、市街地にある、まちの中にある施設と違って、特に山屋セミナーハウスは小学校の跡地利用ということで地域の中核となって、そういうまとまりになっている施設です。一方では、指定管理者ということで、地元の人たちが積極的にそういう施設を管理していくという前向きな姿勢があったから指定管理者の申請をしているわけですから、市民協働というそういう立場からも地域のそういう意欲をそぐべきではないのではないかというふうに私は思うんですが、そういう議論にはなつたのでしょうか。この2点についてお願いします。

**山科正仁総務文教常任委員長** 議長、山科正仁。

**下山准一議長** 総務文教常任委員長山科正仁君。

**山科正仁総務文教常任委員長** 2点の質疑に関してお答えいたしますが、1点目ですけれども、いわゆる灯油流出事故に関する指摘ということで、責任問題の指摘はあったかということでございますが、今回は本件におきましては金額的な面、それから灯油代の補填という面だけを強調されまして、責任問題というのは言及はしておりません。

あと、その団体が選定委員として、その責任を踏まえながらの今後の継続性についての質疑はありましたが、それについても選定委員会としての意見をいただいただけであります。以上です。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） 委員長報告の中で危機管理を求める質疑があったと。その危機管理なんです、今、この議題に上がっている山屋有志会が指定管理を受けたのが平成25年度からになっていると思います。建物を引き渡しされる際、今回の灯油事故になってしまうその管というのは、市のほうから仕様書であったり、どういうふうに管理をするであったり、いつ設置をしてどのくらいで腐食が起きてくるだろうか、劣化するだろうか、交換が必要だろうかということについて、きちっとした仕様書をちゃんと交えて指定管理を出していくということが本来の危機管理だと思います。そういった点について、当初の段階でそういった危機管理が市側にもきちっとあったのかどうか、そういったことについての質疑があったのかどうかを伺います。

山科正仁総務文教常任委員長 議長、山科正仁。

下山准一議長 総務文教常任委員長山科正仁君。

山科正仁総務文教常任委員長 本案件についてはそのような質疑はありませんでした。

ただ、ずっと行われている協議会においては質疑ありましたが、今回についてはありません。以上です。

下山准一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

下山准一議長 暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

議案第95号新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定についての採決は電子表決システムにより行います。

議案第95号について委員長の報告は否決であります。議案第95号については、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

下山准一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成3票、反対13票で賛成少数であります。よって、議案第95号は否決されました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時07分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。

## 産業厚生常任委員長報告

下山准一議長 日程第14議案第86号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第23請願第6号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願までの議案8件及び請願2件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長今田浩徳君。

(今田浩徳産業厚生常任委員長登壇)

**今田浩徳産業厚生常任委員長** それでは、私のほうから、産業厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案8件、請願2件です。

審査のため、12月10日午前10時より、議員協議会室において委員8名出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第86号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、環境課の議案となりますので、環境課職員の出席を求め審査を行いました。

審査に入り、委員からは、使用料が引き上げられている部分があるので、サービスを受ける方々からの声を聴取し、将来的に抜本的な料金の見直しの際に生かしていただきたいと思うが、どうかとの質疑があり、環境課からは、意見は大変貴重なものなので、次回に向けて声は広く受けとめていきたいとの説明がありました。

別の委員からは、世帯の収入などに合わせ使用料を設定している自治体もある。収入によって変えていくという考えはなかったかとの質疑がありました。

環境課からは、炉を使用するということと、火葬場における作業は同じであるという考え方のもと、火葬料金は一律とした。世帯収入などで判定する場合、所得証明の提出など、利用する方にさまざまな手間がかかると考えるとの説明がありました。

また、別の委員からは、使用料が大幅な改定になる。利用者の方から対応を理解してもらえるようお願いしたいがどうかとの質疑があり、環境課からは、十分な広報に努めたいとの説明がありました。

その他、火葬場の維持管理費についてなどの質疑がありましたが、採決の結果、議案第86号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第87号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、子育て推進課の議案となりますので、子育て推進課の職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、日々雇用職員を配置して管理していると推察する。このたび使用料を無料化するが、職員の負担軽減や経費削減を図れるのか、管理体制についてどのように考えているかとの質疑がありました。

子育て推進課からは、日々雇用職員を2名採用しており、使用料の受け付けのほか、駐車場料金の受け付け、遊具の点検なども行っていただいている。子供の安全の観点から変わらずやっていきたいと思っているとの説明がありました。

別の委員からは、アンケートをとり、無料がよいというニーズに合わせて無料化するのは大変喜ばしいことだが、利用者数の目標値などがあるのか。今後、政策を転換して切りかえる分岐点は収入では見られないので、人数によることになると思うがどうかとの質疑がありました。

子育て推進課からは、使用料の無料化によりすぐに利用者がふえるとは考えていない。子育て支援はさまざまな政策が絡まっている。わらすこ広場の無料化については、より使いやすく遊びに来てほしいというところで考えた。利用人数の目標値などは事務事業評価の中で示していきたいとの説明がありました。

そのほか、場所にこだわらない新たな子供の遊び場の検討についてや安全性の担保についてなどの質疑がありましたが、採決の結果、議案第87号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第88号から議案第89号までの議案2件は、農林課の議案となりますので、農林課の職員の出席を求め、審査を行いました。

初めに、議案第88号新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

審査に入り、委員から、農村環境改善センターの利用者はほぼスポーツ少年団である。また、体育施設については中学生以下が無料になるという案が出されている。利用者の公平性を担保するためには、ある程度減免措置を講ずる必要があると思うがどうかとの質疑があり、農林課からは、条例には使用料の減免、免除ができることある。施設利用のバランスを考えれば、施行については他の施設の減免、免除内容と同様の規則を定めたい。特に、小中学生のスポーツ振興やジュニアの育成など、広く施設の利用拡大を図りたいとの説明がありました。

別の委員からは、減免基準について条例に入れることもできたのではないかと質疑があり、農林課からは、今現在は、スポーツ少年団がより多く利用している。また、多目的ホールは体育館であるという利用者側からの観点もあるが、施設の設置目的は、農業経営の研修やスポーツなどを通じた地域の連帯感を高めることにあることから、条例まで改正するという考えではなく、減免規定を設けたほうが良いと判断したとの説明がありました。

そのほか、施設の今後の維持管理や指定管理についてなどの質疑がありましたが、採決の結果、議案第88号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号新庄市昭和活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第89号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第91号から議案第92号までの議案2件は、都市整備課の議案となりますので、都市整備課の職員の出席を求め、審査を行いました。

初めに、議案第91号新庄市新庄駅前ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第91号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第96号から議案第97号までの議案2件は、上下水道課の議案となりますので、上下水道課の職員の出席を求め、審査を行いました。

初めに、議案第96号新庄市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例については、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、独立採算制のもとの利用者負担が今後増してくるということはないかと質疑があり、上下水道課からは、下水道運営審議会への諮問、答申により、現在の下水道料金については令和3年度までとし、それ以降に改めて検討するとしている。令和2年度からの地方公営企業法の適用により、経営・資産などがより正確に把握でき、今後の収支や長期的な整備計画がわかりやすくなるので、令和2年度の決算、貸借対照表、損益計算書などの財務諸表が出た段階で判断したいとの説明がありました。

別の委員からは、職員の配置や処遇に関して変化はあるのかとの質疑がありました。総務課からは、新庄市職員定数条例は職員の上限を定めており、実際の定員数の管理は定員管理計画

で行っている。地方公営企業法適用職員がふえることになるが、人事上の取り扱いについては服務や給与も含め一般の職員に倣う形なので、実質は同じという対応をとらせていただいているとの回答がありました。

そのほか、専門的な知見のある職員の採用についてなどの質疑はありましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例については、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、指定業者の更新とあるが、何年ごとなのか、そのたびに講座や法令の変更された内容について伝える機会を設けるのかとの質疑があり、上下水道課からは、更新の期間は5年で、更新手数料を1万円としたという案である。更新をする際には、工事事業者の方から指定給水工事事業者の代表者などが講習会などを受講しているかどうかや主任技術者が研修会を受講しているかどうかなど、営業内容なども含めた聞き取りを行う。指定更新するかどうかの判断の材料にもなるので、こういことが明らかになれば、水道利用者の利便性も向上すると考えるとの説明がありました。

別の委員からは、本議案の改正は、さきに財政課より示された使用料、手数料の一斉改正とは別のものと理解していいかとの質疑があり、上下水道課からは、全く別物である。水道法の改正を受けてその審査に係る手数料として、時間当たりの単価や実際に事務を行う上で要する時間、テキスト代などを積算して手数料を算定したものであるとの説明がありました。

そのほか、開閉栓の手数料の縮減についてや適格していない事業者への対応についてなどの質疑はありましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号住みよいまちづくりの請願

については、説明員として都市整備課職員の出席を求め、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、市営住宅の長寿命化の全体的な計画とこのたびの請願事項である街灯LED化などの設置に関する基本的な考え方を示してほしいとの質疑があり、都市整備課からは、市の長寿命化計画の中で、団地全体での維持管理について修繕の計画を作成している。現在、国の補助金などを活用した建物の高断熱化を実施しているが、それに加えて、屋根の防水の改修、排水関係の修繕も計画的に進めたいと考えている。街灯のLED化についても、各団地から要請があり、順次計画的に進める準備をしているとの説明がありました。

別の委員からは、街灯補助の申請用紙が市長から届いているにもかかわらず、いきなり小桧室団地は除外だと言われたなどがあるが、実際はどうだったのかとの質疑があり、都市整備課からは、LED化については、環境課を通じて全ての区長に連絡がいつているもので、それが小桧室団地の区長にも届いたということである。今回、その補助を受けてLED化をしたいという話があったのも事実である。

ただし、市の施設であるため、市で整備計画を立てて整備していくという話をしているとの説明がありました。

また、別の委員からは、窓口に来られたときの対応の仕方はどうだったのかとの質疑があり、都市整備課からは、説明が不十分ではなかったとは言えず、反省している部分もある。今後、行き違いがないように説明の仕方などもう一度職員も十分に注意しながら説明していきたいとの説明がありました。

そのほか、請願の内容確認などありましたが、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

最後に、請願第6号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願については、請願の紹介議

員と説明員として農林課の職員の出席を求め、紹介議員からの趣旨説明を伺い、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、新庄、最上、山形県内全市町村に同じ内容の請願が出ているものと思われるがどうかとの質疑があり、農林課からは、新庄市にはJA新庄市から請願が提出されたが、JAおいしいものがみは各管内の町村に対して請願書を提出している状況である。県内についても同じような対応だと考えているとの説明がありました。

別の委員からは、これまでの農業政策を見ると、農家が弱体化していくことにつながっていると思っていた。意見書を出してほしいと出てきたことはすごく有用なことだと思うとの意見があり、採決した結果、請願第6号については全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願ひします。

済みません、議案の読み違いがありました。議案第92号新庄市新庄駅前東口交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でした。訂正をお願いいたします。

**下山准一議長** それでは、ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第86号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第86号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第86号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成14票、反対2票、賛成多数であります。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第87号新庄市わらすこ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

は、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第87号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 委員長の報告の確認ですけれども、小中学生は免除、あるいは高校生は半額というスポーツ関係の体育施設の、市の施設の条例で減額免除というのが出されたわけですが、このたびは減免規定の中にその立場で入れるという内容で、確認でよろしいんでしょうか。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 議長、今田浩徳。

**下山准一議長** 産業厚生常任委員長今田浩徳君。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** そのとおりであります。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** もう少しははっきり意思表示してください。佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) その点は大変よかったですと思います。一般についてはどうやら値上げに

なるという問題のようですが、どうですか。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 議長、今田浩徳。

**下山准一議長** 産業厚生常任委員長今田浩徳君。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** その点につきましては協議されませんでした。

**下山准一議長** よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第88号新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第88号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成13票、反対3票で賛成多数であります。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号新庄市昭和活性化センター

設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 先ほどと同じことをお聞きしますが、小中学生免除、高校生は半額というこの姿勢で来て、減免規定をつくるという点について、昭和活性化センターも同じですか。

今田浩徳産業厚生常任委員長 議長、今田浩徳。

下山准一議長 産業厚生常任委員長今田浩徳君。

今田浩徳産業厚生常任委員長 委員会の中では協議にはなりませんでした。

下山准一議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第89号新庄市昭和活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第89号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

下山准一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成13票、反対3票、賛成多数であります。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号新庄市新庄駅前ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第91号新庄市新庄駅前ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号新庄市新庄駅東口交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

下山准一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第92号新庄市新庄駅東口交通広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号新庄市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第96号新庄市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、

議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第97号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第5号住みよいまちづくりの請願について質疑ありませんか。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番(佐藤悦子議員)** 請願の趣旨の請願事項の3点については、市民への説明、行き違いないよう丁寧な説明が必要だと職員の担当課長から確認をもらっているという点は大変よかったと思っています。

それから、もう一つ、この請願事項である市の責任で通路の除雪をやっていただきたいという、これについて話はどうなったのかお願いします。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 議長、今田浩徳。

**下山准一議長** 産業厚生常任委員長今田浩徳君。  
**今田浩徳産業厚生常任委員長** 除雪についての協議はなされていませんでした。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 通路の除雪をやってほしいという声は、前の小桧室のあの集会所で議会報告会をやったときにそういう声も聞いて、議会としてこれはぜひ生活道なりなんなりで、市の責任で通路は除雪すべきだということで要望を出したわけです。しかし、実際、住民の区長、この請願を出した方からお聞きすると、なっていないんだというお話で、大変負担が重いというか、困っているんだという話をまたこの請願を出す前にお話をお聞きしたわけです。

そういう意味で、このたびの市の市営住宅というのは、その通路も含めて市の持ち物なんです。市が名義を持っているところだと思うんです。そういうところを市営住宅の皆さんに使っていただくということを考えたら、市の責任で通路だけは除雪するというのが当たり前でないかと私は思うのです。

そういう意味で、もし通路の除雪について審議がなかったというままこのような結果を出すとしたら、私は出していただいた住民の願いに沿った議会運営になっていないんじゃないかと思うんですが、その点どうだったのでしょうか。どうお考えでしょうか。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 議長、今田浩徳。

**下山准一議長** 産業厚生常任委員長今田浩徳君。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 除雪というところでの協議はなされていませんが、6つの団地の中の管理人からの6名をお願いし、その方々から1年の中でさまざまな問題を出してもらおうというお話は、説明は受けました。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 6つの団体から市営住

宅の代表を出していただいて、それぞれのところから出た要望を市で受けて対応していくという真摯な立場でやっているという話は感じられます。でも、それでもこのたび協議の中であったように、市の市民への説明が十分でなかったがためにこの請願が出されたと反省しているという担当課の話があったように聞いております。

そういう意味では、市民への説明が、特にこの方、請願者は区長でありますから、一番の代表なわけです。その区長を大事にして、やはり行き違いがないように、そして十分、その市道、市道ではないんですけども、市の持ち物である通路、道路、これはやはり市の責任でやるという立場でやってほしいという切実な願いについて話し合われないうまま、この結果を出すというのは、私は市民への責任を果たしているか、議員として市民の代表と言えるのか、私は市民の代表として受けた、私は紹介議員です。市民の立場に立って全面的にやってほしいという、これは市民の切実な願いとしてやれと、やっていただきたいんだという立場で採択すべきだと、私は住民の立場に立ったら思うんですが、どうでしょうか。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 議長、今田浩徳。

**下山准一議長** 産業厚生常任委員長今田浩徳君。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** そのような話は協議されませんでした。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

請願第5号住みよいまちづくりの請願について、委員長報告は不採択であります。請願第5号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成3票、反対13票、賛成少数であります。よって、請願第5号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第6号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1番(佐藤悦子議員) この請願について、請願の全体的には地域の農業を守るために支援していただきたいというこの趣旨については反対ではありません。しかし、文章の中に問題があると私は感じております。

1つは、飽食を迎えてという内容ですが、本当に日本国、今の我が国が飽食と言えるかどうかと思います。20%の貧困層がおります。その日の食べ物に困る人もおられます。国民全体に飽食の時代を迎えてというのは、当てはまらないと思うんです。削除したほうがよかったですのではないかと思います。このことについての話

はあったか、1点目お聞きします。

2点目は、TPP11、日EU・EPAについて、肯定的に表現しておられるように感じます。当然のものとして受け入れておられる姿勢が感じられます。また、日米貿易協定も含めて輸入がふやされる内容なんです。食料の輸入です。そういう意味で、それが今、新庄市の農業が価格が下がったりして苦しくさせられている大きな最大の原因ではないかと私は思いますが、そういった点について審議はあったのかお聞きします。

3つ目に、スマート農業と労働力確保対策で、外国人材の受け入れということなどを進めておりますが、これも肯定的に、無批判に進めている内容となっております。これはスマート農業で言えば、確かに技術革新とか、機械化などで労働力を省けるという点では悪くはないことがありますが、一方で、高い機械を買えなければ続けられなくなるというか、買わせられるというか、農業経営が破壊されるようなことにもつながるといえるかと思われま。こういう問題点があるという点です。

それから、外国人材の受け入れ、無批判に受け入れというのは問題があるかと思っています。外国人材の受け入れが拡大されておりますが、ひどい労働条件でパスポートも取り上げるとか、あるいは低賃金で受け入れられ、逃げているような外国人の労働者が出ている問題もありますし、こういった問題を改善する立場でなければいけない、これを無批判に農業のところに広げていいのかという点などが私は問題点として指摘しなければいけない内容だと思うんですが、そういった審議はあったでしょうか。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 議長、今田浩徳。

**下山准一議長** 産業厚生常任委員長今田浩徳君。

**今田浩徳産業厚生常任委員長** 今の内容での質疑、協議はございませんでした。

**下山准一議長** よろしいですか。ほかにありませ

んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第6号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願について、委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、請願第6号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

## 日程第24議案第68号令和元年度新庄市一般会計補正予算(第3号)

**下山准一議長** 日程第24議案第68号令和元年度新庄市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1番(佐藤悦子議員) ページ8の15の4目で、森林・林業再生基盤づくり交付金、これは支出のほうにも15ページの6の1にも同じ内容が出

ております。実施主体が先送りという最初の説明がありましたが、実施主体がどのような方で、どのような内容をしようとしていたのか。今後の見通しはあるかということをお聞きします。

2つ目は、ページ8の15、5目住宅リフォーム総合支援事業費補助金がマイナス272万円となっておりますが、どうしてこういうふうになったのかをお願いします。

**三浦重実農林課長** 議長、三浦重実。

**下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

**三浦重実農林課長** それでは、お答えをいたします。

森林・林業再生基盤づくり交付金5億5,305万5,000円の減額となっておりますけれども、事業実施主体は、協和木材株式会社ということになっております。その目的でございますけれども、木材加工、流通施設等の整備ということでございます。この森林・林業再生基盤づくり交付金につきましては、県から市を通しての間接補助金であります。

このたび県より林野庁の補助事業採択に向け施設の増設計画を進めてきましたが、今年度は採択には至らなかった。今後、事業を見直し、さらに整備内容を充実させ、国の動向を注視しつつ事業を進めたいので、本件事業を延期する旨の連絡がございました。このたび減額補正をするものでございます。よろしくお願いたします。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** 住宅リフォーム総合支援事業費の減額につきましてお答えいたします。

この補助金につきましては、県の補助金を活用した市の事業として運用しているところでございますが、県への補助要望の段階で配分が2,700万円までしか配分されなかったということで、県の配分に合わせた減額ということにな

っております。以上でございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) わかりました。

住宅リフォーム総合支援事業費補助金は、県の配分が減ったからという残念なことから減ったということですが、ぜひ県のほうには拡充を求めているほしいし、それから、さらに空き家のリフォームなどに使えるように改善も進める必要はないか。また、市独自で屋根のペンキ塗りとか、畳がえなどにも使えるように市独自の補助なども地元の業者の仕事になるという点から拡充を検討すべきだと思うんですが、どうですか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

下山准一議長 都市整備課長長沢祐二君。

長沢祐二都市整備課長 補助金の要件の拡充、また補助金の要望額、配分額の増額の要望ということで御意見をいただいたところでございます。空き家の活用につきましての要件につきましては、現在も運用できているところでございますので、御承知おきいただきたいと思っております。

また、畳がえやペンキの塗りかえなどにつきましても一定の要件を満たすものと一緒に活用するというので、運用も可能となっておりますので、こちらにつきましても御理解いただきたいと思っております。

県への配分につきましては、県内の市町村におきましても新庄市の配分は結構大きなところということで理解しておりますが、現在、配分していただいている中で、おおむね要望者の方をお断りすることなく運用できていることも御理解いただければと思っております。

なお、要望につきましても、改めて要望はしていきたいと考えております。以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 一定の要件と一緒になら

可能というこの住宅リフォーム総合支援事業費補助金ですが、ほかの要件が入らなくても、最近も屋根のペンキ塗りができないために家がそじてしまって、全部屋根を張りかえなければいけないなんていうところまで追い詰められ、しかし金はないみたいな話で苦しんでおられる市民がいました。

そういう意味では、ペンキ屋さんのお話などを聞くと、せめてペンキ塗りをやっていけば家はそじたり、穴があいたりしないから、ペンキ塗りだけでもやったほうがいいんだよなという話もありまして、別の要件というとまた金がかかるし、ペンキだけでも屋根に塗れば家の長寿命化に役立つという提案もあったし、そういう業者を支援し、さらに市民がペンキ、屋根だけでも塗るかみたいな気持ちに一日も早く、悪くなって張りかえまでいかない前になれるように考えてやる必要があるのではないかと。

単独でそれだけでも、あるいは畳がえだけでも、やはり住んでいて何か気持ちよく健康に暮らせることになるわけでありますから、畳だけでもかえられる、それは畳業者にとっては非常に仕事しやすくなるわけで、そういったやり方で市内の小さな建設にかかわっている業者の皆さんの仕事をふやす、そして市民にも喜ばれるということで、市独自の補助もほかの市町村はあるようですので、県と一緒に要件で合わせていなくても、それだけでも使えるというふうに設定する必要はないか、そういう声はないか、どうでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

下山准一議長 都市整備課長長沢祐二君。

長沢祐二都市整備課長 現在の要件につきましては、議員おっしゃるとおり、県の要綱に沿った形での運用ということになっておりますので、今現在のところ、市単独の要件を満たすような形での運用まではしていないところでございます。

また、本補助金の主たる目的といたしましては、施設の維持管理ということではなくて、住宅の性能の向上ということを第一の目的として考えておりますので、その辺を御理解いただければと考えております。以上です。

**下山准一議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

**下山准一議長** それでは、休憩を解いて再開いたします。

午前中に引き続き議案第68号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

**7番(山科春美議員)** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7番(山科春美議員)** 20ページの10款教育費5項11目社会体育費のスポーツコミュニティ推進事業費のところですが、365万2,000円の減額となっておりますが、これは地域おこし協力隊を確保するためのお金だったのでしょうか。応募はしてもらえなかったのでしょうか。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** この地域おこし協力隊につきましては、お問い合わせが二、三件ありまして、一度1名の方が新庄までお見えになって事業内容とかをいろいろお話ししたところでございますけれども、やはり地域おこし協力隊として3年間ということがあります。3年後の自分の姿がちょっと思い描くことができないなどと応募予定の方がおっしゃられまして、今回辞退になったというような経緯があるかと思いません。

**7番(山科春美議員)** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7番(山科春美議員)** 地域おこし協力隊は、

若者の定住促進を図る上で有効な施策だと思いますが、地域おこし協力隊は来年度も応募する予定でしょうか。また、来ていただけるように工夫する必要があると思いますけれども、どのようにされますか。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 地域おこし協力隊については、来年度も募集したいと考えております。現在、想定しているのは3名を募集したいと考えております。具体的な募集は、来年1月以降募集するという形になりますけれども、今現在はホームページを活用したり、地域おこし協力隊のサイトがありますので、そちらに載せていただくというふうな形で募集しておりますけれども、過去にはビデオを作成して発信したというふうな例もございますので、地域おこし協力隊の募集人数によりまして、今後、さまざまな手法は考えていかなければいけないと考えております。

**7番(山科春美議員)** 議長、山科春美。

**下山准一議長** 山科春美さん。

**7番(山科春美議員)** ありがとうございます。ぜひいろいろ工夫していただきまして、定住促進にもつながるといいますので、よろしく願いいたします。終わります。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**3番(叶内恵子議員)** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3番(叶内恵子議員)** 何点か質問いたします。

最初に、8ページの10款1項1目地方交付税なんですが、確認です。現在、既にこちら今回普通交付税の部分の増額ということなんですが、既に普通交付税については確定をしているかと思えます。確定額が幾らであったのか、また今回補正をすることによって、残額といいますか、その表現がちょっと的確かはわからないんですが、幾ら自由に一般財源として使うことができ

るのかということが、まず1点です。

そして、次が9ページの19款1項1目繰越金なんですが、こちらの繰越金については、平成30年度の決算で行った繰越金、純剰余金といいますが、こちらの繰越金が総額という形の補正でよろしかったかどうかです。

次に、9ページの21款市債1項9目臨時財政対策債なんですが、こちらについては、補正のほうでは44億円でありました。今回732万5,000円の補正ということで、こちらの金額としてどういった費用にこれは充てられていくのかということをお伺いします。

次に、歳出の部分で、10ページ、2款1項7目企画費の地域づくり支援事業費、地域おこし協力隊起業支援補助金ということで100万円の減額になっております。当初ではこちら200万円で、この制度から考えますと、3年間終わり、そして新庄で定着をする、もしくはそのための起業の準備金というか、協力金ということの考え方であったかなと思います。もしくは今まで自分がやってきた事業を継続して新庄市に定着をして行っていくという考え方のもとに、この補助金というものが支払われていくのではないかとお伺いしているんですが、こちらが減額になった理由をお伺いします。

そして、次が20ページ、10款教育費5項11目の、こちらスポーツコミュニティ推進事業費、今、ほかの議員から質問もありましたが、これも地域おこし協力隊の募集にかかったということですが、応募が1人あったが、3年後の姿を思い描けなかったということで断念をしたという、応募にはならなかったということなんですが、今回、このスポーツコミュニティ推進事業ということで、ホームページにも載ってありますが、この仕事については、そもそもスポーツについて、応募する方が専門的な知識であったり、経験というものが必要なのか必要でないのか、そういったことをお伺いします。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 最初に交付税の部分でございますけれども、確定額としましては、普通交付税の確定額でございますが、令和元年度の交付決算額ということで37億6,026万8,000円ということで、決算額としましては見込んでございます。今回の補正によりまして、残額といいますが、今後どのくらい残っているのか、予算化できるのかということでございますけれども、1億8,102万5,000円でございます。

それから、2点目の繰越金につきましては、前年度繰越金ということで、平成30年度の実質収支額が繰越金になるわけでございますが、こちら9億3,016万3,000円というふうなことでありますけれども、こちら残りの財源としましては、今回補正後の額としましては、残額がゼロになると、全て歳入に充てているというふうなことでございます。

それから、臨時財政対策債の充当先でございますが、今回の補正予算の全般の、特に充当先という特定のものではなくて、全体の中で調整させて使わせていただいているというふうな状況でございます。以上です。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 10ページの地域おこし協力隊起業支援補助金200万円からなぜ100万円に減額したのかというふうな理由でございます。当初、地域おこし協力隊は最長3年という任期になっておりますけれども、当初、令和元年度に退任する予定の2名が起業したいというふうな意向を示しておりましたので、200万円を予算措置させていただいたんですけれども、実際のところ今年度2名の方が起業計画書を提出したんですけれども、1名の方の内容が起業及び定住につながるような内容ではなかったため、対象とならず、なおかつ御本人が8月末をもつ

て地域おこし協力隊を退任されたということで、今後、活用する見込みがないということで減額させていただくものでございます。

**渡辺政紀社会教育課長** 議長、渡辺政紀。

**下山准一議長** 社会教育課長渡辺政紀君。

**渡辺政紀社会教育課長** 20ページの社会体育費の中のスポーツコミュニティ推進事業の地域おこし協力隊の件でございますけれども、専門的な知識や資格については、この応募に当たりまして特に求めるものはないような状況で募集をかけたところでございます。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 失礼しました。先ほどの発言で臨時財政対策債を44億円と申し上げましたことを訂正いたしまして、4億4,000万円でありました。失礼します。

最初に、地方交付税については、残り、残りという言い方が適切かはわかりませんが、今後、計上、一般財源として活用できる金額がまずは1億8,102万5,000円となっているということで、このちょっと確認をさせていただきたかったものですから、質問いたしました。

繰越金についてなんですが、今のところは前年度からの繰り越しということで、実質収支の部分の繰り越しであって、残額についてはもうあとゼロ円だということなんですが、新庄市のこの規模に対して、この去年の数字ではあります、実質収支比率が今回補正をした9億3,000万円という金額が9.8%でありました。

この9.8%なんですが、新庄市の規模として実際は何%であることが望ましいと財政課のほうは見ているのか、その財政計画の中で繰越金については3%の目標があるのかないのか、そちらのほうを伺いたいということと、実質公債費比率につきましても、予算の中の全体で使っていくということで、これは経常的費用に使われていくということなんですが、今現在、この

令和元年度のこの発行額によって相当額、この中で総額が幾らになっていて、市債、公債費に占める割合がどの程度になっているのかということ伺いたいと思います。

次に、地域おこし協力隊の2款1項7目については、年度途中で1名がやめられたと、辞退された、退職されたということで、この方がかかわっていた事業というのが、当初予算の中であった地域活性化事業ということだったのかなと思うんですが、この事業はどんなふうに進んでいって、またどんなふうになっていたのか。

また、この事業を例えば3年の間で中断するというので、そこにかかわった方たちがあれば、事業が途中で終わって何らかの不都合が生じているだったり、困り事があるだったり、そういったことがあるのかないのか、そのことを伺いたいということ。

そして、スポーツコミュニティ推進事業については、先ほどほかの議員からもあったように、地域おこし協力隊の制度というのが、都市部から決められたところの、都市部から不利な地域という言い方は変ですけれども、こういう田舎に募集して来るといことなんですから、今回来ていただいて、そして面談等をされたということなんですから、それをもう少し、お話し地域おこし協力隊という制度があるかと思うんですね。

募集をかけて、そして2泊3日とかで来ることができて、そして新庄市の中でどんな事業を求めている、どういったことをやれるのか、可能性があるのか、将来定住につなげていくことができるのか。そういったことを来てもらう方に試していける制度があるんですが、こちらのその制度というのは、特別交付税で上限100万円ということで活用することができるかなと思うんですが、この部分についても活用していくべきなのではないかなと思うんですが、そういった点についてどのように考えているのか伺い

たいです。

**平向真也財政課長** 議長、平向真也。

**下山准一議長** 財政課長平向真也君。

**平向真也財政課長** 最初に、前年度繰越金の部分でございます。実質収支比率の適正值ということでございますけれども、特に適正值という形で我々のほうで受け取っているものではございません。確かに平成30年度の実質収支が非常に多くなり過ぎたというふうなことでございますけれども、こちらについては、やはり歳入のほうでかために見込んでいたということもありますし、市税などで実際に予算以上に収入があったというふうなことで保留財源が生じたものということでございます。

また、歳出の面におきましては、予算の執行段階におきまして、入札により契約差金が生じたりと、あるいは事務改善や効率化の努力の結果ということもございます。また、当初見込んでいた事業の規模が実施できなかったということで、実質収支が生じてしまったという面もございますので、確かに予算編成上はこういったことのないように留意しながら編成していく必要があるというふうに考えてございます。

それから、2点目の御質問は、臨時財政対策債の割合ということでよろしかったでしょうか。平成30年度の決算値で申しますと、約70億円近い、69億1,300万円という額でございまして、市債残高の約5割近くを占めているというふうな状況でございます。5割です。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 8月末で退任された、地域活性化事業というふうな位置づけをしておりましたけれども、もともとは看護師養成所にかかわりたいということで来られたんですけれども、そちらのほうになかなか停滞ぎみだったものですから、地域づくりのほうに自分でやりたいという方向性を見出して取り組んで、さまざま

な仕掛けを行っていたと思います。御本人の考え方ではいろいろなところにかかわって、実施するのは地域の方だよというふうな考え方で進めたようですので、その中で例えば新庄・最上文化政策推進会議というのを立ち上げてさまざまな講演会を開催したり、例えば山ブドウワイン、そちらのほうにもかかわっていてさまざまにかかわっておりますけれども、その後、その組織自体がどういうふうな形で存続しているかということの詳細については確認しておりません。

なおかつ不都合がなかったのかということにつきましては、不都合があったということ自体は確認していないところです。

また、2点目の地域おこし協力隊のお試し制度を活用するのかもしれないのかというふうな御質問だと思うんですけれども、今現在は、そのお試し制度というところまで活用する考えはございません。どちらかという、こちらのほうに来ていただいてやることを見つけていただきたい、そして定住につなげていただきたいというふうな考え方で進めております。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** まず、繰越金なんです、特に財政運営計画の中にあって適正とするそのパーセンテージというものは特になんか、特に考えていないということかと思うんですが、経験則的に全国的な自治体の状況によりますと、3%から5%が望ましいというふうにされています。その枠というのが地域ごとの状況によるということで、3%から5%。

そして、これを新庄市の財政、この繰越金の状況に当てはめてみますと、例えば平成23年度、7.5%、平成24年度、8.1%、平成25年度、5.6%、平成26年度は適正2.9%、平成27年度、5.8%、平成28年度もその範囲内4.8%、平成29年度、7.3%、また平成30年度が9.8%、こちら

を例えば5%というところで数字に変えていくと、それぞれ平成23年度であれば2億4,000万円、平成24年度であれば2億9,000万円強ですね。そして、平成25年度は5,800万円程度、平成26年度は適正であったと。平成27年度は7,500万円程度、そして平成29年度2億1,600万円程度というふうに5%を目安にして考えていった場合、このぐらいの金額が一般財源として使えるのかなと。

そうしますと、その目標の設定をしていくということが非常に実は大事なのではないかなと。そして、新庄市で必要とされている農業振興であったり、あとは産業振興であったり、市の人材の確保であったり、そういった人件費であったりということに向けられるのではないかなと思うんですが、その財政運営をしていく上で、いや、いろんなことが起こるから、そのパーセンテージを持たないほうがいいんだとするのか、いや、そういうのはちょっと見込みながらやはり全体最適という形になっていくような形でパーセンテージを見込めていったほうがいいのだというふうな考え方を持ってもらったほうが、私はいいのではないかと考えているんですが、これまでこういったことを財政運営していく中で考えたことがあったのかなかったのか、そういったことを伺います。

また、臨時財政対策債は、平成30年度については約70億円、そして、市債残高の5割になっているということ、大変大きい数字になっていると思います。どうしても地方交付税の構造上でこれがなければ経常経費を賄っていくことができないんだという考えもあるかと思うんですが、そろそろこれが増大していくことで、本来ストックとして市債を発行していかなきゃいけない事業について、公債費が圧迫されることでできなくなっていく、難しくなっていくんじゃないかということも懸念されるわけです。

そうすると、この臨時財政対策債についての

やはり市としての考え方というのは、後年度措置されるといってしましても、その後年度措置されている金額を見ると、絶対的に追いついていかないのが実情かと思います。そういったことも踏まえてどういうふうに考えているのか、話し合われていることがあるのかどうなのか、その点を伺いたいということです。

あとは、地域おこし協力隊のスポーツコミュニティ推進事業ということについては、国の特別交付税でお試し地域おこし協力隊ということの後で支払われるということになると思うんですが、できるというその制度をやはり活用して、その地域おこし協力隊もその人の人生があるわけで、3年終わってやっぱりちょっとだめだったわとなるのか、それとも3年間の活動を経て、やっぱりここで根を生やしてやってみようとするのか、そういった人生設計を考えていく必要も非常にあるなと思っております。

今のところはお試しのその事業を活用するというは考えがないということなんですが、今後、やはり必要なのではないかと。全国的な動向を見ると、もう既に平成30年度で1,061団体がこの取り組みをしているとなると、どうしても人の奪い合いがもう始まっているのは、重々担当課は承知しているかと思います。新庄市のよさをより地域おこし協力隊で募集してくださる人にアピールしていくという機会ということも必要なのではないかなと考えています。再度いかがでしょうか。

**伊藤元昭副市長** 議長、伊藤元昭。

**下山准一議長** 副市長伊藤元昭君。

**伊藤元昭副市長** 非常に叶内議員大変勉強されておりまして、財政についての御質問は非常に詳しく御質問されるわけですが、実質収支比率、物の本では3%から5%が適正ではないかなんて書いてあるのも確かに承知しているところでございます。

先ほどずっとこの四、五年の実質収支比率の

中で、とりわけ平成30年度決算においては9.8という繰越金が多く出たという結果にはなっております。この繰越金の考え方でありますが、基本的に決算で初めて出てくると。

ただ、その決算に出る前におおよその見込みを立てながら繰越金というのは当然あるわけですが、新庄市では当初予算で1億6,000万円と、今はですね。来年度はどうか分かりませんが、平成31年度予算では1億6,000万円という数字を計上しております。

このウエートからいけば、全体の予算のウエートから言えば、結構最初から繰越金を若干見ているというふうな、多目に見ているという状況です。

財政サイドでもいろんな考え方があるかと思えます。繰越金が要するに翌年度に使える繰越金ですから、当初予算は当初予算で計上するわけですが、補正財源としては貴重な財源になってくるわけですね。補正財源をある程度とっておかないと、歳出、その補正する財源として確保していく必要もあるという考え方も1つはあるのではないかとこのように考えているところであります。

形式収支で歳入と歳出が赤字になるような、三角になるようなことでは当然困るわけですが、やっぱりある程度の繰越金は当然確保する必要があるのではないかなというふうに考えているところであります。

あと、臨時財政対策債のお話ですが、叶内議員もおっしゃるとおり、これ地方交付税の制度の中での臨時財政対策債という位置づけがなっております。これはここまで発行できますよ、交付税の算定と一緒に数値が示されるわけですね、それを活用しないというのは、これはあり得ないというふうに考えております。

交付税と同じように一般財源という形になっていますから、これは将来どうなるかというのは非常に心配はしておりますけれども、現在、

多分きょう国の予算編成の中で総務大臣と財務大臣が折衝を行ってしまっていて、来年度の地方財政計画の中で交付税をどのぐらい見るか、あるいは交付税が足りなかった分を臨時財政対策債でどのぐらい見るかというふうな、多分折衝なんかも行っているのではないかと思いますけれども、基本的には臨時財政対策債は地方交付税を補う一般財源でありますから、これは許される限度で当然発行していくのが財政運営としての基本というふうに考えているところでございます。

**関 宏之総合政策課長** 議長、関 宏之。

**下山准一議長** 総合政策課長関 宏之君。

**関 宏之総合政策課長** 地域おこし協力隊制度のお試し制度を使わないかということで、結論的に申しますと、将来的に使う可能性はございます。予算要求が終わった時点でもう来年度についてはこの時点では考えていないということでございます。地域おこし協力隊自体がどちらかということとお試し制度の性格も持っていますし、1年経験してみたいというふうな形でもできるわけですが、やはりお試し移住という意味合いが強いとすると、今後、どちらのほうに住んでいただいて体験してもらいたいのかということとか、さまざまな課題があると思いますので、こちらのほうの受け入れ体制をどうするかということを検討した上で、取り組むとすれば取り組むべきだろうと思います。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第68号令和元年度新庄市一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

### 日程第25議案第69号令和元年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

**下山准一議長** 日程第25議案第69号令和元年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第69号令和元年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり

り決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

### 日程第26議案第70号令和元年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

**下山准一議長** 日程第26第70号令和元年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第70号令和元年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

**日程第27議案第71号令和元年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）**

**下山准一議長** 日程第27議案第71号令和元年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第71号令和元年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

**日程第28議案第72号令和元年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）**

**下山准一議長** 日程第28議案第72号令和元年度新

庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第72号令和元年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

**日程第29議案第73号令和元年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）**

**下山准一議長** 日程第29議案第73号令和元年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第73号令和元年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第74号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、

議案第74号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時38分 休憩

午後1時54分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 日程第30議案第74号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)

**下山准一議長** 日程第30議案第74号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 日程の追加

**下山准一議長** 追加案件が出ておりますので、ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

**石川正志議会運営委員長** それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午後1時40分から、議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長及び関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をいたしたところであります。

協議の結果、議案第103号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

についての議案1件及び議案第98号令和元年度新庄市一般会計補正予算（第4号）から議案第102号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算（第4号）までの補正予算5件並びに議会案第6号次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出についての議会案1件を本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案1件、補正予算5件、議会案1件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案1件、補正予算5件、議会案1件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後1時59分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 日程第31議案第103号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

**下山准一議長** それでは、追加日程に入ります。

日程第31議案第103号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** それでは、議案第103号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、山形県人事委員会勧告に鑑み、職員の給料月額、期末勤勉手当及び住居手当並びに特別職の期末手当について必要な改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、給料月額につきまして、初任給及び若年層に重点を置いた給料表の改正、また期末勤勉手当を0.05月引き上げるものであります。この改正に合わせて、市長、副市長、教育長及び議員の期末手当につきましても、支給月数を0.05月引き上げるものであります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第103号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第103号は委員会への付託を省略することに決しました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時01分 休憩

午後2時08分 開議

**下山准一議長** 休憩を解いて再開いたします。

議案第103号について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 初任給、あるいは若年層の給与引き上げ、それから期末手当の0.05月プラスという、これは人事院勧告に基づいてということで、これはいいと思います。

ところで、市長等、議員等の期末手当も0.05月引き上げというお話がございました。そこで、1つは、総額、この市長等、議員等の期末手当の引き上げ額の総額は幾らか。それから、それぞれの引き上げ額は幾らになるのか。3つ目として、人事院勧告というのは公務員から争議権をとるかわりに付与されたものだと聞いております。それと市長等、議員等は関係ないのではないか。お願いします。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

下山准一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 今回の引き上げ額ということでございますけれども、市長については6万4,400円、副市長につきましては4万9,000円、そして教育長については4万1,300円、議長におきまして3万1,360円、副議長におきまして2万7,650円、また議員につきましては2万5,900円ということでございます。

そして、今回の特別職の期末手当の引き上げということでございますけれども、人勧の制度の中で一般職の引き上げということを実施したところでありますが、確かに国の人事院の勧告の制度、そして県の人事委員会の勧告の制度においては、特別職は対象にはなっていないというところではございます。

しかしながら、この勧告が民間の給与の実態を反映させるという制度の中で、国の特別職においても勧告に準じて引き上げておりますし、県の特別職においても同様に引き上げてきた経過、今回もそうですけれども、ございますので、本市においても同様の形で勧告に準じて実施したいということでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） それぞれ市長は6万4,400円、副市長は4万9,000円、教育長は4万1,300円、議長は3万1,360円、副議長は2万7,650円、議員は2万5,900円の引き上げということで、全部で幾らになるのかももう一度お願いします。

それから、人事院勧告の制度には対象になっていないというお話でした。民間の給与の実態を反映ということですが、民間の給与の実態の反映の中身がこの特別職の給与の引き上げとどのようにかわるのか再度お願いしたいと思います。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

下山准一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 額につきましては、市長ほか三役については15万5,000円、あと議員については44万8,000円、合計60万3,000円ということでございます。

人事委員会の制度ということでございますけれども、勧告の制度ということになります。民間の給与の調査のときに、学歴別、経験別、職種別等の職種ごとの比較をしまして、一定の事業規模以上のところを集計しつつ、その乖離を求めるということでございます。

その際、当然ながら、景気動向を反映してそれが勧告に反映されるわけですが、特別職についても、民間であれば取締役関係ということになります。その方も雇用情勢とか、景気動向を反映されるわけですから、そういう意味も含めて国の特別職も引き上げ実施しておりますし、県の特別職も引き上げを実施するというのが、今の全国的な一つの考え方であるというふうに捉えております。

そのようなことから、市としても同様の形で実施したいということですので、御理解いただければと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 人事院勧告のそもそもなんですけれども、これは働く労働者が賃上げしてもらいたいということで、昔は公務員もストライキ権を認められたりして、暮らせる賃金にしてもらいたいというふうに雇用主に対して、労働者が一致団結して組合などをつくったりしながらストライキ権を行使してきた。

これが公務員になしというふうにされてきたということで、そのために、じゃあかわりに民間の状況はどうかというのを見て公務員の給料が下がっている場合は倣って上げるようにというふうな話ができる、あるいは下がるかもしれませんが、そういうことで出てきた人事院勧告です。

そういう意味で、取締役などは労働者というふうには民間の場合考えられない。そう考えると、取締役までが上がっているからということとで国及び県及び市の特別職の皆さんが上げねばならないということは、私は市民は納得しないだろうと思います。特別職は労働者と同じ立場ではないんです。民間の取締役も労働者ではないと思うんです。

そういう意味で、市民が特別職については非常に厳しい目を、私たち、私も特別職に置かせていただいて厳しいわけです。それは市民の皆さんの、労働者の生活実態がとても厳しいということから、比較的高い方の給料について、特に新庄市では特別職に、私たちに当たるわけですが、そこに対して労働者の権利として据えられた公務員の人事院勧告、これに沿って比較的高いと言われている特別職の給与まで上げるというのは、市民感情からいって納得できないというふうに思うんです。

そういう意味では、これは上げないで、市民福祉のほうに、私も請願のときに言いましたが、飽食の時代に合致しない、2割ぐらいの方が私も知っている方いらっしゃると思いますが、本当に食べるもの何するというので、日々の食べ物に

苦しんでおられる所得の低い方々に福祉として何やかにやと、何ができるかというふうに提案し、それに向けてお金を少しでも使う。

私はそういう市政であるべきだと思うんですが、そして、地方のことは自分たちで決められるわけです。決めるのはこの場なわけです。そういう意味で、この場でおられる立場から、私たちは特別職の人事院勧告に倣って上げるというのは市民感情からいっていかがなものかと思うわけで、その市民の声などは聞いたことがございませうでしょうか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

下山准一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 人事院の勧告の制度は争議権の代替措置ということは十分承知しておりますし、それがスタートだったということは理解しております。そして、今回の勧告は、景気動向を踏まえて、雇用情勢を踏まえて0.05月引き上げるといふ勧告に準じて引き上げた内容での改正案でありますけれども、例えば不景気になった場合、実際に10年前、リーマン・ショック当時は相当大幅な引き下げが実施されております。その際に、引き下げのためにも、そこも含めて勧告に準ずるといふことは、引き下げるべきときに引き下げる意味も含めての今回の改正条例だということ御理解いただければと思います。

下山准一議長 ほかにありませんか。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

14番（石川正志議員） 一般論になり恐縮です。昨年度も本12月定例会で人勸に伴う給与の改正、それから特別職も同時に期末手当を上げるというところ可決した記憶があります。今、総務課長の答弁の中で、例えばこのたびは2年続けて引き上げするんだということと、特別職もそこに含めたという判断で、今の答弁の中で、仮にじゃあ民間の方々が下がったと。県の人事委

員会勧告としても公務員の給与は引き下げるべきだろうとなったときに、当然職員の分は引き下げる、あわせて新庄市の場合は、このたびは0.05月の期末手当特別職の引き上げがありますが、そのときは我々も身を切るという考え方でよろしいんですね。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 以前は毎年期末手当が引き下げになった時期がございます。そういうことからしまして、引き下げの人事院勧告が出ましたら、新庄市の特別職においても当然引き下げた形で対応していくのが全てかなというふうには感じております。

**14番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**14番（石川正志議員）** これ昨年も、また話を持ち出して恐縮です。修正動議が出たかと思えます。納得いただけない方が2名以上いらっしゃったところで修正動議が出されたわけです。そうすると、議員、我々特別職は、自分はあるほど立派なことを言っているのに納得できない。いただいた分の報酬をお返しすると、残念ながら我々は公職選挙法に抵触してしまうところで、法務局へ預けるといふことしかできないのかなと、今考えていますが、まずそのやり方しかないのか、ほかに妥当な方法があるのか。給料が、大体報酬が引き上がった部分に対して自分は納得できないから要りませんよと意思表示をする方法はまずほかにないのか。

あとは昨年度、立派なことを申し上げながら、反対された方、供託なりされた事実があればお伺いしたいのですが。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 去年の改正条例関係のお話ということですが、我々としましては、条例が可決されれば、その額でお支払いするとい

うのが必ず行わなければならないことになります。条例に基づいてお支払いして、その結果、受け取った方がどういう考えでどういう行動をとるかということまでは、ちょっと我々のほうでは把握はしていないところでございました。

**14番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**下山准一議長** 石川正志君。

**14番（石川正志議員）** 当時、1名減じゃなくて18名議員がいたわけですね。修正動議というのは2名以上の賛同者がいなければ出せない。最低でも2名は納得していなかったと。

ただ、今、執行部のほうで供託したかしないかは確認する方法はあるかないのかわかりませんが、口先では立派なことだけ言っておいて、実は自分もちやっかりもらっているという方がいらっしゃるといふのは我々は非常に残念だと申し上げて質問を終わります。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

**3番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3番（叶内恵子議員）** 今回の見直しに際しまして、職員の組合との話し合いというものはどうであったのか、そちらの内容をどのようにわかり合ったのか、決着をしたのかということを含めて伺いたいということと、やはり条例というのは、その自治体が自主的に改定をしていける、そして議会で議決をしていくということになるかと思えます。

そうしますと、いろいろなさまざまな意見がありますが、この特別職に対しては、全体的な金額を見てもやはり据え置きをしても何ら差し支えないのではないかなというふう思ったわけです。そういった考えはなかったのかどうか。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 組合との関係ですが、組合には山形県の勧告の内容をお互い確認して、

その勧告の内容に準じて改正条例を出すという  
ような説明をしまして、それに対して組合では  
異議というものはありませんでした。

あと、もう一点の上げない選択はどうかとい  
うことですけれども、これまでも国においても  
特別職については勧告に準じた形で改正してき  
た経過がございますし、県においても勧告に準  
じて改正している事実がありますので、それに  
倣う市町村がほぼ全てという実態も踏まえて、  
新庄市としても改正条例案を提案したいとい  
うことのでございました。

**3 番（叶内恵子議員）** 議長、叶内恵子。

**下山准一議長** 叶内恵子さん。

**3 番（叶内恵子議員）** 一般職については、新  
庄市の給与が適正であるか、ボーナス含めて適  
正であるかということを見たときに、この類似  
団体で比較していくともう少し上げてもいいの  
ではないかなということが見えます。

一方、特別職については、類似団体よりもや  
はり高いです。それがじゃあ適正か、適正じゃ  
ないのかということをはかるには、やはりもう  
少し時間をかけて、このように不意打ちのよう  
に条例をぼんと出してくるのではなくて、特別  
職については、その金額が適正であるのかどう  
なのか、何をもってはかるのかというのは、や  
っぱり出し合わなければいけないと思うんです。

市民の中からその声というのは、担当課は聞  
こえてきているかわかりませんが、私のもとに  
くる声とすると、上げるんだったら、上げても  
いいんだと。でも、その分自分たちのやっぱり  
託していることであったり、新庄市をこのよう  
にしてほしいだったり、そういった方向に動い  
ているかいなかと考えると、なかなか見えな  
いという声は自分には多く入ってきてまして、  
その中で、一方的に上げていくというのは納得  
ができない。

そして、今回使用料は上がるわけですから、  
そういったことを考えても、全体的に見たとき

に、本当に適正なのかどうなのかというのは、  
もうちょっと時間をかけてやっぱり議論をして  
いってもいいのではないかと思ったんですが、  
その点についてはどうでしょうか。

**小松 孝総務課長** 議長、小松 孝。

**下山准一議長** 総務課長小松 孝君。

**小松 孝総務課長** 県内の状況を見ましても、同  
様に追加の提案で引き上げるというのが大多数  
であります。今回の改正というのは支給月数の  
改正になりまして、その支給月数が何が適正か  
という大きな指標として、他団体においても人  
事院勧告、または県人事委員会の勧告に準じて  
いるのが今の全国的な大きな判断となっている  
ところです。それを踏まえて、本市も同様に改  
正したいという中での条例案でございました。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よっ  
て、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。  
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討  
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ  
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第103号新庄市一般職の職員の給与に関  
する条例等の一部を改正する条例については、  
原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

**下山准一議長** 御異議がありますので、電子表決  
システムにより採決を行います。

議案第103号について、原案のとおり決する  
ことに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸  
君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

**下山准一議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成14票、反対2票、賛成多数であります。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

## 議案5件一括上程

**下山准一議長** 次に、日程第32議案第98号令和元年度新庄市一般会計補正予算(第4号)から日程第36議案第102号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算(第4号)までの補正予算5件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第98号令和元年度新庄市一般会計補正予算(第4号)から議案第102号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算(第4号)までの補正予算5件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第98号から議案第102号までの令和元年度新庄市一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正内容につきましては、議案第98号から議案第102号までの一般会計と3つの特別会計及び水道事業会計において、議案第103号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に合わせまして所要額を補正するも

のであります。加えて、一般会計におきまして、道路橋りょう災害復旧事業に係る費用の追加補正を行うものであります。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1,888万4,000円を追加し、補正後の予算総額を191億8,255万2,000円とするものであります。また、第2表地方債補正におきまして、道路橋りょう災害復旧事業債の変更を行うものであります。

補正の財源といたしましては、地方交付税、国庫支出金及び市債を充てるものでございます。

歳出につきましては、各款ごとの職員給与費のほか、道路の災害復旧事業費を補正しております。これについては、災害復旧工事を行う中で、当初想定していなかった箇所に被害が拡大していたことから、追加事業費3,320万円のうち、不足する額について追加補正を行うものであります。

議案第99号公共下水道事業特別会計から議案第101号介護保険事業特別会計までの3つの特別会計につきましては、3会計合計で22万7,000円を追加するものでございます。財源といたしましては、一般会計繰入金などを充てております。

議案第102号水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出に21万2,000円、資本的支出に3万円を追加し、議会の議決を経なければ流用することのできない経費において、職員給与費として24万2,000円を増額するものでございます。

以上、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明がありました議案第98号令和元年度新庄市一般会計補正予算(第4号)から議案第102号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算(第4号)までの補正予算5件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への

付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第98号から議案第102号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第98号令和元年度新庄市一般会計補正予算(第4号)について、質疑ありませんか。

**1 番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。

**下山准一議長** 佐藤悦子さん。

**1 番(佐藤悦子議員)** 16ページの災害復旧費で、道路橋りょう災害復旧費で、被害拡大していたということでしたが、どのようなところで、どのように拡大していたのか教えていただけますか。

**長沢祐二都市整備課長** 議長、長沢祐二。

**下山准一議長** 都市整備課長長沢祐二君。

**長沢祐二都市整備課長** このたび追加の補正を計上させていただいている内容につきまして御説明申し上げます。

道路橋りょう災害復旧工事費の中で、今年度発注しております道路に関する3本の災害復旧工事を今年度実施しているところでございますが、そのうち2本につきましてはおおむね完成を見込みまして精算に向かっているところでございます。

その中の1本、上山屋萩野線道路災害復旧工事におきまして、工事の進捗に当たりまして完成形のり面の整形をしていたところ、そのり面の崩落が発生したというふうな状況にございます。その崩落が発生したことを受けまして、工事を一時中断し、国・県と設計内容の見直しを行い、再度協議を行ったところでございます。

その結果によりまして、崩落した部分を含めたり面の勾配の見直し、あとのり押さえの構造物の設置、あと勾配を見直ししたことにより

ます土砂の処理の増加が見込まれることになったものですから、その分の費用の追加を見込んでいただいております。

実際の費用につきましては、現在、2,160万4,000円の工事契約につきまして実施しているところではございますが、現在の状況を踏まえまして、降雪時期にも当たりましたので、年内の工事を一旦精算を行いまして、改めて残りの部分について工事を発注するという予定でございます。

その残りの部分の発注金額、想定金額が3,320万円ということになっておりまして、現在の既決予算額との相殺で、今回不足しております1,034万1,000円を補正するという内容になっております。以上でございます。

**下山准一議長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第98号令和元年度新庄市一般会計補正予算(第4号)については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号令和元年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第99号令和元年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号令和元年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第100号令和元年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)については、

原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号令和元年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第101号令和元年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算(第4号)について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第102号令和元年度新庄市水道事業会計補正予算(第4号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

### 日程第37議会案第6号次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出について

**下山准一議長** 次に、日程第37議会案第6号次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長今田浩徳君。

(今田浩徳産業厚生常任委員長登壇)

**今田浩徳産業厚生常任委員長** それでは、議会案第6号をお手元をお願いします。

次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年12月18日。

新庄市議会議長下山准一殿。

提出者新庄市産業厚生常任委員会委員長今田浩徳。

次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出。

わが国は飽食の時代を迎えて久しく、国民は日々の生活の中で、食の裏側にある様々なリスクを認識することが難しくなっている。

そうした中で、今後とも国産農畜産物の安定供給を確保し、持続可能で豊かな食生活を守り続けるために、現行の食料・農業・農村計画にある不測時の食料安全保障に止まらず、平時より「質」と「量」の両面で食料安全保障の確立を目指す必要がある。

現在、政府において、中長期の農政の指針となる食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討が行われているが、見直しにあたっては、食料安全保障に資する基本政策を確立する観点から、生産面及び消費面からの対策を明記し、その実現に向けた具体的取り組みを進めることが必要である。

については、食料安全保障に資する基本政策の確立に向け、下記のとおり強く要望する。

#### 記

政府は、食料・農業・農村基本計画の見直しにあたり、次の提案事項を反映すること。

1. 食料安全保障を確立するための将来像の具体化。

現行計画および関連施策の十分な検証を行い、現在掲げる食料自給率目標(生産額ベース:73%、カロリーベース:45%)が確実に達成されるよう、生産基盤の強化等に向けた関連施策の構築を行うこと。

生産努力目標等の設定にあたっては、わが国農業生産基盤の根幹である農地面積および農業就業者数についても減少傾向に歯止めをかける高い目標の設定を行うとともに、優良農地をはじめ農地の保全・維持につながる施策の強化を行うこと。

2. 消費者の信頼・理解拡大に向けた施策の強化

(1) 食の安全・安心に関わる環境整備

①TPP11、日EU・EPAなど、国際化進展による環境変化を踏まえて、原料・原産地表示制度を中食・外食にまで拡大し、国産農畜産物に信頼を寄せる消費者の食の選択性を確保す

ること。

②生産現場のGAPの普及・実践、事業者のHACCPに沿った衛生管理導入については、人材育成の支援強化をはじめ、普及の道筋を具体化し、農業の持続可能性の確保、食の安全・安心の取り組み強化へとつなげること。

(2) 食農教育の実践・強化と新たな国民運動の展開

①地産地消、国産消費の拡大を着実に進める観点から、食料・農業・農村基本計画に掲げる目標・施策と連動した食育推進基本計画の実践・進捗管理を行うこと。また、食農教育や和食推進においては、関係省庁（農水省・文科省等）の連携を強化すること。

②経済界等を巻き込んだ国民運動を展開・強化し、国産の消費拡大、農業・農村の理解拡大をすすめること。その際、SDGsも切り口とし、教育関係者、料理人、行政、団体・企業等による幅広いネットワーク構築を行うこと。

③食料・農業・農村に関する「統一運動週間」を制定・周知するなど、これまで基本計画に掲げてきた「国民的議論の深化」をすすめる方策を確立すること。

3. 国産農産物安定供給のための生産基盤強化と地域政策の強化

(1) 多様な農業経営が持続的に維持・発展できる施策の確立

家族農業・中小規模農家の経営維持・継承にかかる支援を強化するとともに、基幹的農業従事者や法人経営体等だけでなく、多様な農業経営が維持・発展する将来像を「次期農業構造の展望」に具体化すること。

(2) 戦略的な輸出拡大に向けた政策の強化

農林水産物・食品輸出の現行目標（令和元年：1兆円）にかわる新たな目標・戦略を策定し、その実現に向けて官民一体となった取り組みをすすめるとともに、和牛の増頭・増産をはじめ生産基盤の強化や流通の合理化など、農業

者・産地の所得増大につながる政策を具体化・強化すること。

(3) 中山間地域をはじめとする地域振興対策の充実

①就農促進施策に中山間地域加算を措置する等により、特に農業者の減少・高齢化が進む中山間・過疎地域の就農を確保・安定させるとともに、薬用作物・有機など特色ある農産物生産にかかる支援を強化すること。

また、ふるさとの魅力を発信するとともに、既存の農業政策と移住・定住支援を統合・強化した新たな支援策を構築すること。

②日本型直接支払・中山間地域等直接支払制度については、交付水準引き上げをはじめ、国による十分な予算措置を行い、農地維持・環境保全だけでなく、地域の防災・減災機能の維持・向上につなげること。また、放牧などの粗放的な農地保全について具体化すること。

(4) 災害に強い農業づくり

食料供給だけでなく地域の安全保障を確保する観点から、持続可能な災害に強い農業づくりを次期基本計画において具体化すること。

(5) 鳥獣被害対策の強化

高止まりする鳥獣被害を確実に減少させるため、新たな対策目標の設定や狩猟期間拡大など狩猟制度の緩和等を行い、鳥獣対策の取り組み強化につなげること。

(6) スマート農業・労働力確保対策の促進

①農福連携や外国人材活用、スマート農業の導入を推進して、産地を維持・活性化すること。また、その目指す姿を「農業構造の展望」および「農業経営等の展望」に具体化すること。

②スマート農業の導入と連動した産地づくりをすすめること。その際、スマート農業の低コストでの現場実装をすすめるため農業者をサポートする組織の体制整備等を行うとともに、さらなる生産性向上等に向けて農業施設の再編・機能強化につながる要件緩和等を行うこと。

(7) 国産の安定供給・価格安定、農業所得の確保にかかる制度の強化

国産農産物の安定供給・価格安定、農業所得の確保をはかる観点から、経営所得安定対策や野菜価格安定制度に加え、収入保険制度の推進を行うこと。

(8) 知財対策の強化

国産農畜産物のブランド・信用を保ち、農業者の所得を確保する観点から、種子・遺伝資源にかかる総合的な知財戦略と万全の制度を構築するとともに、関係者等への周知・啓発の徹底をはかること。

4. 次期基本計画の実践に向けた政策推進等

(1) 国・都道府県・市町村の連携、着実な実行体制の構築

都道府県・市町村の政策推進体制との連携を強化し、食料・農業・農村基本計画に掲げる目標・施策が着実に推進されるよう促すこと。

(2) 地域における行政・団体の役割発揮等

① J Aグループが自己改革をすすめる中で、農業や地域で大きな役割を果たしていることについて、次期基本計画に適切に位置付け、政策推進を行うこと。

② 農業者等にかかる統合データの整備・共有を行い、関係団体・行政がさらなる連携と役割発揮を行えるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣宛。

以上です。

**下山准一議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第6号次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第6号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第6号次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**下山准一議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

## 閉 会

**下山准一議長** ここで市長より御挨拶があります。市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 12月議会の慎重審議、まことにありがとうございました。

議会が始まる直前の12月5日には、本市に51センチという大雪で慌てたところではありますが、その後の好天というようなことで雪が消えつつあると。冬將軍は必ずやってくるということで、準備を怠りなく進めてまいりたいという

ふうに思っております。

ことしに入って平成という最後の年というようなことで、5月1日の令和に向けてカウントダウンが始まるといろいろな、そういうふうな話題が多かったのかなというふうに思っております。

また、県議会議員選挙、市議会議員選挙、統一地方選挙の年ということで、新たな議員を迎えまして、この新庄市政のかじ取りが始まったというふうに思っております。また、7月の参議院選挙、そして9月における私の選挙というふうな形で選挙の1年であったなというふうに思っております。

9月定例会冒頭には意思を持っておりましたが、諸事情により看護師養成所の事業を中止したこと、これにつきましては、希望を持っていた若者皆さんに大変御迷惑おかけしたというようなこと、ここの席からも改めておわび申し上げたいというふうに思います。

また、10月には70周年記念事業ということで、松田甚次郎さんの朗読劇も大きな感動を得た一人であります。やってよかったなというふうに思います。当日、味覚まつりも行いましたが、最近神通力もなくなりまして、雨ということで、10年目を超えるとそろそろ晴男から雨男になったかなというふうに思っているところであります。

また、その後、12月7日には新幹線延伸20周年記念事業ということもございました。もしこの新幹線がなかったらどうなんだったろうというふうに先人の本当に思い、強い気持ちで延伸活動をしていただいた先輩方に本当に敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。もしなかったらというふうなことは仮定はしたくありませんけれども、本当に新庄市が火が消えているというような状況があったのかなというふうに思います。

やはりここに今、観光協会、JR等の話し合

いの中で、新庄駅が最終駅というふうなことで、今多くの人を訪れているというこの事実をしっかりと捉えながら、いかにここにステイさせるかという知恵をしっかりと絞らなければいけないというふうに思っております。まずは新庄市内にどうとどめさせるかというようなこと、このこともしっかり来年に向かっていきたいなというふうに思っております。

いよいよ来年はオリンピックとパラリンピックの年ということで、あっという間に2020年が来てしまうなという思いであります。本当に東京に行きますと、線路のホームドアが大変ふえてきております。それは何よりもやっぱり障害者に優しいまちづくりの一端として大いに参考になることだなと思っております。線路に落ちないように、超高齢社会になっている、また目の不自由な方々も自由に乗りおろできるような、こういう政策はとても大事なことだなというふうに思っているところであります。

来年は子年というようなことで、十二支の初めの年であります。意を新たにして新庄市の活性化に皆さんとともに歩んでまいりたいというふうに思っております。

今回の年末年始につきましては、28日から5日までと9日間、超大型の年末年始になります。お酒が入る機会も大変多くなるかと思えますけれども、私も含めて、職員も含めて、議員の皆さんも心身に本当に支障のない形で改めて新年を迎えたいというふうに思っております。

1年さまざまな平成から令和というこの大きな節目に立ち会えたことも感謝したいなというふうに思っております。12月議会の慎重審議に感謝申し上げ、私からの御礼の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

**下山准一議長** 以上をもちまして、令和元年12月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 0 1 分 閉会

新庄市議会議長 下 山 准 一

会議録署名議員 今 田 浩 徳

〃 〃 石 川 正 志